

「瓷器」「茶碗」「葉碗」「様器」考

文献にみえる平安時代の食器名を巡って

Considerations of the Terms of Food Vessels in Heian Period Japan:
What Were *Shiki*, *Chawan*, *Kubote*, and *Yōki*?

高橋照彦

- ①はじめに
- ②瓷器・青瓷・白瓷・茶碗
- ③葉碗・葉皿
- ④様器・栗栖野様器
- ⑤おわりに

【論文要旨】

本稿は、考古資料から食文化の諸相をより豊かに復元していくための基礎的作業として、平安時代の文献史料にみえるいくつかの食膳具と考古資料との対応関係を追究することにした。検討結果の主な内容は、以下の通りである。

まず「瓷器」については、10世紀後半以前は「青瓷」を指すことが明らかになり、その実体は基本的に国産の鉛釉陶器と推察される。「白瓷」についても国産の灰釉陶器を指すものと考えべきだが、灰釉陶器の生産の終焉後は灰釉陶器の系譜を引く無釉の陶器や、白磁を指す場合もあると判断された。

次に「茶碗」については、唐代において茶を飲むのに愛用されたのが陶磁器であり、そこから日本でも輸入陶磁器一般を「茶碗」と呼ぶことになったものとみられる。また、『延喜民部省式』に「茶碗」なる器種名を設定されたのは、それが中国陶磁模倣の器種であったことが要因となっていることも明らかとなった。

「葉碗」「葉皿」は、国産の施釉陶器に当てて見解が出されていたが、柏などの葉で作られた食器類であったと考えるのがふさわしい。よって、葉碗と瓷器（施釉陶器）は別物であり、施釉陶器の用途も葉碗にみられる祭祀具に限定する必要はない。

語義未詳の食器名として知られる「様器」に関しては、基本的に考古資料でいうところの白色土器であるという結論が導かれた。様器の語の由来については、1つの仮説として薄様などの紙を載せて使う器であった可能性を提示した。そして、そのような使用が主に行われる肴や菓子を盛る器の意味であったのが、その用途にしばしば用いられていた白色土器に実体として固定化することになったものと推察した。

①……………はじめに

食という人間の行動は、生理的な欲求に基づくものであるが、また一方で文化的な営みでもある。その文化としての食は、時代・地域・階層・場などによって様々な形態を生んでおり、そこに歴史学による研究が占める位置も存するものといえる。この「食べる」という人間の行動の流れについては、既に石毛直道氏が図式化して示している〔石毛1973〕⁽¹⁾が、筆者もそれに倣って、A 食料獲得→B 食品加工→C 食事行動に分類しておきたい。Aは「何を食べていたか」つまり食物・食材の問題、Bは「どのように料理されたか」、調理・料理法の問題、Cは「いかに食されたか」、食事法の問題となる。Cの後には人間体内での消化・吸収の過程があるが、文化行動としては続いて、D 排泄物処理の問題があり、それも広義の食にかかわる文化行動に含めることができるかもしれない。

本稿は古代（なかでも平安時代）の食文化を中心に取り上げる予定であるが、この古代の食文化研究においても、上記のA・B・CさらにはDも含めて、それぞれに新たな成果が提示されつつある。例えば、考古資料を対象にした検討に限っても、Aの側面では動植物遺存体の同定〔小林公治1991など〕や分析科学的手法〔赤沢・南川1989など〕に基づく食生活の復元がなされている。Bの側面では、調理方法を遺物に残された痕跡から推測していく研究〔坂井1988など〕などが試みられている。またCの側面では、土製食膳具だけでなく木器など土中で腐朽しやすい遺物も視野におさめた研究が盛んになりつつあり〔埋蔵文化財研究会1996など〕、絵巻物などの絵画資料と考古資料との比較研究もある〔安田1982、松本1996など〕。最後のDの側面では、各地でトイレ遺構の検出が進められており〔大田区立郷土博物館1996など〕、そこから検出される寄生虫卵や花粉などをもとにAの側面での研究も深められている。

しかしながら、考古資料からの検討について言えば、Cの分野の食器を対象とするものが中心を占めており、研究の偏りが大きい。しかも、食文化行動全般を見据えた検討は不十分と言わざるを得ない。もちろん、その食としての機能・社会的意味の追究が不十分であったのには、遺物の年代的な位置づけや生産技術あるいは流通という基礎的な課題が山積していたことや、機能の追究などには研究それ自体として非常に困難な側面を持っていることも大きな要因であったのは事実であろう。それを乗り越えるためには、既に吉岡康暢氏も指摘している〔吉岡1994〕ように、①種々の新たな研究手法の開発、②様々な分野にわたる資料の積極的活用、などが今以上に求められるところであろう⁽²⁾。

このような現状をふまえ、本稿では、特に上記の②の方向性の検討として文献史料にみえる食膳具に焦点を合わせることにした。文献史料にみえる食器については、既にいくつかの研究が行われており、奈良時代に関しては考古資料との対応もかなり明らかになっている〔関根真隆1969、西1979、吉田1982、巽1995など〕。したがって、本稿の対象時期としては、いまだ検討が不十分とみられる平安時代、いわゆる中世の前段階である古代後半期を中心に一部中世にかけてとする。また、当該分野の研究の現状からすれば、むしろ基礎的な研究を積み重ねる段階と言うべきなので、特に食膳を構成する器のいくつかの用語、具体的には「瓷器」「茶椀」「葉椀」「椀器」などに絞って検

討を試みたい。そして、本稿では食膳具の機能や社会的意味を追究するための前提的な作業として、上記食膳具の実体解明に主眼を置くことにする。その検討過程を通して、古代後期さらには中世の食膳具様式を考える糸口も手繰りよせることを目指したい。

②……………瓷器・青瓷・白瓷・茶碗

研究史抄

まず、検討対象に取り上げるのは、奈良・平安時代の文献に認められる「瓷器」「青瓷」「白瓷」「茶碗」という用語である。「瓷器」の実体の問題については、一部ながら別稿〔高橋1994b〕で触れたことがあるが、紙数の関係もあって十分に論証過程を示すことができなかつたので、改めて「青瓷」など関連する事項も含めて検討を試みることにする。まず、簡単に研究史を振り返っておくことにしたい⁽³⁾。

第1段階（1910年代以前）

「瓷器」についてはかなり古くよりその存在が注目されており、その指し示す内容について種々の推測がなされてきた。例えば、大正年間には『考古学雑誌』誌上で「瓷器」に関する論文が相次いで発表されて、釉薬が施された陶器であるか否かの議論がなされている〔三宅1913、中山1915、笠井1916a・b、樋畑1916〕。しかしながら、当時には、奈良・平安時代の出土資料が不足していたこともあって、実体を伴った議論にはなっていなかった。

第2段階（1920～50年代）

昭和に入るとようやく平安期の遺跡調査もなされるようになり、この種の議論も新たな進展を迎えることになる。まず、肥後和男氏は、伝崇福寺跡の発掘調査報告書で「弥勒堂趾の緑釉を施せる陶器が平安期の瓷なることは殆ど疑を容れざるところ」という結論を下した〔肥後1929〕。また、大場磐雄氏は、平出遺跡の発掘報告の中で、正倉院文書の「瓷」が正倉院三彩に相当し、青瓷が緑釉陶器、白瓷が灰釉陶器に当たるとした〔大場1955〕。この大場説が、ほぼ現在の定説の原形となっている。

さらに、茶碗についても中尾萬三氏が検討しており、「仁和寺御室御物目録」の「白茶碗唾壺」などの記載から茶を飲む器物としての「茶碗」ではなく、瓷器と異なる特定の焼物であることを指摘した〔中尾1932・1933〕。ただし、それらの実体としては、茶碗を施釉陶器、瓷器を中国産の磁器とみなしている。当該期には他に、中尾説を継承する小山富士夫氏の言及などもある〔小山1943〕。

第3段階（1960～70年代）

第2段階までの研究は、文献史料の吟味が必ずしも十分ではなく、発掘資料などと厳密に対応させていく手続きがなされていたとは言い難い。その点を克服したのがこの第3段階の諸研究である。

まず注目されるのは、小林行雄氏であろう。小林氏はこれまでの説を再整理しつつ、「東大寺綱封蔵見在納物勘検注文」に記載のある「青子」が数量として正倉院三彩に合致することなどいくつかの根拠から、「青子」「青瓷」が緑釉陶器であるという結論を導いた〔小林行雄1964〕。続いて、檜崎彰一氏は『小右記』の記載において灰釉陶器の生産地である尾張・美濃から「白瓷器」が召されていることなどを根拠に、白瓷＝灰釉陶器説を支持した〔檜崎1967・1973〕。

他にも、浅香年木氏は従来までの見解を受けて、瓷器を施釉陶磁器の総称としつつ、「安祥寺伽

藍縁起資財帳」に大唐瓷器と瓷器とがみられるため、後者が国産の施釉陶器である点を指摘している〔浅香1971〕。さらに長谷部楽爾氏は、論拠を示していないものの、おそらく上記の諸研究を受けて、青瓷を緑釉陶に、青茶碗・白茶碗をそれぞれ舶載の青磁・白磁に比定した〔長谷部1972〕。

この長谷部説を受け継ぎつつ、この問題について体系的に論じたのは亀井明德氏である〔亀井1975〕。亀井氏は、陶磁器類に関わる文献史料を集成した上で検討を深めており、平安時代の陶磁器類の器名考証的研究は一層の深化をはかられたと言ってよかろう。亀井氏は、まずそれまでの研究成果をふまえ、「青瓷」「青地」「青子」「あほし」が国産鉛釉陶器、「白瓷」が国産灰釉陶器、「青茶碗」が輸入陶磁器の青磁、「白茶碗」が同じく輸入陶磁器の白磁であるという見解を採る。

そして、輸入陶磁器の問題についてより踏み込んだ検討を行い、9世紀代では本来国産施釉陶器を表現する「瓷」に「唐」や「大唐」を付加することによって輸入陶磁器であることを示していたが、遅くとも10世紀中頃には輸入陶磁器に対して「茶碗」を用いることになり、国産陶器の「瓷」と輸入陶磁器の「茶碗」が明確に区別され、用語として固定化したとしている。さらに茶碗についてはより詳しく言及し、9世紀～11世紀後半において「青茶碗」は越州窯系青磁、「白茶碗」は広東を含めた江南地方産の可能性のある白磁碗の類似品で、11世紀後半～12世紀末において「茶碗」は景德鎮窯系青白磁と褐釉陶器および青磁、「白茶碗」は福建省を中心とする東南沿岸窯産の白磁とした。なお、施釉されていない製品に「白瓷」の刻銘がある点に関しては、12世紀以降の混乱とみなした。

この第3段階で主な知見はほぼ出揃い、その成果は亀井論文に集約されたものといつてよかろう。

第4段階（1980年代以降）

亀井論文以降は、必ずしも正面切った議論を行なうものは少ないが、亀井論文のいくつかの問題点を指摘する論文が提出されている。まず、野場喜子氏は、亀井氏が扱わなかった文献史料も含めて集成を行い、文献史料から陶磁器の性格を解明する新たな取り組みを行なっている〔野場1987〕。これは今後継承されていくべき研究の方向性である。野場氏は基本的に文献史料のみの検討であるが、これに考古資料も加えて吟味していくことが次の段階の研究には是非とも必要となるだろう。さて用語の実体の問題に戻れば、野場氏は国産の無釉の陶器に「白瓷」と刻銘されている点や『延喜式』の国産陶器に「茶碗」が含まれる点など、亀井明德氏の見解に対して疑義を呈している。ただ、その点についての新たな見解の提示はない。

その後「瓷器」、特に「白瓷」の実体を検討したのが、井上喜久男氏である〔井上1992〕。井上氏も文献に見える「瓷」関係文献史料を集成し、その上で「瓷器」は須恵器を除く「鉛釉陶器と青磁・白磁を志向した高火度焼成による硬質陶器を含んだ新しい焼物」とした。そして、「青瓷」が三彩・二彩・単彩を含む鉛釉陶器の用語であるという従来の見解を踏襲しながらも、「白瓷」は施釉および無施釉を含む点を重視し、本質的には無釉の白い陶器を指す用語であるとした。

一方、同じ「白瓷」の問題について堀内明博氏は、白瓷が灰釉陶器を指すのは明らかとしつつも、無釉製品の存在については「かつて灰釉陶器として生産されていた製品が無釉となっても、なお白瓷と呼ばれていた」としている〔堀内1994a〕。

なおこの他に関連する問題として、本稿では取り上げないが、越州窯系青磁を指していたとみられる「秘色」について、亀井明德氏が近年検討を行なっている〔亀井1996〕。

以上が研究の現状である。改めてまとめれば、1975年に亀井氏がまとめた段階の見解がほぼ現在の定説になっているものと言える。しかし、1980年代以降のいくつかの指摘にあるように、まだまだ検討課題が残されている。筆者は、特にこれまでの諸研究では用語の年代的推移を視野に収めた検討が不十分であると考えている。以下ではその点を考慮しつつ、いまだまとまった結論を見ない1980年以降に指摘された点と、その他に新たに筆者が課題と考える点を加えて、再検討を試みることにしたい。

10世紀後半以前の「瓷器」

まず、「瓷器」「青瓷」「白瓷」の関係についてみておきたい。「青瓷」「白瓷」の実体については改めて後で検討することにしたいが、青瓷と白瓷は当然ながら実体として区別される対象であり、ひとまずそのそれぞれに緑釉陶器と灰釉陶器を含むことは異論のないところであろう。一方、「瓷器」は既に定説化しているように、青瓷と白瓷の総称とされている。

さて、これら3つの用語の用例を集めてみると、10世紀後半以前には「青瓷」「白瓷」の例も確かに確認できるが、むしろ単に「瓷」あるいは「瓷器」と呼ぶ場合が多いのに対し、それ以降ではほとんどが「青瓷」「白瓷」と明瞭に区別されていることがわかる〔高橋1994b, 表1〕。

ところが、現在の考古学的知見からすると、緑釉陶器と灰釉陶器の生産が9世紀前半頃に開始していたことはほぼ動かないところである。そうすると問題になるのが、10世紀後半以前に単に「瓷器」と記していた場合、その際の具体的な実体はどうなっているのかという点であろう。瓷器が青瓷と白瓷の総称とすれば、時に緑釉陶器の場合もあり、また時に灰釉陶器（あるいは無釉の陶器を含めて）の場合もあり、さらにはそれらが相混じっている場合もあったのだろうか。古代の人々は施釉されていることに意味があり、見た目異なる緑釉と灰釉の食器を一般には区別していなかったであろうか。

ただ、考古資料からすると、緑釉陶器と灰釉陶器では明らかに格差がある。例えば東海産を取り上げれば、陰刻による花などの文様を持つものは緑釉陶器であり、それを基本的に持たない灰釉陶器よりも高級品である。また、緑釉陶器の方は全面に施釉を行い、ミガキを施すなどの精製品であるが、灰釉陶器は部分的に施釉するのみでミガキは施さず、時期が下るに従い量産化し、粗雑になっていく。消費遺跡からしても、その両者の格差は窺えるところであろう。このような製品の差異があるにもかかわらず、受容者がその識別をしていなかったとは考え難い。また、文献史料からしても、先に記したように、10世紀後半以前にも「青瓷」「白瓷」の例を確認できるのであるから、識別する必要がある別用語で明記していたはずであろう。それならば、単に「瓷器」とする場合はいずれも、その両者の区別が必要のない総称としての用例なのであるだろうか。

この点について、改めて「瓷器」あるいは「瓷」の用例を集めて、検討してみることにしたい。

まず、最も古い例に属する奈良時代の史料では、「造仏所作物帳」の記載に「瓷」を確認できる〔福山1943〕。これは「瓷」の製作に当たって必要な原材料を列記したものであるが、その原材料からみて、この「瓷」が奈良三彩、つまり国産の鉛釉陶器を指すことは明らかである〔加藤・山崎1971〕。奈良三彩が平安後期、12世紀初め頃には「青子」つまり「青瓷」と呼ばれていたことは、先述のとおり小林行雄氏により指摘されたとおりである〔小林行雄1964〕。奈良時代には他にも「北倉代中間下帳」などの用例があるが、この時期はいまだ国内で灰釉陶器の生産が行われていないこ

とから、それと区別する意味で青瓷と明記する必要のない段階とみればなんら問題はない。

次に『日本後紀』弘仁6年正月丁丑条にみられる記事については、別稿で論じたように〔高橋1994b〕、尾張からの上番工人が畿内で瓷器技術の伝習を受け、長上工に取り立てられたことを示す記事だと結論付けられる。この弘仁6年頃の畿内では灰釉陶器生産が行われておらず、伝習内容も畿内で奈良時代より技術が継承されてきた鉛釉陶器生産技術と考えざるを得ない。したがって、記事に見える「瓷器」も鉛釉陶器、「青瓷」ということになる。筆者の見解としては、これを契機に尾張での緑釉陶器生産が開始し、さらに灰釉陶器も誕生したとみており、灰釉陶器出現直前とすれば、やはり奈良時代の用例と同じ解釈が可能である。

『延喜民部省式』年料雑器には「尾張國瓷器」「長門國瓷器」がみえる。その記事の内容については、後でもう一度取り上げることにするが、9世紀代の規定である可能性が高く、問題の「瓷器」については緑釉陶器とみるのが妥当である〔高橋1993〕。再論になるが、緑釉陶器と考える根拠を述べておきたい。

「長門國瓷器」については、長門国府付近で緑釉陶器生産に使われた窯道具の三叉トチンが出土しており、またそれに対応するように長門周辺の消費遺跡において特有の緑釉陶器が出土していることから、窯は発見されていないものの長門で緑釉陶器生産が行なわれたことは間違いない。一方、灰釉陶器の生産窯は、長門周辺もしくは畿内より西の地域全域に範囲を広げても確認することができない。それに加えて、長門を初めとする西国の消費遺跡においては緑釉陶器と比較して灰釉陶器の出土はきわめて少ない。この点は、灰釉陶器を生産する東海地方とは異質な様相であることが明瞭であり、長門で灰釉陶器生産が行われていなかった傍証ともなりうる。このように、考古資料から考えて「長門國瓷器」は緑釉陶器を指すと考えざるを得ない。

一方の「尾張國瓷器」については、小椀の数量が欠文となっているため厳密には不明であるが、「長門國瓷器」と数量を等しくしている可能性が高く、また異質の焼物に対して同じ「瓷器」という名称で「年料雑器」の規定を行なうことも考え難いため、やはり緑釉陶器とみるのがふさわしい。また、規定にある瓷器の器種構成の豊富さから考えても、緑釉陶器を指すと考えるのが妥当であろう。よって、『延喜式』にみえる「瓷器」の実体としては、いずれも緑釉陶器すなわち青瓷を意味していた可能性が強い。

次の用例として、以下に挙げるように、正月の三節（元日・白馬・踏歌の各節会）などで三献の前に供される三節御酒の酒杯として「瓷」が用いられている例がある。

供三節御酒 盛土杯 供主上及
太子 又盛瓷杯 (『西宮記』卷1正月上 節会)

この実体を捉えるために、この『西宮記』と同じ場面の酒器について、『西宮記』より少し成立年代の下る文献ではどうなっているかを確認してみたい。

供三節御酒 甘糟也 用青瓷蓋 七月十
六日同可供之 仍謂三節 (『北山抄』卷第1正月元日 宴会事)

次三節御酒 青
瓷 (『永昌記』長治2年正月1日条)

供三節御酒 盛青瓷杯 甘糟
也 不給臣下 (『江家次第』卷第1 元日宴会)

供三節御酒 不給臣下 甘糟
也 盛青瓷 (『江家次第』卷第3 踏歌)

このように、いずれも「青瓷」が用いられていることがわかる。つまり、『西宮記』の瓷器の実体は青瓷であったことが理解される。

また、『延喜式』や『西宮記』において正月の菌固の具を盛る容器に以下のように「瓷」が用いられている。

蘿蔔。味噌漬苺。糟漬苺。鹿完。猪完。押鮎。煮塩鮎。瓷盤七口。高案一脚。長三尺五寸。広一尺七寸。高四尺。

右從元日至三日供之。（『延喜内膳司式』諸節供御料）

内膳供御菌固 大根 苺串刺 押鮎 焼鳥等 付進物所 々々々例云 正月元日早朝 供奉屠蘇御膳事 猪宍二盤 一鮮 二焼 押鮎一盤 切盛置 頭二串 煮塩鮎一盤 同切置 頭二串 但御器者受於内膳 瓷盤四口

（『西宮記』卷1 正月上 御薬事）

このうち前者の『延喜内膳司式』の方には菌固の儀の使用であるとは明記されていないものの、瓷盤の前に列挙されている料理の内容から、明らかに菌固の際の使用を記載したものである⁽⁴⁾。これと同一の場面について、先と同様に、『江家次第』卷第一正月「供御薬」で確認すると、

内膳自右青瓊門供御菌固具盛青瓷 件青瓷自所度於内膳 尾張百五物内 每物有蓋擎子 内膳所設 と記述されており、「青瓷」が用いられることになっている。やはり、それらが同一の対象を指すものと言えよう。

『延喜式』や『西宮記』には、天皇が用いる食器の中にも「瓷」が含まれている。

金銀朱漆瓷雜器 （『延喜内膳司式』供御料雜器）

御精進日 用瓷器 （『西宮記』卷8 所々事 進物所）

『延喜式』供御料雜器の記す内容は細かくないものの、『西宮記』と同じ使用場面を記載するものとみてよからう。

さて、この『西宮記』所々事の記載については、これまでの諸先学の論考でもしばしば「白瓷」として引用されているので、この点に触れておかねばならないだろう。それらの諸論文では出拠がいずれも明記されていないものの、この相違は『史籍集覽』本あるいはいわゆる流布本に拠ったためとみられ、『史籍集覽』本では同じ箇所が「白瓷器」とされているのである。そこで、影印本などにより原典を再確認することにした。

『西宮記』はよく知られているとおり各種の写本があって、それらが複雑な過程を経て現在に至っているが、大きくは前田家卷子本と壬生官務家旧蔵本（壬生家本と略称）の2つの古写本の系統に整理できる〔橋本・菊池1995〕。確認した古写本のうち、最も書写年代が古いとされる前田家卷子本の善本⁽⁵⁾では「御精進日用瓷器」になっている。一方、本来壬生家本であったものが江戸時代に流出したものの一部とされる田中教忠氏旧蔵（現国立歴史民俗博物館蔵）本（以下、田中旧蔵本とする）⁽⁶⁾ならびに壬生家本を大永5年（1525）に書写した前田家大永本（以下、大永本とする）⁽⁷⁾では「御精進日白瓷器」と記載されている。したがって、前者を底本とする『故実叢書』本も、後者の系譜の江戸期写本を底本とする『史籍集覽』本も、活字化の際に起こった誤植ではないことがわかる。

いま少し上記3写本について「瓷器」の記載が含まれる「進物所」の部分と比較してみると、田中旧蔵本と大永本は改行の位置などは変わるものの文字にまったく異同がなく、正確に書写されているものといえる。ところが、前田家卷子本と田中旧蔵本・大永本とではいくつかの相違点があり、前田家卷子本では問題の「瓷器」の直前箇所にも明らかな誤写が認められる⁽⁸⁾。

ただ、かといって、瓷器の部分も前田家卷子本の誤りとするのは、早計であろう。例えば、「進物所」に続く「御厨子所」の記述は前田家卷子本ではみられるが、田中旧蔵本・大永本では確認できないように、前田家卷子本のこの箇所が田中旧蔵本・大永本系統の写本ではありえず、既に明らかにされている通り別系統のものと想定される。したがって、この部分だけでは本来の記載あるいは実態がどうであったかを確定するのは困難と言える。

そこで、他の文献史料に当たってみると、『侍中群要』第三の「供御膳次第」では以下に掲げるように『西宮記』と同じ精進日の食器としては「青瓷」を挙げていることがわかる。

取御盤之人能可見物数自取落者也御精進時刀自持候後涼殿戸下進物所 (中略) 自六月一日至七月卅日
御膳用青瓷但蓋盤御漿御酒用銀器 禮供之盛青瓷御酒蓋居例
御酒南御物忌之時所不供云々賀茂祭日供蒜山城国奉内膳司云々
可尋所謂為一夜酒之故也(歎) 同青瓷近代不供之

このように、「進物所御膳用青瓷」と明記されている点は重視せざるをえない⁽⁹⁾。さらに、『西宮記』の「所々事」以外の部分にも当たってみると、前田家卷子本ではいずれも青瓷・白瓷の別を明示せず、単に「瓷」としていることが確認できる。一方、大永本についても確認すると、いずれも前田家卷子本と同様、やはり「瓷」とのみ記し「青瓷」「白瓷」の別を書き分けていない⁽¹⁰⁾。このことからみても、『西宮記』の記載はもともと「白瓷器」ではなく「瓷器」であったとみるのが妥当であろう。

以上の点より、原本には「用瓷器」とあったのが、誤写によって「白瓷器」となったものと判断すべきであろう。つまり、『延喜内膳司式』と『西宮記』所々事の「瓷器」も、後の時期の文献にあるように「青瓷」を意味していたものということになる。

この他には、『延喜造酒司式』諸節雑給酒器に「内命婦已上料」として「瓷蓋二口」が挙げられている。これは「請内蔵寮。事畢返上。」とあるように、本来内蔵寮に保管されているもので、瓷蓋は支給対象になっていない。この瓷盤は銀蓋という高級食器に続いて併記されていることから、『延喜内膳司式』の供御料雑器にみえる「金銀朱漆瓷雑器」の記載が想起されよう。先に見たように、この供御料雑器の「瓷」は青瓷なのである。もちろん、上記2例は本来別用途に供されるものではある。ただ、この供御料雑器も破損の場合は内蔵寮より取り寄せられることが明記されている。銀器と併記されるような食器で、同じ内蔵寮に保管されているところの「瓷器」であるから、これも青瓷であると考えるのが自然であろう⁽¹¹⁾。

瓷・瓷器は、従来漠然と青瓷と白瓷の両者の総称とみなされており、それに疑念を挟む余地などないかの観があった。しかし、改めて検討してみると、青瓷・白瓷の語が定着する10世紀中葉か後半に下る頃までの文献史料において、単に「瓷器」あるいは「瓷」としているものについては、確認できるものはいずれも「青瓷」を指しているものと判断されるのである。史料の数は必ずしも多くなく、もちろん瓷器が青瓷・白瓷の総称として使われることがなかったとまでは言わないが⁽¹²⁾、10世紀後半以前に「瓷器」と言えば一般には「青瓷」であることが暗黙の了解であったと推測されるであろう。また、先に挙げた『日本後紀』弘仁6年正月丁丑条や『延喜民部省式』年料雑器にみえる「瓷器」については、考古資料を主たる根拠に緑釉陶器すなわち青瓷であると筆者は結論付けたが、従来からその実体について議論が別れているところでもある。上記のような「瓷器」の他の用法から逆に、論点の瓷器がやはり青瓷であるということの傍証にもなりうるであろう。

「瓷器」「青瓷」の
実体

それでは、続いて「青瓷」の実体に関して、もう少し検討しておくことにしたい。既に明らかにされているように、緑釉陶器が「青瓷」あるいは「瓷器」と呼ばれていることは間違いないところである。しかしながら、「瓷器」には中国陶磁を含むという見解も提出されている。例えば、伊野近富氏は、根拠を示していないものの、瓷器が中国陶磁と日本の模倣型つまり緑釉・灰釉陶器のすべてを含むものだとしているのである〔伊野1989〕。したがって、「瓷器」「青瓷」に輸入陶磁器、特に青磁が含まれる可能性がないかということも問題になってくる。以下では、その点を検討することにしたい。

既に浅香年木氏や亀井明德氏の指摘にある通り、「安祥寺伽藍縁起資財帳」には「大唐」などを冠した「瓷」が認められ、これは明らかに輸入陶磁器である〔浅香1971、亀井1975〕。しかし、同一文献には「大唐」などを付けない「瓷」が区別されて使われていることから、それは国産の陶器と考えるのがふさわしい。

そして、「安祥寺伽藍縁起資財帳」以外の文献で「大唐」などの言葉を冠しない「瓷器」や「青瓷」を集めると、そのうちで産地の明らかなものは、いずれも国産の施釉陶器である。先に取り上げたものと重複するが、改めて事例を列挙すると、「造仏所作物帳」の記載は国内での原材料を記すのだから国産のいわゆる奈良三彩と考えざるを得ず、『日本後紀』弘仁6年正月丁丑条、『延喜民部省式』年料雑器も国産品であることが明らかである。また、小林行雄氏の指摘の通り、「東大寺綱封蔵納物注文」にみえる青子は、正倉院の三彩類を示しており、やはり国産品である〔小林行雄1964〕。故実書や日記類には多く用例があるが、歯固具を盛る「瓷」「青瓷」は、『江家次第』に「尾張百五物内」とあるように、尾張産である。また、『江家次第』によれば、乞巧奠の際におそらく酒杯として用いられていたとみられる「青瓷」も「尾張青瓷」である。

上に挙げた以外の例については、直接的には国産かどうかは不明である。しかし、『西宮記』所々事あるいは『延喜内膳司式』にみられる、天皇の精進日の食膳具に使われた瓷器については、その実体の推測が可能である。先に挙げたように歯固具を盛る瓷器・青瓷は国産陶器であるが、それは『江家次第』『延喜内膳司式』に記されているように、内膳司から持ち運ばれてきたものである。一方、天皇の精進日の瓷器も同じ『延喜内膳司式』の記述であり、しかも内膳よりもたらされた御膳の食器であることから考えて、それが違う実体を示す言葉であることは考え難い。また、歯固と精進日に供される食事の内容からみても、歯固具の内容は精進物と魚類であり、精進日にふさわしい料理に前者が当たるわけで、天皇に供する精進物には銀器でなく青瓷を用いるという認識があったと推測される。したがって、精進日の青瓷も同一の国産品であることを想定するのが妥当であろう⁽¹³⁾。

また、密教法具としての青瓷の使用例も間接的ながら産地を推測することができるだろう。密教法具となる諸器形は、考古資料からすると、輸入陶磁器で網羅することは困難であるのに対し、国産の緑釉陶器では明らかに密教法具模倣の形態を確認することができる〔高橋1994a〕。また、『覚禅抄』では承元2年(1208)の記載に、青瓷が密教法具として見栄えがよくない点を指摘する意見が述べられている。この時期にはもう既に緑釉陶器の生産が行われていないことから、永年の使用による汚れや銀化などの変色を想定すると、上記の指摘も納得できる。したがって、この密教法具として使用される青瓷も国産の緑釉陶器であったと判断すべきだろう。

この他に注目したいのは、緑釉陶器の盛衰と対応するような状況を示す記事も見られる点である。例えば、『永久五年祈雨日記』6月14日条には、「青瓷器等不足。巨多以白瓷器令塗緑青何事候哉。」とある。これは密教法具として用いられる青瓷の不足を伝えるもので、先述の通りこの青瓷は緑釉陶器と考えるべきものである。この記事によれば、永久5年(1117)には既に青瓷が入手しがたい状況にあったことがわかり、それは緑釉陶器生産の衰退と呼応している現象と言えるだろう。

同様に、『類聚雜要抄』の「供御御歯固」では「御盤七枚^{有各蓋}青瓷佐良七口」と青瓷の皿がみえるが、その首書には「近代不用之。見式内膳卷。」とある。つまり、『延喜内膳司式』の記載にしたがって引用するものの、首書が書かれた時期には既に青瓷が用いられていなかったことになるだろう。この青瓷は、『延喜内膳司式』の記載にある御歯固に用いられるものと同じとみられるので、既に述べたように国産の緑釉陶器と考えるべきである。『類聚雜要抄』は、行事蔵人などの手控的な性格が強く、一気に書き上げられたのではなく、永久の頃から資料が集められ、久安2年(1146)頃にはまとめられたものとされている〔岡田1967〕。先の首書がいつ書き込まれたかは不明ながら、おそらく12世紀中頃には青瓷が使われていなかったことになるだろう。この点でも、緑釉陶器生産が11世紀中頃にはほぼ終焉を迎えている点と大きくは矛盾しない。

「茶碗」と「瓷器」の関係については、亀井明德氏の指摘の通り〔亀井1975〕、「仁和寺御室御物実録」に「茶碗」と「青瓷」「白瓷」というように併記されていることから、10世紀中頃には「茶碗」と「瓷器」「青瓷」「白瓷」は実体としても異なるものであったと解釈すべきであろうし、10世紀後半から11世紀にかけて国産陶器と輸入陶磁器をそれぞれ「瓷器」「茶碗」と呼んで明確に区別するようになったとみるべきであろう⁽¹⁴⁾。この点からしても、その当時の瓷器・青瓷は国産とするのが妥当である。

以上検討してきたように、単に瓷器や青瓷と記しているものについては、直接的に把握できるものはいずれも国産品で構成されており、間接的な状況証拠を加味させても、やはりいずれも国産の陶器を指すとみるのがふさわしい。逆に、輸入陶磁器を示していると判断される例は、次節で述べる11世紀後半以降の場合を除いて認められない。そして、やはり後述したいが、白瓷には灰釉陶器を比定すべきであるので、特記のない瓷器・青瓷は基本的に国産鉛釉陶器、すなわち奈良三彩ならびに平安期緑釉陶器であるものと結論付けられるであろう。

11世紀後半以降の「青瓷」と「白瓷」 前節で「青瓷」の実体をほぼ限定できたものと思うが、11世紀後半以降については、緑釉陶器生産の量産がほぼ終焉を迎えるため、それ以降の「青瓷」の実体としてもすべて緑釉陶器であったかどうかは検討の余地が残される。そこで、その点についても触れたおきたい。

まず注目したいのが、1189年頃の成立とされる『大饗雜事』の以下の記載である。

一酒部所。同茶瓶子四口。^{白瓷二口。}
^{青瓷二口。}

この茶瓶子は明らかに「茶碗」瓶子の略であるから、明瞭に白瓷が茶碗に包括される存在であったことがわかる。それと同時に、青瓷も白瓷とともに茶碗に含まれていることになる。この例は、亀井氏が想定したように10世紀後半以降に茶碗と瓷器が峻別されていたとすれば、矛盾する記述になっていると言わざるをえない。

また、同じ『大饗雜事』の別の部分では「茶碗四口。公卿弁少納言。」、「瓶子四口。^{白茶碗二口。}」
^{料。青瓷二口。外記史料。}、

「瓶子公卿座料。白茶碗。」「青瓷白瓷瓶」といった例が確認できる。これらから、野場喜子氏も指摘しているように〔野場1988, 註16〕, 白茶碗は略して茶碗とも呼ばれることがあったことがわかるだろう⁽¹⁵⁾。また、最後の例は厳密に言えば青瓷・白瓷という順序で記載されているので若干問題が残るが、他の瓶子の例がいずれも白茶碗と青瓷で構成されていることから、青瓷と並立的に表記する白瓷も実質的に白茶碗であった可能性があるだろう。

さらに、『薫集類抄』の「埋日數。付埋所。」をみると、

極要方。

盛白瓷中，堀地三尺以上。(中略)

洛陽薰衣香方。

入瓷器，埋水邊陽氣地。深八寸。(中略)

承和百歩香方。

盛瓷瓶中埋。(中略)

賀陽宮。

用唐瓷器，堀露地，深三尺許埋之。(中略)

山田尼。

茶碗のつばもしはつきなどにいれて、ふたよくおほひて、そくゐしてかみをして、よくみづいるまじく封じて梅樹のもとにうづむべし。(後略)

とある。瓷器に唐を付す例があり、これは明らかに輸入陶磁器である。既に、国産か否かによって茶碗と瓷器を峻別することがなくなっているのである。また厳密に言えば確定は難しいが、香を埋める際に用いる容器として使われている白瓷・瓷器・唐瓷器・茶碗が同じ実体を示している可能性は十分に考えられよう。

『薫集類抄』と同様の内容は、『類聚雜要抄』にも認められる。『類聚雜要抄』には香唐櫃に納められる物の中に「白子器」が挙げられている。その白子器は高台付きの碗形態で描かれており、口径三寸五分と注記されている。そして、その香物を説明する記述の中に、

入茶碗物埋五粒松下。冬十日。夏五日。春秋七八日。

とあり、ここにみえる「茶碗」が先の白子器と同一のものであると判断せざるを得ない。白子器はおそらく白瓷器であろうから、それが茶碗と呼ばれることもあったことになろう。この『類聚雜要抄』の記載は、上掲の『薫集類抄』の「埋日數。付埋所。」に

知章朝臣

五葉ノ松下ニ可埋。春秋七日。夏五日。冬十日。

とある内容とかなり一致するものであり、その点からも『薫集類抄』と同様に白子(瓷)が茶碗と呼ばれていたとしても矛盾しない。

このように見てくると、当該期の文献にみえる白瓷の例は多いとはいえないが、その中に茶碗=白茶碗=白瓷として使われる場合が確実に存在したということになるだろう。とすると、『大饗雜事』など12世紀頃の文献にみえる白瓷の実体は白茶碗、すなわち白磁であった可能性が高くなる。

ただ一方で、刻銘の考古資料の例⁽¹⁶⁾から明らかなように、12世紀においても国産の製品に対し「白瓷」と呼ぶことがなくなったわけではない。おそらく、12世紀頃の白瓷という用語は、灰釉

陶器の系譜を引く国産の焼物を指す従来の用法と、瓶子類など輸入陶磁器の白磁を指す用法が併存したものともみ方が良いだろう⁽¹⁷⁾。

一方の青瓷も、本節の冒頭の例のように茶椀に包括される場合があったとすれば、輸入陶磁の青磁を示す場合があった可能性が出てくる。先に記したように、茶椀と瓷器の意味内容の境界が不明になってきていることを考慮すれば、青瓷の実体として磁器を指すことが生じていたとしても不思議はなからう。

また、文献史料から青瓷の用例を抽出してみると、1111年成立の『江家次第』以前では青瓷の器種が椀・盞・盤などの供膳具を主体とするのに対し、それ以降は瓶子がほとんどであるといった状況がみられ、12世紀頃を境に器種交替がみとれる。それは実体の変化を示唆するものであろう。

しかも、12世紀以降には青瓷の用例がそれ以前に比べても頻出するようになってきている点にも注意すべきである。12世紀代の主な例を挙げれば、以下の通りである⁽¹⁸⁾。

「青子瓶子」	(『長秋記』保延元年(1135)4月17日条)
「青瓷瓶子」	(『台記別記』仁平元年(1151)11月11日条)
「青瓷瓶子」	(『兵範記』仁平2年(1152)正月26日条)
「瓶子(中略)青瓷」「瓶青瓷」	(『台記』仁平2年(1152)正月26日条)
「瓶子(中略)青瓷」「青瓷瓶子」	(『台記』仁平2年(1152)正月27日条)
「青瓷瓶子」	(『兵範記』保元2年(1157)8月17日条)
「青瓷瓶子」	(『兵範記』保元3年(1158)10月16日条)
「青瓶子」	(『兵範記』仁安2年(1167)正月2日条)
「瓶子(青瓷瓶子)」「青瓷瓶子」	(『玉葉』治承2年(1178)10月29日条)
「瓶子(中略)青瓷」	(『大饗雜事』(文治5年(1189年)以降の成立))

これらの青瓷瓶子が緑釉陶器だとすれば、緑釉陶器が11世紀中頃にほぼ生産が終焉を迎える考古学的知見と矛盾した様相となることは避け難い。緑釉陶器の伝世を考えると、先述のように青瓷供膳具の使用が途絶えていることを示す史料が存在するため、やはり問題となってくる⁽¹⁹⁾。しかし、それが中国製の青磁であるとすれば、青磁の流入量の増加時期であるから整合した内容となるであろう。

さらに注目したいのは、既に野場喜子氏が指摘している通り、器種によって青瓷の位置づけに差異が認められる点である〔野場1988〕。青瓷瓶子は『兵範記』仁平2年(1152)正月26日条では鷹飼や犬飼など身分の低い者の酒器として用いられていることがあるのに対し、『兵範記』仁安3年(1168)8月4日条を見れば、青瓷鉢は銀七が添えられるような高級食器として扱われている。これについても、青瓷鉢が天皇の食器として用いられることもあった緑釉陶器であり、青瓷の瓶子が新来の青磁であるとすれば理解しやすいであろう。

このようにみれば、平安時代の間でも12世紀頃、あるいはそれより少し遡った時期を境にして、同じ青瓷という名称であっても実体の変化があったとみるのがむしろ素直な見方ではなからうか。つまり、瓶子を主な器種としてしばしば文献に登場する12世紀代の青瓷は輸入陶磁器の可能性を十分想定しておくべきだと言えよう。

なお、参考までに絵画資料について触れておくことにしたい。『年中行事絵巻』⁽²⁰⁾は現在模本し

か残されていないが、原本は12世紀末頃には成立したと考えられているものである。模本のうち最も古いとされるいわゆる住吉本によって、東三条殿で行われた大臣家大饗（第10巻第5段）の場面を見ると、瓶子が何点か描かれていることがわかる。そのうち、立作の幄舎には、口頸部が鳥の頭の形を型取った瓶子が描かれている。それはおそらく、白磁の鳳首瓶であろう。その形態のものは11世紀前後に見られる形態であるから、この『年中行事絵巻』のこの場面も成立当初の内容を留めている可能性が高いだろう。

さて、同じ場面で酒部所の幄舎が描かれているが、そこには4本の瓶子が並ぶ。その形態は、高台がある倒卵形の胴部に喇叭状に開く口頸部を持ち、胴部上半に注口を有するものである。描かれたものに把手はないようだが、この形態で把手のあるものは白磁や青磁に確認できると共に、緑釉陶器でも平出遺跡などで出土している。したがって、残念ながらこの形態だけでは、輸入陶磁器か否かの識別は困難と言わざるを得ないが、当該期の儀式で用いられた瓶子の形状を窺い知ることができよう。

一方、他の12世紀後半あるいは13世紀初め頃までの絵巻物で陶磁器の瓶類の例を見ると、樽と呼ばれる大型の壺は木製のものもあろうが、陶磁器と推測されるものはほとんどが白磁の四耳壺のようであり、より小型の瓶子はいわゆる梅瓶の形態で描かれている⁽²¹⁾。つまり、その瓶子は明らかに緑釉陶器ではなく、輸入陶磁器である。上掲の『年中行事絵巻』でも、庶民の鬪鶏の場面（第3巻第2段）で祠に神酒を献じる緑色の瓶子はやはり青（白）磁の梅瓶のようである。とすると、大臣大饗で使われる瓶子は、一般に使われている梅瓶形の瓶子と異なり、むしろ伝統的な系譜を引く器形のものであって、おそらく注口などの造作が必要であるから、より高級な製品であったことが推測されよう。

最後に、これまであまり触れられなかった白瓷の実体について私見をまとめておきたい。白瓷には、青瓷と同様の「瓷」という語が付き、明らかに「陶器」、現在の用語でいう須恵器と本来区別がつくものであったはずであるから、やはり施釉品の中に白瓷の本来の実体を求めるのが自然である。上述のように、9世紀代にみられる「大唐白瓷」には中国製の白磁が想定され、12世紀以降には白瓷という用語で白茶碗、すなわち白磁を指すとみられる例も存在する。このことから、白瓷の本義は無釉の焼物ではなく、白色釉が施された陶磁器とすべきであろう。

また白色の無釉の製品については、後述するように灰釉陶器の生産が存続する10～11世紀代に別の用語が存在すると考えられるので、その点でも無釉のものを白瓷のももとの指示対象と考える必要はない。無釉の焼物に白瓷と刻銘された例はいずれも12世紀以降の資料であるので、先にも記したように、国内の施釉陶器生産がほぼ途絶える11世紀末以後に用語の変容があったものと捉えるべきであろう。それらの出土例以外には、無釉であることを裏付ける資料はなく、白瓷が施釉陶器を本義とすることは動かし難いであろう。

とすれば、瓷器などは先述の通り特に限定を加えないものは国産品と考えられるので、11世紀後半以前の史料にみられる白瓷も国産施釉陶器に比定すべきである。白瓷関連の史料に改めて当たってみても、例えば『小右記』萬壽2年（1025）9月17日には「白瓷器」を「尾張」から調達すべき旨が記されており、同じく萬壽2年（1025）9月22日にはそれらを「尾張・美濃」から召すよう命じている。また、『土右記』治暦5年（1069）5月18日条にも美濃国の「白瓷工」という記載が見

られる。それらの点からも白瓷と呼ばれた施釉陶器は国産品であり、しかも尾張・美濃で生産されていたことがわかる。

尾張・美濃で生産された施釉陶器としては緑釉陶器と灰釉陶器が挙げられるが、その色調から考えると灰釉陶器を白瓷に当てざるを得ないであろう。10～11世紀の灰釉陶器は胎土がきわめて白く焼き上がっており、釉色は白濁あるいは透明に近いものであるから「白」と形容するにふさわしい施釉陶器であるし、一方の緑釉陶器は当該期には濃緑色の釉調であり、まさに青瓷と呼ばれるべき内容を具えている⁽²²⁾。

また、『権記』寛弘8年(1011)7月20日条には、

奉納御骨壺入件桶 白瓷壺 以茶碗器為
蓋 其以白革袋囊之

とあり、葬儀の際の蔵骨器に「白瓷壺」が用いられている。この白瓷も「茶碗器」と区別されていることから、やはり国産品と見るのがふさわしい。そして、発掘資料としては時期的に9・10世紀の例のものが多いが、蔵骨器に使用される焼物の壺は灰釉陶器が最も普遍的存在である。灰釉陶器窯で生産される無釉の製品が蔵骨器として使用される例もほとんど聞かないし、当然緑釉陶器ならば「青」瓷としたであろうから、この白瓷も灰釉陶器とすれば考古資料とも矛盾しない。

上記の諸点から、白瓷の実体については以下のようにまとめられよう。白瓷は白色の施釉陶器が本来の意味で、特に輸入陶磁器の白磁が白茶碗として白瓷と区別されるようになってから以降は、基本的に白瓷は灰釉陶器を指す用語として固定化する。しかし、灰釉陶器生産の終焉に伴ってその系譜を引く無釉の陶器も白瓷と呼称し、ごくまれには白磁までも白瓷と呼ぶ場合が出てくるのである。

『延喜式』にみえる
「茶碗」

それでは、これまで「瓷器」「青瓷」「白瓷」を中心に検討を加えたので、「茶碗」について組上に載せたい。既に研究史の中でも述べたように、亀井明德氏は「茶碗」が中国陶磁器であるとするのに対して、野場喜子氏は『延喜民部省式』の尾張や長門で生産された瓷器に「茶碗」が挙げられていることを指摘し、「文献資料に見る陶磁器の名称と実物資料との照合は、まだ困難な段階にあると言わざるを得ない」と締めくくっている〔野場1987〕。この問題提起を受けて、『延喜民部省式』の「茶碗」の問題を中心に検討を試みることにしたい。

問題となる『延喜民部省式』の該当箇所を引用すれば、以下の通りである。

年料雑器

尾張國瓷器。大碗五合。徑各九寸五分。中碗五口。徑各七寸。小碗・。徑各六寸。茶碗廿口。徑各五寸。蓋五口。徑各四寸七分。中擊子十口。徑各五寸。小擊子五口。徑各四寸五分。花盤十口。徑各五寸五分。花形鹽杯十口。徑各三寸。大四口。小六口。

長門國瓷器。大碗五合。徑各九寸五分。中碗十口。徑各七寸。小碗十五口。徑各六寸。茶碗廿口。徑各五寸。花盤卅口。徑各五寸。花形鹽杯十口。徑各三寸。三口。大四口。小六口。

右兩國所進年料雑器。並依前件。其用度皆用正稅。

この尾張國瓷器のうち大碗・中碗・小碗については、その径の規定からも明らかなように、大・中・小の法量を異にする「碗」である。続いて茶碗が位置づけられているのだが、ここで少し疑念が抱かれるのは、小碗という小さな「碗」があるのに対し、それよりさらに径の小さな碗に茶碗と

いう名称が付けられている点であろう。茶碗の「茶」に「極小」といった意味をみいだすのはやはり考え難いので、そのなんらかの説明が求められるところである。そのためにはまず、平安時代以前の「椀」という言葉の用法を押さえておく必要がある。

既に先学の諸研究からも明らかなように、口径に対して身の浅い供膳具の名称として「盤（皿）」があるのに対して、口径に対して身の深いものに「杯」・「椀」の2つの呼称があった。その両者は何によって区分されていたかと言えば、既に西弘海氏が論証した通り、形態よりもむしろ法量により区別がされていた〔西1979〕。具体的には、奈良時代より伝統的におおよそ18~19cmより大きなものを「椀」、それより小さなものを「杯」と呼んでいたようである⁽²³⁾。そうみれば、『延喜式』の小椀とそれより大きな口径のものが本来の意味における「椀」の範疇に入るものといえる。つまり、当時の概念の中では「小椀」はまさしく小さな「椀」であったわけなのである。

そうすると、「茶椀」という言葉の異質性が改めて浮かび上がって来るであろう。既に触れたように、平安時代には中国陶磁器一般を「茶碗」と読んでいたことが知られる。ここでいう「茶」は、中国陶磁に青磁や白磁があることから明らかなように、色を示す茶ではない。唐代は、喫茶の風習が広まった時期としてよく知られている通りである。そして、『茶経』などで知られるように、この茶を飲むための器として愛用されたのが陶磁器なのである〔布目・中村1976、布目1987など〕。日本では、長岡京期から平安初期前後に喫茶の風習が唐よりもたらされるのだが、それと同時に中国陶磁の椀も流入してくることになる〔巽1991、高橋1996〕。上記のような状況の中で、「茶を飲む器」から転じて中国陶磁全般に対して「茶碗」と呼ぶ用法が普及していったものと推測されるのである⁽²⁴⁾。

そこで、日本にもたらされた晩唐頃、9世紀の中国陶磁器椀類の法量を見てみることにしたい（図1）。すると、越州窯系青磁椀のうち粗雑品であるⅡ類は、法量的にかなりばらつくが、精製品のⅠ類は口径が15cmを中心に分布していることがみとれる。また、白磁椀でも一部やや大きめのものや小さめのものも存在するが、やはり口径が15cm前後を示している資料が多い⁽²⁵⁾。越州窯系青磁のⅡ類は北部九州を中心に消費されており、平安京では越州窯系青磁のⅠ類や白磁が主体を占めていることから、平安京など九州より西の地域において中国陶磁器のうち最も主体を占めるのは口径15cm程度の椀であったことになる。

ここで改めて『延喜式』の「茶椀」の規定を振り返れば、それは5寸となっている。当該期の1寸は3cm弱であるから、そこに示された「茶椀」は約15cm程度となり、上記の数値と一致していることが判明する。『延喜式』に見える「茶椀」は、中国唐よりもたらされた茶を飲む容器、そこから転じて中国陶磁器一般をも示していた「茶碗」の法量をまさに写したものである。「茶椀」が従来の用法の「椀」と異なっているのも、これに由来すると考えざるを得ない。つまり、日本の器の概念では小椀はまさに椀のうちの最小であったわけだが、新たに中国陶磁の「茶椀」が入ってきたがために、小椀より小法量という一見矛盾した椀、「茶椀」が出現したという過程が想定されるのである。

次に注目しておきたいのは、茶椀と蓋についてである。蓋は、『和名類聚抄』によれば盃（酒杯）のうちで最小のものを指すものとされている。『延喜式』の瓷器の法量規定において中撃子以降は皿形態が続くようであるから⁽²⁶⁾、大椀から茶椀にいたる「椀」と比較して蓋は最も小さな法量と

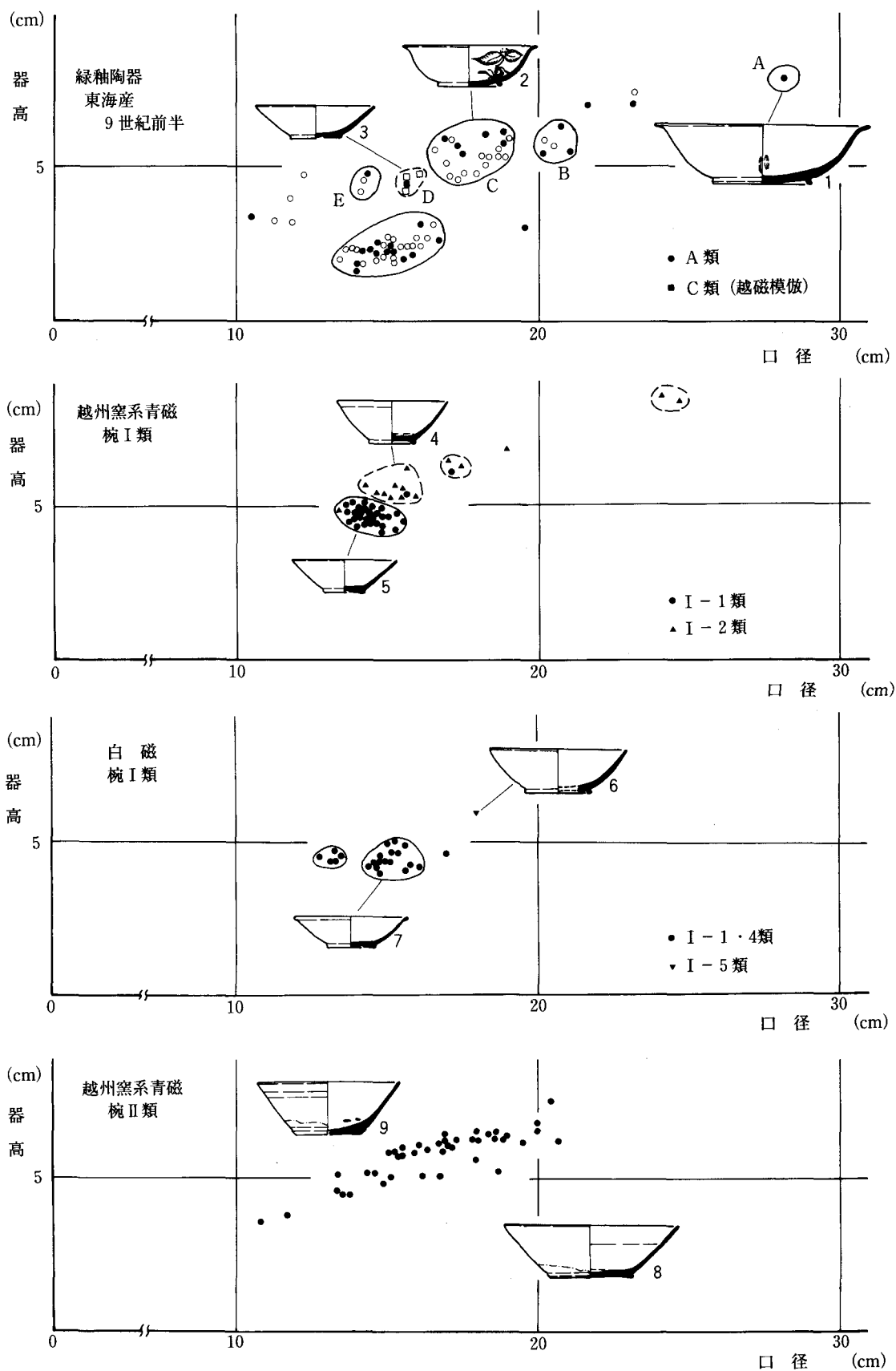


図1 国産緑釉陶器と輸入陶磁器の法量分布図
 実測図の縮尺は1/8。白抜きドットは灰釉陶器。

なっており、当時の概念で杯が碗より小法量という点からすると、その位置づけには矛盾はない。ただし、問題とすべきはその寸法である。つまり、茶碗と蓋は3分、つまり1cm 足らずしか口径が異なることになる点である。もしも、茶碗と蓋が同様の形態を採っているとすれば、出土資料の実例から考えて1cm 程度は誤差の内に含まれる可能性が高く、たとえそれを生産地で作り分けていたとしても、消費地側において製品上で区別することは難しいだろう。

そこで触れておくべきなのは、異本における規定である。『雲州家校本所引林本』では、この蓋の口径の規定部分が4寸と記されている。これであるならば、茶碗とは1寸の法量差が存在し、作り分けも十分に可能である。ただ、林本だけが4寸で、他の諸本では細かく規定がされていることからすれば、原本にない7分を諸本が新たに挿入したと考えるより、林本では7分が脱落したものとみるほうがおそらく自然なところであろう。

反論の1つとしては、他の器種の規定はすべて1寸あるいは5分単位であるから、この蓋だけが4寸7分なのは違和感があるという考えもあるかもしれないが、例えば『延喜内匠寮式』の漆器についてみると分単位の径の規定があり、その点では5分単位か否かによって本来の規定を決める材料とすべきではないだろう。とすれば、4寸7分が蓋の元の規定であった可能性が強くなり、茶碗と蓋の法量差がわずかである点が再び問題となる。

その点の矛盾を検討するために、瓷器の実体である緑釉陶器の出土例から吟味してみることにしたい。ただ、その前にまず確認しておくべきなのは、『延喜民部省式』の年料雑器の規定がいつ成立したものかという点である。先に記したように、『延喜民部省式』の年料雑器の規定では小碗が6寸、18cm 弱とされており、その規定の制定段階には碗と杯の本来の区分が18cm 前後にあったと判断される。ここで、津野仁氏による器名墨書土器の集成成果〔津野1988・1991〕を参照すると、8世紀後半から9世紀前半まででは、18cm 程度の碗と15cm 前後の杯がみられ、上記の年料雑器の規定と矛盾しない。ところが、9世紀後半から10世紀になると、15cm 程度の碗が確認され、杯も13cm 以下に縮小するようである。この点を重視すると、年料雑器の規定の成立は、9世紀前半頃に納めておくほうがより妥当と言える。したがって、9世紀前半の尾張産の緑釉陶器と『延喜民部省式』の規定を比較してみることにしたい(図1)。なお、当該期の資料は必ずしも多くはない現状なので、法量分布図にはほぼ同形態の尾張産灰釉陶器もドットで示している。

さて、9世紀前半の施釉陶器の各法量のまとまりを『延喜式』の規定に対応させれば、Aが大碗、Bが中碗、Cが小碗で、破線で示したDが茶碗、それよりわずかに小さいEが蓋ということになるだろう。このような法量分布に先述の点を加味すれば、蓋が本来4寸7分の規定であったと判断される。さらにここで、興味深いことにも気付かされる。Dとして波線で括っているのは、越州窯系青磁の蛇の目高台碗(I-1類, 図1-5)を模倣した製品(筆者分類〔高橋1995b〕の碗C, 図1-3)であり、それ以外の碗はいずれも口縁部で外反する碗形態なのである(図1-1・2)。つまり、「尾張國瓷器」の茶碗は単に15cm 前後の法量の碗を示すだけでなく、中国陶磁として日本に流入した製品の中でも最も一般的な青磁碗の形態を模したものであったことがわかるのである⁽²⁷⁾。そして、茶碗が蓋と近似した法量であっても区別されているのは、その両者に形態の差があったためだと結論付けることもできるであろう。

以上の検討のように、『延喜式』の瓷器の規定にみえる茶碗は、中国陶磁模倣であったからこそ、

そのように呼ばれていたものであり、茶碗が中国陶磁一般の総称として定着する動きとは矛盾しないどころか、まさに一致するものと言えるのである。

③……………葉碗・葉皿

葉碗・葉皿＝
施釉陶器説

『延喜神祇式』踐祚大嘗祭には、「供神御雑物」として「葉碗」・「葉皿」という食器名が記されており、前者が「久菩豆（くぼて）」、後者が「比良豆（ひらて）」と呼ばれていたことが知られる。この葉碗・葉皿については、伊野近富氏が施釉陶器であるという興味深い説〔伊野1982〕を提出しているのので、その点を以下検討してみることにした。まず、伊野氏の論拠をみてみよう。

① 伊野氏は、『延喜大炊寮式』に、飯碗として参議以上が朱漆碗を、五位以上が葉碗を用い、また命婦の三位以上が蘭笥を、五位以上が陶碗を用いるという記載がみられる点に注目し、そこに見られる4種の器について材質の確認を行なった。朱漆碗は朱色の漆を塗った木製の碗であるから材質は植物質で、続く葉碗はとりあえず材質不明、一方の蘭笥はイグサで製作されていたと推測されるので植物質であり、陶碗は定説通り須恵器の碗で焼物であるとする。そして、大炊寮式では、前2者と後2者を対にした記述形式を採っているとして、朱漆碗と蘭笥が植物質であるから、実体不明の葉碗は陶碗と対応して焼物と推測した。

② 次に、伊野氏は『延喜内膳司式』の供御料雑器にも着目している。そこには、「金銀朱漆瓷雑器」という記載が認められ、金・銀・朱漆・瓷という順に材質による序列があることが示されているとする。そして、それは先の大炊寮式の朱漆碗・葉碗という序列に対応するものであり、朱漆に続く瓷と葉碗は同じものであるとする。そして、先学の説くように瓷は緑釉・灰釉陶器であることから、葉碗も緑釉陶器か灰釉陶器であると判断している。

③ ②に加え、当時の焼物のうち土師器や黒色土器に相当するのは、それぞれ文献に見える「鉢形」「土碗」である可能性が高いとして、残された焼物の中から葉碗を抽出するとしたならば緑釉・灰釉陶器しか考えられないとしている。

④ 以上の根拠に付記する形で、緑・灰釉陶器にヘラで草花文を陰刻したものが出土資料に認められるが、それこそが葉碗にふさわしいのではないかという推測もなされている。

伊野氏はその後の論稿で、前掲論文を注に引いて「葉碗が緑釉陶器碗であることは既に明らかにした」として議論を進めている〔伊野1989〕。ただ、葉碗が施釉陶器のうちでも緑釉陶器を指すものであるという論拠については、明示されていないようである⁽²⁸⁾。

他の論者としては、宇野隆夫氏が葉碗について触れている〔宇野1988〕。宇野氏は、葉碗が木の葉であるのか、緑釉陶器であるかは判断の難しいところとしながらも、「四位・五位の人が用いる葉碗は緑釉陶器、大歌・立歌・國栖・笛工が臨時に用いる葉碗は木の葉」と解釈している。ただ、この解釈には、宇野氏自身も前置きしながら断わるように、明確な根拠は示されていない。また、他にも幾人かの論者が伊野説を取り上げて論述を行なっているが、内容的には伊野説に従っている〔中ノ堂1984、中井1994、ほか〕。

葉碗・葉皿の実体

それでは、伊野近富氏の論拠を再検討してみることにしよう。

まず、④については、平安時代の施釉陶器の陰刻文様の多くが花文である。蓮の葉脈を描いたと見られる耳皿の例など皆無ではないが、葉だけを描いた例や葉を主体に描いた例はきわめて少ない。そのため、葉碗・葉皿という名称の由来として実際に葉の文様が陰刻されていたことに求めるのは必ずしも妥当ではなく、少なくともそれを主たる根拠に葉碗・葉皿を国産施釉陶器とするわけにはいかない。

次に③をみていくと、土碗がはたして伊野氏の推測するように、内面のみ黒色処理した黒色土器 A 類に相当するかが問題である。伊野氏が例示した『延喜大炊寮式』の平野祭料には「土碗夏七十合 冬一百合 碗形夏六十口 冬百廿口。」という記載があるが、ここにもみる土碗は数量を「合」で記載することからも明らかなように、蓋を有する器形である。同じく『延喜大炊寮式』の園韓神祭料・春日祭料の土碗も個数は「合」で表現されており、蓋を持つものが通例であったようである。しかし、畿内の黒色土器において蓋はほとんど皆無に等しい。つまり、黒色土器は基本的に蓋を伴わないのであるから、先の土碗にしても黒色土器に相当するとみるのは問題が大きいことになる。

前節で触れたように、古代の文献に記載のみられる「碗」は大法量の器種の名称であって、体部が丸みを持っていたりやや深手であったりすることを基準にするような、現在考古学で通例的に呼ばれている碗と同一内容の対象を指す名称ではない。したがって、碗を平安時代以降に現れるような碗形態に限定する必要はない。そして、伊野氏自身が「陶碗」について須恵器の碗であると判断したように、「碗」に「土」を冠していることを素直に解釈すれば、「土」つまり「土師器」で「蓋をしばしば伴うような大法量の器種」であると推測するのが自然であろう⁽²⁹⁾。

さらに付け加えると、『延喜式』の成立は10世紀ではあるが、それまで出された諸規定の集成であることから、その記載内容がいつの段階のものであるかは検討をする必要がある。「土碗」・「碗形」を記す『延喜大炊寮式』の平野祭料・園韓神祭料・春日祭料・大原野祭料についても、伊野氏は10世紀前後と判断して推論を行なったようだが、それが平安時代以降の実体を表していたことを論証しておく必要もあるだろう。実のところ先に挙げた平野祭料などで窺われる大法量の碗に蓋が付くものは、10世紀前後の平安京出土品では土師器としてもほとんど類例がなく、より古い段階の規定の残存とみるのがむしろふさわしいのである。

このように、③を根拠に葉碗・葉皿が施釉陶器であるという根拠にはならないと言えるだろう。また、伊野氏と同じ論法を仮に採れば、施釉陶器を指す用語として既に知られているように「瓷器」が存在するわけであり、葉碗・葉皿の実体として施釉陶器以外のものを想定するのが逆に妥当ということになる。

次に、①②についてだが、①に指摘する植物質の容器の次に焼物がくるという対応関係は、あくまで伊野氏の推測であって、論証にはなっていない⁽³⁰⁾。同様に、②についても、瓷器と葉碗が宴会などの場で朱漆器より下位に位置づけることが指摘できたとしても⁽³¹⁾、同一の対象を意味するわけではない。やはり、その対応関係の想定は根拠を伴うものとは言えない。

このように、伊野氏の指摘した諸点は必ずしも論拠として説得力を持つものではないだろう。そこで改めて、葉碗の実体を考えるため、『延喜大炊寮式』の記載を確認しておくことにしたい。

親王三位以上。四位參議。別米一升二合。命婦三位以上同之。自餘諸節亦同。四位。五位并内命婦。大歌別八合。

笛工。國栖別二升。其飯器參議已上並朱漆椀。五位以上葉椀。命婦三位以上加筥。五位以上命婦「並」陶椀加盤。大歌。立歌。國栖。笛工並葉椀。五月五日青柏。七月廿五日荷葉。餘節干柏。

ここで当然注意すべきは、この記載の末尾に葉椀の割注として「五月五日青柏、七月廿五日荷葉、余節干柏。」としている点である。これは明らかに、葉椀が植物の木の葉そのものを用いていたことを示すものである。

木の葉を食器として用いたことを不審とする考えもあるかもしれないが、柏を食器として用いることは、『延喜大膳職式』雑給料条に「右依前件。其五位已上食竝盛筥。菓子雜肴盛以干柏。結以木綿。」とあるように、柏の葉に菓子等を盛った例があり、なんら問題にはならないだろう。他にも、『延喜内膳司式』には「新嘗祭供御料」の「解斎料」としても「柏冊二俵」が挙げられている。また、やや時代は下るものの、『江記』の天仁元年（1108）11月21日条の記載に「柏葉盤」とあり、より直接的に柏の葉を用いた盤、葉皿の存在を裏付ける。なお、後世の絵画資料ではあるが、葉椀や葉皿の図もみられる⁽³²⁾（図2）。もちろん、その絵画資料に描かれた葉椀・葉皿が古代そのままの形状を保っているかは不明ながら、食器としての葉が祭礼用と言えども実用に耐えうることを見いだせるだろう。

このように見てくるならば、葉椀そのものが施釉陶器類あるいは焼物であるという考え方は成り立たない。宇野隆夫氏の見解のように、緑釉陶器と木の葉による椀皿の両方の場合がある可能性について触れておくと、確かに先述の『延喜大炊寮式』の宴会雑給の記載では大歌・立歌・國栖・笛工に供される葉椀にのみ割注が付されているわけだが、同一記事のなかにある用語がまったく別の実体を指し示していたことは考えにくい。先に少し述べたように、同じ『延喜式』の中で緑釉陶器を示す瓷あるいは瓷器という用語が使われているわけだから尚更であろう。

宇野氏の見解の背後には、明示されていないものの、大歌・立歌・國栖・笛工らに対して四位・五位の官人と同等に葉椀が与えられていることに疑問を感じた点があったのかもしれないが、同じ雑給のうちの米については笛工・國栖が二升で、親王・三位以上などよりも多くなっている点も注目すべきであろう。大歌・立歌・國栖・笛工が大嘗祭を演出するうえで最も重要な役割を果たしていたであろうことからすれば、葉椀を賜わることも必ずしも過分であるとは言えないであろう。それに、葉椀は大嘗祭の用具としての特別な意味は持っていても、材質としてはあくまで柏などの葉であり、実質的な価値としてはさほど高いものとは言えず、五位以上と同等であることに大きな問題を孕むものでもなからう。

以上、葉椀・葉皿が緑釉陶器あるいは施釉陶器ではないことを論証してきたが、それにかなり執拗に拘泥してきたのには、上記の点が施釉陶器の性格を考えるうえで重要な問題を含んでいるからでもある。というのは、本章の冒頭でも触れたように、葉椀・葉手（皿）は『和名類聚抄』にも採録されており、調度部の祭祀具の項に入れられているのである。もしも葉椀・葉皿が施釉陶器であるとすれば、平安期施釉陶器も10世紀頃に祭祀専用の器と認識されていたことになりかねない。しかし、上記の検討が妥当とすれば、施釉陶器は葉椀・葉皿と呼ばれていたのではないことになり、したがって施釉陶器を祭祀具に位置づける必要もなくなる。

実のところ、平安期施釉陶器を意味するとみられる「瓷」も『和名類聚抄』に記載があり、器皿



図2 「葦葎堂雑録」にみえる「葉碗」

部の瓦器類に入られているのである。便宜的分類という面を免れ得ないだろうが、一般に食器とみなされていたことを反映したものとみて良いだろう⁽³³⁾。もちろん、緑・灰釉陶器が祭祀の際に用いられることがなかったとまでいうつもりはなく、土師器や須恵器にしても同様だが、日常の使用だけでなく祭祀の場で使用されることもあったのは間違いのないところである。むしろ重視したいのは、緑釉陶器が葉碗・葉皿のようなあくまで祭祀に限定された用具ではなかったという点なのである。平安期施釉陶器を祭祀具とみる見解は依然強いようだが、上記の点から考えても、その基本的性格としては実用の食器であること〔高橋1995a〕が再確認できるであろう⁽³⁴⁾。

①……………様器・栗栖野様器

様器を巡る諸解釈

(a) 辞書類にみる語釈

文献史料に「栗栖野様器」という用語が出てくる。栗栖野は、平安時代に小野と並び称される官営の瓦屋（瓦窯）が存在したところとして考古学上も著名である。栗栖野という地名を冠されたこの「様器」の実体は何なのであろうか。その点について、本章で検討を加えてみたいと思う。

まず、文献史料では「様器」と記している例がほとんどであることから、栗栖野様器について検討する前に「様器」一般についてみておくことにしたい。「様器」という言葉は、辞典類などにも見出し項目の一つとなっているほど、文献史料に頻出している。そこで、「様器（やうき）」をいくつかの辞典類で調べてみた。なお、「様器」以外の字が当てられている時は、出典の後の【 】に漢字表記を付記した。

『新訂大言海』（大槻文彦，富山房，1956年）

〔本様トシテ作ラシムル器ナレバ云フト云フ〕 金属製，又ハ陶製ノ儀式ニ用キル食器。又，白木ノ引入ノ造リモノトモ云フ。

『大漢和辭典』（諸橋轍次，大修館書店，1957年）

様式の器の義で，飲食の器具などを載せる器で，陶製の盤。又，白木の引入といひ，或は楊の木で作った盃臺
というなど，種々の説がある。

『大字典』（上田万年ほか，講談社，1963年）

物をいる器。容器。

『岩波古語辞典』（大野晋ほか編，岩波書店，1974年）【楊器・様器】

酒をつぎ入れるのに盃の代りに使った道具か。

『日本国語大辞典』第20巻（金田一京助ほか編，小学館，1976年）【様器・楊器】

規定おりの分量にしたがって作製された儀式用食器の総称。

『古語大辞典』（中田祝夫ほか編，小学館，1983年）

語義未詳。儀式に用いる食器とも，飲食の器具を載せる台ともいう。（中略）[語誌]楊（やなぎ）の木で作っ
たので楊器というとか，白木のままで塗らないものとかいうが，木製，陶製，金属製のものもあり，儀式のと
きなどには銀器が多く用いられたようである。大きさは，直径四，五寸（約12～15センチメートル）ぐらいで
あったらしい。[小林正治]

『広辞苑』（新村出編著，第4版，岩波書店，1991年）【様器・楊器】

儀式に用いる食器。金属製とも陶製ともいう。また一説には，食器などを載せる台とする。

この他にも辞書類に当たってみたが，基本的に上記のいずれかの内容と重複していた⁽³⁵⁾。確認
したもので，特に『広辞苑』とほぼ同じ内容のものが多かった。いずれにせよ，実に諸説がある
ことになり，これが様器に対する解釈の現状ということになる。

(b) 古典注釈書などにおける言及

上に掲げた辞書類により，語釈の現状を大雑把に掴むことができたであろう。ただし，当然なが
ら辞書は各種文献からの引用とみられ，その性格上，細かい内容や研究史を知ることができない場
合が多い。それをもう少し補うために，各種の古典の注釈書や有職故実書における検討例も列挙し
てみることにしたい。「様器（やうき）」は，『源氏物語』や『枕草子』にも登場することもあって，
それらにも取り扱われていることが少なくないのである。

江戸時代以前の文献での言及例も少なくないが，ここでは故実書として著名な『貞丈雑記』を挙
げておきたい。その巻之七「膳部之部」には以下の記述が見られる。

一様器ヤウキの事源氏物語にしろかねのやうきヤウキるりの御さかづきミサカヅキ云々細流抄にやうきは盤イタの事すへ物也孟津抄に銀の楊器
也或は薬器の盤也四方の膳などの事師説に一説ぬりたるを朱器といひ白木を楊器ヤウキと云引入なり至徳記にあり以上北
村季吟
が源氏源氏湖月抄に見たり師貞丈按に盤の事也すへ物也と云は折敷の類と聞ゆ薬器の盤と云は薬をかけたるやき物の折敷
説とは箕形怒菴の説なり
類の物と聞ゆ又白木を楊器と云引入也と云は白木の折敷の類にていくらも入子に組たる物と聞ゆ如此諸説さだか
ならず又中院通茂卿七十賀元禄十三年記に折敷三枚様器又折敷一枚様器瓶子一口様器と見たり楊器とも様器とも書也
源氏にしろかねのやうきとあるは銀にて楊器の形を作りたる物と聞ゆ白かねのやうきるりの御さかづきとあるを
みればやうきは盃をのする臺と聞ゆ又按楊も様も此兩字を用れども楊の字本ならん歟常の折敷類はヒノキ檜にて作る
を是は楊ヤナギの木にて作りて物器と名付る歟檜にて作を類を檜物と云類の名か薬器ヤウキといふ説はアヤマリ誤なるべし

とある⁽³⁶⁾。また，『兼葭堂雑録』壺之巻には，以下のように記されている。

胡粉にて白く塗たるを様塗といへり。公事根源臨時客の条に、朱器様器といへる事あり。様器といへるは木地の器のことにして、様塗といへるは生地にて用ゆるを、疎き木理を隠さんために白く塗し物にて、生地と同様なりとぞ。

江戸以前の文献類はとりあえず以上で代表させることにして、次にそれ以降の古典注釈書のうちでまとまって様器に言及するものについて、多少内容の重複などもあるが、以下に引用しておくことにしたい。

まず、金子正臣『枕草子評釋』〔金子正臣1924〕では、

眞淵は、一定の様式ある器の義ならんといへり。貞丈が、楊の木にて作れる折敷なるべしとて、楊器の字をあてたるは非。細流抄に、盤(皿)のことなり陶物なりとある、略この物がらを彷彿すべし。空穂物語に、土器の代に酒をつぎて飲みたること見ゆ。源氏寄生の巻に、銀の様器のこと見ゆ。

と記述されている。同じ金子正臣氏の『枕草子通解』〔金子正臣1929〕では、より簡略に「銀又は陶器で、皿の如きもの」と記している。

関根正直『枕草子集註』〔関根正直1931〕⁽³⁷⁾では、かなり詳しい説明がなされている。一部例示を略して引用する。

湖月抄(源氏宿木の註)に、塗りたるを朱器といひ、白木を楊木といふ。引き入れなりとあり。貞丈雑記に、楊の木にて作りたる折敷なるべし。といへるは共に非なり。古書皆様とかけり。眞淵翁、源氏の新釋句宮の註に、公より物の本物を出して、それが様に作らせらるゝを、様器といふとあれども、其の質其の製を明らかにせず。細流抄には、盤の事なり。陶物とあり。河海抄或説に、薬器ともあるは、釉薬を施せばにや。美隆云、様器の事未だ確に考へ得ざれども、古書に見えたる様を以て考ふるに、土器に錫・銀などをなましかけ、或は薄などを押したる物のやうに覺ゆと云々。直接するに、(中略)折敷(盆)にても、盤(皿)にてもあらざる事明らかなり。(中略)白き釉薬を加へたる陶器(中略)後には金属にても作りたるならむ。後世の品にはあれど、舊攝家に所蔵する様器といふ物。予の親しく見しは、壺深き物にて蓋あり。下に皿のやうなる承盤もありて、何れも金属にて製し、銀の焼付をしたり。是れ彼の様器を、金属製にもしかへたる品の、遣りしものと覺えたり。従来一定の説を見ざれば、言長けれども記せり。

また、同じ関根正直氏が編集する『改訂有職故實辭典』〔関根・加藤1976〕では、

食物を盛る器。源氏物語寄木巻に、白銀の様器とあり。河海の注には薬器也といひ、細流抄には盤の事也陶物なりと云へり。按に磁器に錫銀などをなましかけたる壺やうの器にして蓋あり。細流の盤といふは誤なれども、陶物といふは當れり。又河海に薬器と注せるは、銀の釉薬を施せるをいふなるべし。後世は金属に銀メッキしたるをも様器と云。字義は公より本様を出して、それが様に作らしめし器を、様器と名づけそめたる也。楊器の字をあてて白木の椀といふは非なり。

とある。一方、上記以降の『枕草子』の注釈書をみると、「白い釉薬を施した陶器で、後に金属でも作った」とする関根正直説を踏襲しているものが多い⁽³⁸⁾。ただし、それに疑義を唱えるものもある。例えば、萩谷朴校注『枕草子(新潮日本古典集成12)』〔萩谷1977〕では、

諸注は多く、関根『集註』に従って、白い陶器またはそれに似せた銀器と解しているが、(中略)様式用途の多様性と、土器を主とする材質とより判断して、むしろ金子『評釈』が引く眞淵説の、一定様式の器という抽象名詞と見る方が無難であり、あるいは「容器」と音韻相通の同義語かとさえ思われる。

としている。また、萩谷説を継承したのか、比較的最近刊行の渡辺実校注『新日本古典文学大系』

〔渡辺1991〕でも、「規定の様式どおりに作られた飲食の器」としている。

最後に源氏物語の注釈書に触れると、それらではいずれも比較的簡単なものが多いようだが、1つだけ掲げておく。山岸徳平校注『源氏物語（日本古典文学大系18）』（山岸1963）では、

「様器」は又、楊器とも書く。皿のような類で、飲食の器具を載せる台に用いる。もと、楊やなぎの木で作ったので、楊器とも言う。楊の木でなくても、木製で朱を塗ったのを朱器、塗らない白木のままのを楊器と言うとも言われる。後には陶器もあったと言うが、儀式の時などには銀器が多く用いられたようである。

とされており、各種辞書類での語釈と一致する部分が多いが、必ずしも上記に挙げた枕草子の語釈研究の流れは受け継がれていない。

以上、少々長々と引用を列挙してきたが、これらをもって「様器」に関する既往の諸解釈とみなしておきたい。まとめれば、『枕草子』関係では関根正直氏の説がかなり有力視されているようだが、それに対する批判もあり、江戸時代（あるいはそれ以前）からの諸説が重層して複雑な様相を呈している。研究の最大公約数を取ると、実に食器の一種ということ以外には「様器」という言葉の指す実体がよくわからず、「語義未詳」が現状と言っても差し支えないだろう。

（c）考古学からの研究

「栗栖野様器」についてのみ簡単に言及するものがほとんどであるが、比較的最近になって考古学あるいは陶芸史などの立場からいくつかの推測がなされている。それらの研究史を2段階に分けて整理しておきたい。

第1段階（1970～80年代）

まず、文献史の立場からではあるが、浅香年木氏が検討を行なっている〔浅香1971〕。結論的には、様器は土器の形態・規格を表現する用語であり、主に栗栖野で生産された供膳用の土師器の器種であると推測している。ただし、様器が具体的にどのような形態であるかについては、皿・坏類のなかの特定の規格と言及するのみである。また、様器の性格についていくつかの適切な指摘も行なっており、栗栖野の製品が深草・楠葉の製品と明確に区別され、特殊な上質品として扱われていることなどから、場合によっては土師器とは品質を異にするものであったかとも考えられるとしている。

次に、中ノ堂一信氏は栗栖野様器が栗栖野で作られた施釉陶器とし、伊野近富氏の論文を引きつつ「葉碗」「葉皿」の延長線上に位置するものと推測している〔中ノ堂1984〕。その根拠などについては、後の検討の中で改めて触れることにする。続いて、横田洋三氏は中ノ堂氏の施釉陶器説を支持し、「栗栖野様の器」つまり「栗栖野で作られたものとよく似た器」と解釈して、栗栖野様器を近江系緑釉陶器であるとする〔横田1988〕。他方、伊野近富氏は褐色系の「て」の字口縁と呼ばれている土師器に、百瀬正恒氏は陶器系の白色土器とする類推を行なっている〔伊野1987、百瀬・橋本1988〕。前者は考古学的知見から「深草」産の土師器を抽出し、それ以外の土師器が栗栖野産に当たるとみなして導きだしたものである。後者は栗栖野が瓦・須恵器・緑釉陶器の生産地であることや、様器が土師器より高級品であることを根拠に比定を試みるものである。

さらに野場喜子氏も、平安時代の陶磁器類の文献での使用例を集成・検討する中で、栗栖野様器などについても言及している〔野場1987〕。結論としては、「栗栖野」を冠した器名には、土製の場

合と施文効果のある別種の製品の場合があるとした。前者については「栗栖野土高杯」の存在、後者については「栗栖野様器。居様図在端。」とあるのが根拠となっている。この解釈については後述する。また、注の中では様器に地名を冠する場合は、一応土器か陶器と考えられるが、その他の場合、その材質について窺い知る手だては今のところない、としている。

この段階は栗栖野様器への着目がなされ始めた時期であるが、その指示内容についての評価は定まっていなかったと言ってよからう。

第2段階（1990年代以降）

この1990年代以降、ようやく栗栖野での土器生産が明るみになり、栗栖野様器についても実体を伴った議論が展開されるようになる。

まず筆者は、栗栖野瓦窯の分窯に位置付けられ、史跡指定地の南約300mに位置する南ノ庄田瓦窯付近で、かつて白色土器がまとまって出土していたこと⁽³⁹⁾を報告し、その付近に白色土器の窯が存在した可能性を指摘した〔高橋1992, 注30〕。そして、白色土器の生産技術が栗栖野などで生産されていた畿内産緑釉陶器の系譜を引くものであることなどから、白色土器が現在の岩倉、かつての栗栖野で生産されていたと判断した。そして、さらに詳しい検討は別稿に譲るとしたものの、この白色土器が「栗栖野様器」であることを推測した。

続いて、吉村正親氏は、栗栖野瓦窯跡の発掘調査で白色土器が出土し、その発見から「栗栖野で生産されていた土器」である栗栖野様器には白色土器が相当するとした〔吉村1993〕。また栗栖野様器の記載がある『執政所抄』の成立年代が12世紀中頃（1136～1149年頃）であり、それが白色土器と共伴して出土する瓦の年代とも矛盾しない点を指摘した。

また、南ノ庄田瓦窯跡でも発掘調査が行なわれ、やはり白色土器が一括して出土し、その報告がなされた〔高1994〕。これらの報告を受けて、各氏が「栗栖野様器」に言及し、それが白色土器である点を指摘している〔平尾1994, 吉岡1994, 百瀬1995〕。ただし、いずれの論者も栗栖野において白色土器の生産が行なわれていた点を根拠にするのみで、必ずしも細かな検討がなされているとは言えない。

一方、堀内明博氏は「様器については従来漆器に想定されているなど問題点があり、さらに検討する必要がある」として、栗栖野様器を白色土器に当てる説に疑問を呈している〔堀内1994b〕。そしてさらには、栗栖野の白色土器生産に内蔵窯との関連を説き、明言はしていないものの、その白色土器がむしろ「土器（あるいは埴器）」などに相当するものと判断しているようである。様器を漆器に想定する従來說が何に基づいているのかが不明であるのはひとまず置くとしても、必ずしも栗栖野様器が白色土器ではないことの証明には至っていない⁽⁴⁰⁾。

このように、90年代以降栗栖野での出土土器類の報告が蓄積され、考古学ではここ数年で栗栖野様器が白色土器に相当するとみる説が有力視されつつあるが、疑義も出されているように研究者の意見の一致をみているわけではない。そして、1990年以降の研究は必ずしも1980年代までの諸見解を踏まえたものではなく、また文献史料と考古資料を突き合わせた上での厳密な結論ではないので、再吟味を行なっておくことが是非とも必要である。しかも、栗栖野様器と単なる様器との関係については議論が進んでおらず、残された大きな課題となっている。

既往の諸説の再検討

(a) 名称の由来の吟味

それでは、これまでに出示された諸説を再検討していくことにしたい⁽⁴¹⁾。

まず、様器(ようき)という名称の由来としては、現状では次の4種程度の説が提示されている⁽⁴²⁾。

- I. 様器-規定(「様」)通りに作られた器。
- II. 楊器-楊で作った器。
- III. 葉器-釉葉を施した器。
- IV. 容器。

このうち、II~IVは、様器と音通であることからの説である。しかし、既に金子正臣氏や関根正直氏も指摘しているように、後世はともかく平安時代の用字として確認できるものはいずれも「様」の字である。やはり、本来から様器の字を用いていたと判断せざるを得ないだろう。もちろん、「様」ではすぐさま具体的な器物の形や素材は連想し難いのも事実である。そのために、おそらく上記のような諸説が生まれてきたのに違いない。

それでは、既に推測されているように、規定通りに作られた器というのが本来の字義なのであるか。詳しくは後述するが、『類聚雑要抄』にみられるように、様器には確かに法量の規定などがあったことを確認できる。しかし、そのような規定であれば、漆器や土器などほかの食器にしても存在していたわけであるから、それらとの関係が問題になる。様器がそれらを含めて規定により製作された器の総称あるいは抽象名詞とするには、漆器や土器と対立的に併記されている例があることからみて考えられず、より限定的な対象を指し示していたと判断せざるをえない。

とすれば、様器の本義として従来考えられていた仮説のいずれもが妥当でない可能性がでてくるであろう。つまり、従来と異なる代案を提出するか、あるいは従来案を成り立たせるなんらかの特殊な状況を想定しなければならないわけである。ただここで結論を急がず、様器がどのような実体として文献に登場するのかを先にもう少し探しておくことにしたい。

まず、文献史料から導かれた既往の主な語釈を再整理しておく、以下のようなになるだろう。

A. 用途(あるいは形態)による名称とするもの

1. 儀式に用いられる食器の総称
2. 飲食の器具を載せる台
ア. 折敷 イ. 盤 ウ. 盃台
3. 食物を盛る器

ア. 容器 イ. 盤 ウ. 盃 エ. 引入れ

B. 材質(あるいは製作技法)による名称とするもの

1. 木製
ア. 楊の木の製品 イ. 白木製
2. 金属
ア. 銀製 イ. 金属に銀メッキしたもの
3. 陶製

ア. 白い釉葉を掛けた陶器 イ. 磁器に錫銀を掛ける、あるいは箔を施したもの

このように多様な解釈に分かれているので、以下、史料に当たりながら順を追って諸説の再検討をしていくことにしよう。

(b) 用途・形態の検討

A-1については、詳しくは以下で見るが、文献の諸例から明らかなように、銀器や朱器などとともに儀式に使われる食器を構成する一つとして様器が記されており、様器が儀式用の食器の総称とはなっていない。つまり、儀式に多く使われているということは様器の特性の一つであっても、語義なり実質的に意味するものは別に求めなければなるまい。

次に、A-2-アについてみてみると、以下のように、様器が折敷の上に置かれている例が多く確認できる。

次一献 酒部所者居様器於折敷 (『長秋記』永久元年(1113)正月16日条 太政大臣大饗)

また、饗膳用具として折敷と併記されていることもさらに多く、折敷とは別の実体を持つものであることは明らかである。様器は、折敷だけでなく大盤、高杯あるいは机の上に並べられる食器として様々な史料に記載されている。以下に一例を挙げると、

立四尺大盤一脚。朱。居四種物。様器。饗。弁 (『執政所抄』吉田祭)

とある。朱漆の大盤の上に様器に入れた四種物を置いているのだから、A-2-イも成り立たない。逆に、食器を載せる盤や折敷として様器が使われたことを示す確実な例は寡聞にして知らない⁽⁴³⁾。

このA-2のような食器を載せる台という説が生まれた明瞭な理由は不明ながら、1つ考えられるのが『源氏物語』宿木の「銀の様器、瑠璃の御盃、瓶子は紺瑠璃なり」に着目して、食器(あるいは盃)を載せる台ではないかという推測が出されている点である⁽⁴⁴⁾。盃と瓶子の記載がある以上、それとセットを構成している様器の機能としては食器の台以外に残されていない、というのがおそらく上記の推論の過程であろう。確かに、その推論は誰もがごく自然に受け入れられるものなのかもしれないが、この場合は必ずしも食器(あるいは盃)の台とは限らないのである。というのは、この箇所だけに注目せず、前後を含めた全体の文脈の中で「様器」の用途を考えるべきだからである。以下に該当箇所の直前を含めて引用すると、

宮の御方より、粉熟まゐらせたまへり。沈の折敷四つ、紫檀の高杯、藤の村濃の打敷に折枝縫ひたり。銀の様器、瑠璃の御盃、瓶子は紺瑠璃なり。

となる。これは藤花宴なる宴会の場面で、粉熟、すなわち米・麦・豆などの粉を餅にして、甘葛とこね合わせ固めた食品が出される部分に当たっており、それ伴う食器類を列挙する最後に上掲の記述がみられるのである⁽⁴⁵⁾。そして、酒を供するために必要なのが盃と瓶子であり、肝心の粉熟を供する食器がその前に含まれるはずである。折敷と高杯はいずれも一般には食器を載せる台であり、折枝を縫い付けた打敷はその台の上に敷く織物である。粉熟を先の台に直接置くことも考えられなくないのかもしれないが、文献の用例からすれば、本来なんらかの食器に盛られるべきものである。例えば、『江家次第』巻第17の「東宮御元服」には、汁・粉熟・飯の器として「様器碗器」が挙げられている。また、『兵範記』保元2年3月5日条にも、

次居粉熟、盛様器、居折敷、(中略)次食粉熟、次三献、

とある。特に、粉熟は下にも掲げるように、汁物として食されることが多かったようであるから、

尚更であろう。

粉熟加小豆汁。 (『執政所抄』正月元日御節供事)

神酒了即居粉熟之汁 余已下參議已上 皆禰宜代官 取祝折敷
(中略) 其汁恒例盛様器 今度用土器如何

(『台記別記』久寿2年4月20日条)

上記2例のうち特に後者は興味深いものである。「粉熟之汁」は恒例として様器に盛られるべきものであって、それが折敷に載せられて供されているのである。この史料は賀茂祭の次第を記すものだが、まさにそれは藤花の頃であり、源氏物語の場面をも彷彿させる。このようにみえてくれば、粉熟を盛る器は様器以外には考え難いということになる⁽⁴⁶⁾。

以上のように検討してみると、この例も食器の台として使用されたと考えるべきではない。ただし、後に掲げるように、様器には「蓋・尻居」つまり蓋とおそらく托状の台あるいは下皿ともいべきものがあつたことがわかる。この様器の尻居を別の食器類の下皿として使うことも当然考えられるところであるが⁽⁴⁷⁾、それもあくまで食器の付属具としての存在であり、やはりいくつかの食器を載せるという意味での台ではない。よって、後に例示するように、様器は基本的には食品を盛り付ける狭義の食器であつたと判断されるのである。

次に、A-3についてみてみることにしよう。まず、様器がどのような用途で使われているかについて、主な例を列挙してみると、

立酒部所幄 (中略) 其西間立二階棚一脚 上階居白瓶子四口 青瓷瓶子二口 下階置様器酒

蓋十五具 在蓋 尻居 深草盃十口 (『兵範記』保元2年8月17日条)

使前 精進四種物 用机二脚 (『左経記』寛仁4年11月9日条)

飯盛様器 雑菜土器 享飲 肴 用机 土器 湯 漬 用様器 穩座 (『西宮記』承平7年正月19日条)

肴物依備様器 瓶子用土瓶云々 (『兵範記』仁安3年11月21日条)

進五菓 小臺一本 用様器 (『殿曆』永久3年7月21日条)

盛物 平盛

三寸五分様器

干物五坏 海松。青苔。牛。生物五坏 古布。白瓜。黒。窪坏物二坏 唐青。御菓子十種 様器盛之時。御汁
房。川骨。蓮根。瓜。白根。蕪。在囊。御菓子用之。御汁
物二度 寒汁。松茸。熟。追物八種 様器。御酒坏 居中盤。御酒子。御湯津 个 様器。和布干。入銚
汁。志女知。春日。御酒坏 居中盤。御酒子。御湯津 个 様器。和布干。入銚

已上酒坏様器也 (『類聚雜要抄』宇治平等院御幸御膳 元永元年9月24日)

となる。このように、様器は饗宴において酒坏、飯や湯漬、それに肴や菓子などを盛る器としてもしばしば登場する。この他、やや特殊な例としては箸台として使用されることもあつた。

羞餅、盛様器、箸一前居同様器、 (『兵範記』保元3年2月9日条)

このように、用途としては特定のものに集約されるわけではなく、饗膳を構成するいわばありとあらゆる用途に供されていると言ってよいだろう。とすれば、用途によって様器の内実を限定することは困難で、様器を個別の用途による名称とすることはできない。

それでは、様器の形態としていかなるものが存在するのであろうか。まず、盃が存在することは先の例以外にも下記のような例から明らかである。

一献。

絵折敷一枚。居様器之坏。在蓋并 尻居。瓶子。(後略)

(『大饗雜事』一酒部所)

三献以前 用様器盃 酒部所献件盃之由 (『平知信朝臣記』長承4年2月8日条)

居様器杯於折敷 (『台記別記』久壽2年4月20日条)

様器盞居中盤 (『兵範記』仁安元年11月3日条)

このように、盃あるいは坏・盞という形のものがみられるとともに、先に挙げた例や次の例のように、盤や坏・琿、そして蓋や下皿になるものもあったことがわかる。つまり、A-3-I・ウの説のように、盤や酒坏という器種には限られていないことになる。さらには、下に掲げる例などからも明らかなように、その法量にも様々なものが存在している⁽⁴⁸⁾。

唐菓子并木菓子之盤ハ四寸五分也。干物生物貝物之盤ハ四寸也。窪坏三寸。在濱木綿搔敷。四種坏三寸。已上様器。 (『類聚雜要抄』母屋大饗 永久4年正月23日)

様器寸法

飯坏口径五寸五分。汁坏口径五寸五分。大盤口径四寸五分。小盤口径三寸五分。窪坏。酒盞。

(『類聚雜要抄』花山院内大臣(家忠)廂大饗 保安3年12月17日)

御并北政所姫御前内大臣殿御菓子事。

年領下家司調種々珍菓。盛栗栖野六寸様器。 (『執政所抄』三月三日節供)

用途の多様性に対応するように、様器には様々な形態があり、法量としても多様であることが理解されるであろう。法量については、前掲の通り4, 5寸程度とする指摘〔小林1983〕があるが、上に挙げたように「栗栖野六寸様器」という言葉がみられ、より大きな法量のものも明らかに存在している。他の食器にも一般にみられるように法量が分化していたと考える方がよからう。

それでは、残された説としてA-3-Eとして挙げたように様器を引入れ(挽入)とするものがあるので、それにも触れておくことにしよう。引入れは轆轤で木を挽いて仕上げるもので、いくつも入れ子にした細工物あるいは蓋付きの小型容器と言われている。そして、当該期の文献にみえる「合子」がそれに当たるのではないかとされている〔野場1989〕。引入れが「合子」だとすると、文献史料では

立撥足臺盤二脚 居様器饗 居加合子飯菓 (『兵範記』仁安2年11月26日条)

というように様器と併記されている例が多く、様器は合子、つまり引入れとは別の実体を想定するのがふさわしいだろう。

また、A-3-Aの容器全般とする考えについては、確かに多様な器があることからそのように解釈されかねないが、器の多様性は土器や漆器などにも同様に当てはまることである。先に挙げたように、「様器之坏」などの表現があることからすれば、容器全般を示す言葉とみることは首肯できない。それは、次に検討する素材の点からも妥当であろう。

以上の検討をまとめれば、1. 儀式によく使われる食器の1つであるが、儀式用の食器の総称とはなっていない。2. 食器を載せる台としての確実な使用例は確認できず、基本的には食物を直接盛る器である。3. 様々な用途に供されており、形態・法量も実に様々であるため、様器を特定の用途の器に限定することは難しい。4. ただし、食物を盛る器の総称ではない。このような検討結果に、「様器之坏」といった表現も考え合わせれば、用途や形態とは別のなんらかの構成要素による実体を想定すべきである。そこで、次にBの素材(あるいは製作技術)という側面を見ていくことにしたい。

(C) 素材の検討

まず、B-1-アの楊器という説に関しては、先述の通り平安時代で筆者が確認したものはすべて様器と記述されていることから、本来が楊器であるとの説には従い難い。また、楊の字がなんらかの理由で忌み嫌われた可能性については、例えば楊製の箸の記載「御楊箸」があることから、やはり想定できない。一方、もう少し幅を広げてイの白木の製品ではどうかといえ、白木折敷など白木の製品であることを明記すべき場合は「白木」と記されており、やはり様器は白木とは別の素材を考えるべきであろう。

次にB-2の銀製品はどうであろうか。先に挙げたように、源氏物語には「銀の様器」という記載が見える。ここにある様器は当然銀製品であり、様器には銀製品も含まれることは確かである。ただし、わざわざ銀製であることを記しているのだから、逆に様器が銀製品だけではなかったことを容易に推測させる。そして、様器が一般に銀製であったとすれば、後述するように問題となる部分が少なくない。例えば、『兵範記』保元3年(1158)2月9日条では、銀製品は下記のように銀器として記されている。

客於帳前座羞膳 臺二本 銀器 (中略) 下官対面寝後(殿カ) 羞餅 盛様器 箸一前居同様器

ここにみえる単なる様器は銀器と併記されているのだから、それとは別の材質である可能性が高い。前掲の「様器酒盞」も銀器であれば「銀盞」で事足りるはずである。それでは、「様器酒盞」はどのような材質が想定されるのであろうか。また、銀以外の他の材質があるとすれば、様器に一般的な材質というものは導きだせないものなのであろうか。

その点を考えるために、先にみた銀器と同様に、様器が様々な材質の食器と対比的に記載されている部分に注目し、そこから他の材質の食器との関係を明らかにしていくことにしたい。

まず、様器は土器と併記されていることがきわめて多い。なかでも、先に記したように、様器は土器とともに酒杯としてしばしば使われている。

次四献 (中略) ^{三献用様器 四} _{献以後用土器} (『春記』永承3年正月2日条)

四献 ^{自斯用土器} _{其前様器} (『中右記』嘉承2年正月19日条)

このように、三献までが様器を用い、四献以降に土器が用いられていることを示す例は非常に多い。これによって、様器は土器と区別される材質であることが判明する。また、三献までは饗宴の中でも儀式的な様相が強いことから、土器よりも儀礼的な場で用いられる食器として認識されていたことがわかる。また、以下のような例もある。

公卿料。永承記云。皆用様器。(中略) 赤木。(中略)

弁少納言料。承平六記。(中略) ^{用様器} _{云々} 黒柿。(中略)

上官料。承平六記。(中略) ^{用土器} _{云々}。(中略) 朴。(『大饗雜事』)

為上卿座。立四尺大盤一脚。朱。居四種物。様器。饗。弁。外記史氏人。(中略) 弁外記史座。(中略) 立八尺

臺盤二脚居饗。二種。深草盤。(『執政所抄』吉田祭)

このように、使用する階層としても、土器と比較して明らかに様器が上位の者が用いるものとなっている。つまり、様器は土器より明らかに格が上に位置づけられる食器であることが理解できる。また、興味深いのは、大嘗会辰日の宴会にみられる以下のような記載である。

公卿饗鹿悪也，不用様器用土器，〔『江記』天仁元年11月21日条〕

このように、公卿饗で様器を用いず土器を使用したため鹿悪と記している。ただし、これは大嘗会辰日としてはむしろ通例に則って行なわれたことなのである。つまり、饗が鹿悪と感じたのは、儀式作法になっていないためではなく、その筆者にとって土器よりも様器の方が綺麗なものと認識されていたためなのである。このことは、先にも挙げた『類聚雑要抄』宇治平等院御幸御膳の「御菓子十種様器盛之時。美菓子用之。」にもつながるものであろう。ただし、その一方で注意したいのは、様器が時には位の比較的低い者にも用いられる食器だという点である。

使近衛十二人 以机様器備肴 (中略) 陪従十二人 以机土器具肴
〔『西宮記』承平4年4月16日条〕

下官以下行事官卜部國司六男等座皆居饗 當所出納備之 皆用机下官前備様器 自餘皆深草器 八女六男居折敷
〔『兵範記』仁安3年11月2日条〕

様器は土器よりも高級な食器ながら、上掲のように、それほど上級の階層に限られた食器ではないのである。しかし、この場合でもそれより低い身分の者に「土器」「深草器（土器と同意）」が使われているのであるから、例えば「この部分の様器は材質が土師器であったための現象」というわけにはいかない。

それでは、他の材質のものと比べればどうであろうか。朱器、つまり朱漆の食器との関係を次に見てみることにしたい。

殿下御料。朱器。 (中略)
北政所料。栗栖野様器。 (後略) 〔『執政所抄』御節供事〕
尊者已下史以上 汁罌 実 雉 焼物盛朱合子 主人者盛小様器
〔『台記』仁平2年正月26日条〕

このように、様器は朱器とは異なる実体の食器を指すことがわかる。また、上記の文献に見える使用者から考えて、様器が朱器よりはややランクの低い食器とみなされていることも判明する。さらに、朱器と並んで記されているので、土器との併記例も考えあわせれば、単に様器としたものは朱器・土器に対応したなんらかの特定の材質（あるいは製作技術）を反映している可能性が浮かび上がることになる。

それでは、今挙げた土器・朱器などと様器との関係について、酒坏としての使用例から少し整理してみたい。先に土器のところでも挙げたように、大臣大饗の宴座では、基本的に三献までが様器、四献以降はいずれも土器である。これと同様の使用形態が見られるのが、列見ならびに定考である⁽⁴⁹⁾。

四献 可用土器也 而用様器 失
也 四献之後所用土器也 〔『中右記』天永3年2月17日条 列見〕
三献 件以前 (中略) 四献 此以後用
用様器 例土器 〔『江家次第』卷5 11日列見事 (朝所)〕
四献, 自斯用土器
其前様器 〔『中右記』天仁元年8月29日条 定考〕

一方、旬日の場合は下記のように一献から土器を用いていたことになる。

供御酒一献 次酒番侍従忠時持例蓋造酒司蓋 参上 予仰云 旬日不用所司蓋 用土器盃 仍退下
執土器参上 〔『小右記』長元2年4月1日条 孟夏の旬〕
事頗違濫 二献盃用節会蓋 仍左府追却 改土器蓋 一献用土器 何更
二献用朱漆蓋乎

〔小右記〕寛弘2年10月1日条

三献以前如節会儀 用所司蓋 以銅提壺為杓 四献以後 公卿従上
次第行酒 其儀如旬 蓋用土器 杓用瓶子 始自親王 終于大臣

〔北山抄〕卷第3内宴事

しかも、上記の例から内宴を始め節会では所司蓋あるいは造酒司蓋を用いるべきであり、それが朱器、朱漆蓋であったことが判明する。ここで、『延喜造酒司式』で諸節雑給酒器の規定を見てみると、

四尺臺盤三面。七月加^{一面}朱漆酒海三口。七月加^{一口}朱漆椀四口。加盤。五^月蓋卅枚。五月減十枚。八寸盤卅口。五月減十口。七月加十口。(中略)

右五位已上料。(中略)

四尺臺盤一面。朱漆酒海一口。蓋二枚。正月四節各^{加一口}五寸盤四枚。銀蓋一枚。加盤。瓷器盤二口。

(中略)

右内命婦已上料。(後略)

となっている。この『延喜造酒司式』の蓋には、材質が明記されていないが、先の例のように節会蓋といえば材質を明示せずとも誰もが思い浮かべることができるものであろうから、これは朱漆と考えざるを得ない。『延喜造酒司式』の記述の順序としても、蓋の直前に朱漆の製品が記されているので、それが省略されたとも言えるであろうし、朱漆器と考えてなら矛盾はないであろう。ここで少し注意しておきたいのは、天皇の酒器である。それについては、同じく『延喜造酒司式』の諸節供御酒器に、

銀蓋一合。金銅酒海一合。

とある。このことから、天皇の節会の酒杯、少なくとも一献から三献は銀器であったことがわかるであろう。節会蓋は朱漆器であると言えども、天皇は銀器であったのである。その点は、『永昌記』長治2年正月1日条に「次又一献」の注として「銀御蓋」とある点からも裏付けられる。

とすれば、材質の観点からは、銀器が朱漆器よりも食膳具として高い位置づけが与えられていたことになろう。既に第1章でも引用したように、『延喜内膳司式』供御料雑器にみえる「金銀朱漆瓷雑器」の記述からみても、上記の点は納得されるであろう。なお付記しておく、酒海の材質から判断して、一般には朱漆製品よりも金銅製品の方が格が上のものとして認識されていたことが推測される。

このようにみえてくると、酒器、ひいては食器としての階層性は、格の上のものから順に(金)銀器、朱器、様器、土器ということになるだろう。そして、これは一般に固定化された関係にあったことが窺われる。

それでは、続いて様器が上記に挙げたもの以外の材質のものと併記される例を列挙してみたい。

取蓋^{様器青}子瓶子 (〔長秋記〕永久元年正月16日条)

為酒部所 無中柱 東間中央立二階棚一脚 上階置絵折敷十枚^南 様器盃十^北 中階置白瓶子

四口 青子瓶子二口 (〔長秋記〕保延元年4月17日条)

このように、「白瓶子」・「青瓷瓶子」とともに記される例があり、様器は白茶碗や青瓷とも異なるものであると考えなければならない。

また、『西宮記』卷11裏書の天皇元服の際の記事に、

寛仁二- 不儲御箸并臺等 仍忽依太政大臣仰 削御箸 以様器盤 為箸臺之

とあり、箸臺が設けられていなかったため様器で代用した例が記載されている。箸臺は同じ場面の『江家次第』や『長秋記』などによれば、「陶器箸臺」とされており、上記の通例の箸臺も陶器、すなわち現在言うところの須恵器であることがわかる。つまり、陶器と様器も本来は別の実体であることが理解されるのである。

なお、同じ場面には白木の製品が多用されており、陶器とともに主要な用具類を構成している。そのことから、先述のように様器が白木の製品ではないことが裏付けられよう。また、その場面では「陶器鳥形平瓶」が用いられているのだが、その部分の興味深い註記として「件鳥頸以木作繼之、以白土塗之」とある。様器が木製品に白土を塗るようなものであるとすれば、この場面の鳥形平瓶と対応するものであるから、むしろその場にふさわしい用具であることになるが、天皇元服での御酒饌具は本来陶器が用いられていることになっている。この点からすれば、様器が木製品に白土などを塗るものであるという説も従い難いだろう。

また、逐一例示しないが金銅・白銅・黒漆の各製品についても、それぞれその旨を記せばよいわけだから、やはり上記の諸例と同様、様器とは一般に別の材質であるとみるのがふさわしい。

以上の検討を整理すれば、1. 材質を示す様々な食器名と対比する形で「様器」という用語が使われていることがほとんどであることから、様器がなんらかの材質あるいは製作技法を反映した食器名であると考えるのがふさわしい。2. 対比されるものとしては、土器が最も多く、他にも朱漆器・黒漆器・白木・銀器・金銅製品・白銅製品・陶器・白茶碗・青瓷などが挙げられ、それらとは異なる実体を想定するのが適当である。3. 使用者から判断して食器としてのランク付けを試みると、銀器>朱漆器>様器>土器という関係が導かれる。

様器の実体

(a) 栗栖野様器の検討

前節では、用途・形態や材質の諸側面より様器の輪郭が掴めないかを検討してきた。それでは、それらの諸条件を満たすような食器とはどのような製品なのであろうか。次に、「栗栖野様器」という用語に着目してこの点の検討を深めてみることにしたい。

まず、「栗栖野様器」がみえる『執政所抄』において「栗栖野」のように産地名の判明する食膳具を挙げてみると、他に「深草」、「春日」、「楠葉」などがある。そのうち前二者は、いずれも土器の産地であり、他の史料でも「深草」「深草器」といえば土器の代名詞として登場する。また、「楠葉」も黒器の産地として見えるが、楠葉型瓦器碗の存在などを考慮すれば、黒器は現在の考古学用語で言う瓦器に相当するものと見て異論はなからう⁽⁵⁰⁾。このように産地名がわかる食器をみても焼物の類であるから、野場喜子氏も「一応」と断わりながら指摘するように、栗栖野様器の第1候補としても土器や陶器の一種と考えるのが自然なところであろう。

また、「栗栖野」は平安京の北郊の地名で、愛宕郡内の郷名ともなっている。栗栖野で何より有名なのは、本章の冒頭でも述べたように、木工寮に属し平安京に瓦を供給していた「栗栖野瓦屋」が存在することであろう。この栗栖野瓦屋の所在地は既に明らかにされているように〔木村1930〕、現在の京都市右衛門橋ならびにその周辺である⁽⁵¹⁾。この栗栖野ではまた、瓦窯に付属する形で緑釉陶器・須恵器などの生産も行なわれていた。特に緑釉陶器生産の面では、9世紀前半を前後する時期の一大産地であり、栗栖野は陶製食膳具類の特産地として著名であった点からしても、栗栖野様器を陶器や土器などの焼物に比定するのは無理のないところであろう。なお、他の文献史料が

らみても、様器が土器・陶器あるいはそれに近似する製品と考えるのが妥当だが、その点は後で再論することにして、ひとまずその仮定のもとに議論を進めることにしよう。

そうすると、既往の説では緑釉陶器を当てる説が提出されているので、まずそれに触れておかねばなるまい。緑釉陶器については、調査・研究が最近格段に進展しており、その結果、第1章でも述べたように、緑釉陶器の生産は11世紀中頃に終焉を迎えることが大方の研究者の一致する見解となっている。栗栖野の緑釉陶器生産はさらに早く10世紀代にはほぼ操業を停止している可能性も強い。ところが、栗栖野様器の記載がある『執政所抄』は、その成立年代が1136～1149年頃、つまり12世紀中頃である。とすると、栗栖野様器は12世紀に盛んに用いられているため、矛盾する状況を呈することになる。もちろん、確かに緑釉陶器の伝世品の使用ということもまったく考えられないわけではない。

そこで改めて様器＝緑釉陶器説の根拠をみれば、栗栖野で緑釉陶器が生産されていること以外には、「深草様乳焼酒盞」が『執政所抄』正月二日臨時客の御料次第にみえんとする点にある。中ノ堂一信氏は、ここにみえる「乳」が室町時代の『茶具備討集』茶甌の記述から「クスリ」すなわち釉薬を示すものと判断し、ひいては「深草様（器）」あるいは「栗栖野様器」も施釉陶器とした。しかし、中ノ堂氏は、おそらく『史籍集覧』本の系譜のものによったのであろうが、『統群書類従』では当該部分が

四献。進深草様器。乳焼酒盞。追物菓子。甘栗。枝柿。小
甘子。獼猴桃。蘇。上達部居士高杯。殿上人居折敷。

となっている。字句が『史籍集覧』と『統群書類従』のどちらが本来のものなのかは、他の用例などからすれば『統群書類従』の方が理解しやすいところだが、写本の系譜などを辿ってみる必要もあり、筆者はその点の確認をしていないので現状は不明とせざるを得ない。もし『統群書類従』の字句で正しいと仮定すれば、様器と乳焼は別物であると考えべきである。例えば、同じ『執政所抄』の撰家仁和寺理趣三昧事には、

殿上饗甘前。二種物。盛深草六寸盤盛形。飯盛固大乳碗。（中略）

諸大夫甘前。二種物。深草三寸盤。居机。飯盛栗栖野様器也。

とある。大乳碗と栗栖野様器は対比されるもので、乳碗の方が様器よりも食膳具として一般に格の高いものであったことが窺われるであろう。他の史料としても、『春記』長暦3年正月5日条に「居乳碗一口」「盛乳碗二盃」、『江家次第』巻第11御佛名にも「甘糟一坏、^{入乳}碗」の用例がある。よって、様器と乳焼を1つの用語と見做すことはできないし、また当然乳焼を根拠に様器も施釉陶器であるとみることも根拠を失うことになる⁽⁵²⁾。

一方、『史籍集覧』本に従えば、あくまで「深草様」であって「様器」と同一視してよいかは問題となる。乳焼の類例は知らないが、それはなんらかの材質なり製作技術を反映したものであろうし、酒盞という器種名がでている以上、「深草様乳焼酒盞」を1つの用語であるとすれば、「深草様」をある特定の食器を指し示す「様器」の略と判断することは困難であろう。つまり、その場合はやはり「深草風の、土器のような」といった意味を示す語であると判断すべきではないだろうか。とするならば、そこから様器を施釉陶器と判断する根拠にはなり難いであろう。

そうなると、栗栖野様器を焼物と考えるかぎり、当該期に生産されていた食膳具は、いわゆる白色土器以外には考えられず、それが有力候補に上がってくる。白色土器とはどういうものかを説明

しておく、それはまさに白色を呈する素焼きの焼物である。本来緑釉陶器の素地と同一であったものが、その需要のためか緑釉陶器から分離して栗栖野周辺で専門的に生産されていったものと推測される。したがって、平安京周辺産の土師器が手づくねの成形であるのに対し、白色土器は轆轤成形で土師器と別種の技術系譜に基づくものである。なお、この白色土器は従来土師器の範疇で捉えられることが多かったもので、その呼称についても、研究者によって「白色陶器」「無釉陶器」「白色無釉陶器」など様々であるが、本稿では通例にしたがい白色土器としておく⁽⁵³⁾。

「栗栖野様器」と白色土器との関係は節を改めて検討したいが、その前に栗栖野様器とともに注目すべき用語として、既に諸先学も言及している「栗栖野土高杯」を挙げておきたい⁽⁵⁴⁾。栗栖野土高杯は『執政所抄』に散見され、例えば正月十五日粥御節供事に

殿下御料十二本。栗栖野様器。同高杯。

(中略)

北政所料十二本。同様器。高杯。

という記載があるように、栗栖野様器としばしばセットで用いられている。つまり、文献から見れば、土高杯と様器が栗栖野で生産されていた主な製品と見るのがふさわしい。そこで当該期の栗栖野で生産されている焼物をみれば、白色土器の供膳具類と共に土製の高杯が含まれていることが知られるのである。この栗栖野で生産されたと思われる高杯も、やはり白色土器に含まれる白い胎土の素焼きの製品であり、文献の栗栖野土高杯の記述ともよく対応する(図3)。野場喜子氏が指摘したように、土器一般と異なり、土高杯はほぼ一貫して「位のより高い人が使用」するものであって、「最も尊ぶべき食膳具」として認識されていたことが明らかである〔野場1987・1988〕。この理由には、単なる高杯だけの特殊で例外的な状況を考えるよりも、白色土器という土製でありながら土(師)器一般と異なる製品であったことを考えると、より理解しやすいのではなからうか⁽⁵⁵⁾。このように、栗栖野産の高杯の記述の存在からも、栗栖野様器が白色土器と見ることとは矛盾しない。

(b) 様器と白色土器の比較検討

栗栖野様器・栗栖野土高杯という言葉が挙げられてきたが、実はそれを確認できるのは、管見に及ぶ範囲ながら『執政所抄』のみである。使用方法からすれば、他の文献に見える様器とこの『執政所抄』の栗栖野様器に差異を見いだすことはできないようであり、『執政所抄』をみる限りでも、「様器」と「栗栖野様器」に内容的な差異を見いだし難い。そうだとすれば、『執政所抄』の「栗栖野様器」のみが別の実体を持つものと判断するよりも、栗栖野を冠する様器も一般の様器と同じ対象(語義)であると見るほうが適当であろう。『執政所抄』にのみ栗栖野様器や栗栖野土高杯がみえる点も、「諸行事における調度・用途をこまかに記し、ことにその出所を明らかにしている」〔続群書類従完成会1960〕という特徴的なその史料の性格に起因するものであろうから、やはり他の史料も含めて撰閲家で用いられる様器は基本的に栗栖野から調達されるものであったと考えるのが妥当である。

そこで、栗栖野様器だけでなく様器も含めて、それを白色土器と仮に考えると、文献の諸例と照らし合わせて矛盾などの問題はないのかを、以下吟味してみることにしよう。まず、用途・形態の側

面としては、既に検討したように、様器には、盤つまり皿状の器形や杯・碗さらには蓋・下皿とみられるものが存在している。白色土器は必ずしも出土量が多くないので器種を網羅しているとは言い難いが、ほぼそれに対応するように種々の供膳形態が存在しており、文献史料との矛盾はないだろう（図3）。

材質の側面についても、前節で挙げた諸材質とは異なる食器として、白色土器は適合する存在である。もちろん白色土器は、土師器や軟質の須恵器と焼上がりの上では近似してはいくはないものの、それらより明らかに白い色調を示しており、形態上から見ても区別しうるものである。

また、土器と様器との関係については、既にもてきたように、土器に比較して様器がより上質で、儀式的色彩が強い食器ということが文献から明らかである。そこで白色土器の出土状況を見てみると、平尾政幸氏などにより数値データとして明示されている通り〔平尾1990〕、白色土器が平安宮内などごく限られた場所にかなり集中して出土しており、文献上からの特徴と対応させることが可能であろう。

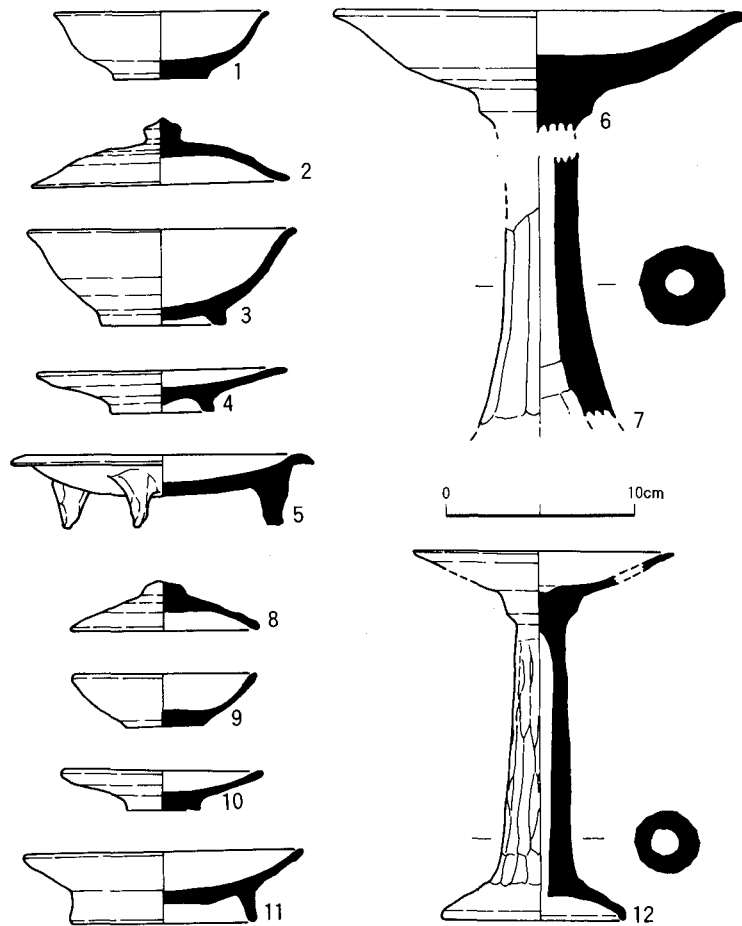


図3 白色土器の主な器種

1～7：10世紀，8～12：12世紀

縮尺 1/4

浅香年木氏が既に指摘しているように〔浅香1971〕、文献からみて深草の土師器生産が比較的数量の多い需要に答えていることから、深草などの窯業集団の規模が栗栖野よりもすぐれていたと判断されるが、出土資料においても土師器に比べ白色土器の数量は明らかにきわめて少なく、まさに合致することがわかる⁽⁵⁶⁾。銀器・朱器との関係については、それらより様器が史料上一般には下位に位置づけられているわけだが、それはその材質の特徴だけでなく出土数の上からみても、様器が白色土器ならば自然に納得されよう。このように、前節までの検討結果と齟齬を来たす点は認められない。

この他にも注目したいのは、必要な食器が調達できずに、例外的に代用品が使われたことを示す事例である。『長秋記』天承元年正月19日条には、大臣大饗において備えるべき様器がなかったために土器で代用したことが記されている。ここに、様器が土器と比較的似た食器であったことを窺わせる。

また、先に引用したように、『西宮記』巻11裏書には陶器の箸臺がなかったために様器で代用したことが記されている。この点から、陶器、つまり須恵器の代替品になりうるような食器が様器であったと言えるであろう。特に「天皇元服」という重要な儀式であるだけに、代替物を求めるにしても選択が行われていたであろうことは想像に難しくなく、やや推測に過ぎるかもしれないが、陶器の代替として土器（土師器）ではなく様器が選ばれた点には、土師器より様器の方が陶器に近い材質であったことを窺わせるのではなかろうか。様器が白色土器だとすれば、実にその点も納得しうるところであろう。

他にも『類聚雑要抄』仁和寺殿競馬行幸御膳并御遊酒肴事に「様器^{小春}_白」とある。春日はもともと土器の産地で、そこから土器の特定の器種を春日とも呼ぶようになったものと推測されるが、そのような土器の器種を様器のなかに含んでいることも、土器との近親性を窺わせる史料になろう。既に従来の様器の語釈としてしばしば陶製であることが類推されていたこと⁽⁵⁷⁾も、文例から見て陶製を推測するのがごく自然であったことの反映だろう⁽⁵⁸⁾。

さて、このように様器が土器・陶器に類する食器であったことが推測されたが、それと共に最も重要なのは、これまでの検討では取り上げてこなかった様器の色彩の側面なのである。色彩がわかる例として、まず『宇津保物語』藏開上を挙げておきたい。そこには、

「かく墨つきて汚なげなるは傳へじ。これこそ白けれ」とて御机なる様器を取り代へて、かれはかくし給へば、人々「例ならずなど納められぬ」と騒ぎ笑ふ。若宮、様器に人々御つき入れさせ給ふ。

とある。これ以前の場面の内容を意識して簡単に説明すると、「舞などが催されている酒宴の席に、4才ほどの仁寿殿女御の御子である十宮が、右大将の兼雅にお酒を注ぎに土器（かわらけ）を持ってやってくる。兼雅がその土器を見てみると、女御の手になる和歌が書き入れてある⁽⁵⁹⁾。兼雅は20年ほど前に女御と手紙を交わしたことなどが懐かしく思い出されて、その土器を懐にしまう。それを見た十宮が「母上がこの土器に御酒を入れるようにとおっしゃったのに」と騒ぎ出したため、兼雅は「このように墨が付いて汚れたのは使わないでおきましょう。こちらの方が白くて綺麗ですよ」といって机の上にある「様器」に取り換えて、土器を隠す。」といった話のつながりになる。ここで、様器は土器より白く、おそらく綺麗なものと扱われていることが窺われるのである。

また、『江家次第』巻第17の東宮御元服にも以下のような記載がある。

坊司辨備饗饌 中角物十二前 饗廿四前 南北各十用様器 其色白 中角物十二前 毎前錫鯛
棗 件盤 廣四寸 饗廿四前 毎前 干物二種〔千鳥 楚 以上盤廣四寸 窪坏物二坏 海月 箸臺一
五分 割〕生物二種〔鱈 鱈〕 廣三寸 盤置箸 追物二種 小鳥 螺辛螺汁 鮎汁 鱈粉熟飯 様器
一双 七一 件盤三寸 盛實 垢器

ここでも、様器はその色が白であると明記されている。このように見れば、様器の属性としてその色彩が白であったことがわかるであろう。とすれば、この白色土器はまさにその様器の実体にふさわしい属性を持っているものと言える。そしてまた、栗栖野様器を緑釉陶器に当てる説が妥当でないことも、この点から裏付けることができよう。

さらに注目したいのが、白色土器の存続時期と様器との関係である。白色土器の成立時期は、その当初が緑釉陶器素地と同一であるため、厳密な特定は難しい。ただ、9世紀後半に畿内産緑釉陶器素地が硬陶化、すなわち青灰色の須恵器の色調となるが、白色土器は意図的に白色に仕上がるように選土と焼成の調節をしており、緑釉陶器素地とは区別しうる存在になる。そして、10世紀頃に入ると、形態としても緑釉陶器とやや異なるようになる。それは、洛西や篠で緑釉陶器生産が継続される一方で、栗栖野を中心とする洛北の窯場ではその頃に緑釉陶器主体の生産から白色土器専焼生産へと生産体制としても変質し、他の平安京周辺の緑釉陶器生産地とは独自の動きを示すようになるためと考えられる。その後、11世紀中頃で緑釉陶器生産は衰退するものの、白色土器生産は継続し、13世紀中頃までは確実に生産が行なわれており、おそらく13世紀いっぱい生産が継続されていたものと考えられる。

一方で、文献に見える様器を確認してみると、その文献における初出例は、管見の及ぶ限り、『西宮記』の承平年間、930年代のもので⁽⁶⁰⁾、11～12世紀には用例がきわめて多くなる。関根真隆氏の網羅的な研究にも様器が取り上げられていないこと〔関根1969〕からすると、少なくとも平安期に見られるような用法としての「様器」は奈良時代にまで遡ることはないものと思われる⁽⁶¹⁾。大嘗祭や天皇元服などのように、伝統的で簡素な器物で構成されている儀式において様器が用いられず陶器などが使われていることも、様器が陶器に比して比較的新しく出現したものであったことを間接的ながら窺わせる現象であろう。このような状況は、上記の白色土器の変遷を想定すればうまく対応しているものと言えよう。また、様器という項目が『和名類聚抄』（931～938年頃成立）には認められず、平安時代後期の12世紀末頃に成立したとされる『色葉字類抄』には掲載されているというのも示唆的である。白色土器生産がようやく本格化する10世紀段階では、いまだ項目として取り上げられなかったとすれば、整合的に理解できる。

様器の用例の下限例については確認していない⁽⁶²⁾が、様器の語義が不明になったことから逆に類推すれば、ある段階で使用されなくなり、近世段階では本来の形態では残存していなかった可能性が高い。特に、源氏物語の古注釈書である『河海抄』に「しろかねのやうき」の注釈があり、「銀楊器或薬器」としている点は注目されよう。『河海抄』は貞治年間（1362～1368年）頃に足利義詮の命で献上されたというから、14世紀中頃に既に「やうき」の語義が不明になっていたとみてよからう。これは白色土器が13世紀代に衰退していったこととも対応するものである。このようにみえてくると、白色土器の変遷と文献に見える様器の消長とはほぼ整合するものと言えるのではなかろうか。

(C) 「銀の様器」の評価

以上の検討から、文献より辿りうる様器の諸側面と合致している食器が白色土器だということが出来るであろう。ただし、問題になる点が2つほど残されている。その点を検討しながら様器の実体についてもう少し掘り下げてみたい。問題点の1つは、先から何度も引用しているが、『源氏物語』宿木にみえる「銀の様器」である。もう1つは、様器には絵が描かれていたとする野場喜子氏の説の評価である。

まず前者についてだが、様器の実体を白色土器と考えると、「銀の様器」は明らかに矛盾している。しかし、既に検討してきたように、様器一般を銀製品であったとすれば、銀器と併記されている例の存在や朱器より下位に位置づけられていることなどから矛盾点が多く、材質を反映しているとみられる表現の場合、白色土器はまさに様器に合致する存在である。それでは、この「銀の様器」はどのように解釈すれば良いのであろうか。

ここでまず触れておきたいのは、ある1つの名称を一面だけで捉えること、つまりこの場合、様器が用途（あるいは形態）に規定された実体なのか、それとも材質に規定された実体なのかというように二者択一視することは適切な視点ではない点である。今更言うまでもないが、ひとつの語でも多義性を持つことはしばしばみられるところであろう。例えば、第1章に取り上げた「茶碗」は、本来は用途による名称である。しかし、その用途として一般的な存在であったのが陶磁器であったため、中国陶磁全般についても茶碗と呼ばれるようになったのである。それは材質を指し示すことにもなったと言える。そして、磁器、つまり緑釉陶器の器名の一つで取り上げられている時には、中国陶磁のある形あるいは法量を持つもの、いわば形態としての名称としても使われていることになる。したがって、一面だけで簡単にある語の定義をすべきではないのである。ただその一方で、本来的に指し示す内容とそれから派生する語義の広がりには当然限りがあるはずである。それらの点を考慮しつつ、様器を規定する要素を探る必要があろう。

さて、問題の「銀の様器」に戻ると、この場合の様器はなんらかの用途や形態などを反映した名称とみるのがふさわしい。この源氏物語に登場する銀の様器は、既に検討した通り、「粉熟」を盛る食器として使われていた可能性が高い。粉熟を盛る様器は『江家次第』巻第17「東宮御元服」によると、飯・汁と同様「碗器」が用いられたとされている。また一方で、『類聚雑要抄』の「花山院内大臣廂大饗」では、「様器寸法」として、「飯坏^{口径五寸五分}汁坏^{口径五寸}」とあることから、上記の銀の様器も坏と呼びうる範疇のものかもしれない。

源氏物語例以外に、材質以外を示す可能性がある「様器」としては、まず『殿暦』永久3年7月21日条がある。それには、

進五菓 小臺一本
用様器 (中略) 盤二枚 各居盃・様器

とある。盃が様器という材質を示している可能性もあるが、「様器盃」という表現でないことからしても食器を据える盤2枚にそれぞれ盃と様器を置いていたともみるのが自然だろう。もしそうだとすれば、様器は盃以外のなんらかの用途の食器を示していることになる。具体的には、酒肴を盛る盤や杯の類を表す用語としての「様器」となるだろうか。

他には、『類聚雑要抄』五節殿上饗目録に「雑物」として、

絵折敷三百枚。白折敷百枚。長櫃十合。懸子卅枚。土器^{小春日二千二十。小盤二百。酒器百。様器三百内。大百。小二百。}

という記載がある。これについても、特定が難しいが、小杯・小盤・盃以外の器種で、おそらくやや大きめの盤や杯・椀の類であろう。また、「様物」という表現を採っているが、『醍醐雜事記』巻11の座主房雜事日記に、

土器所進内八春日六十様物二百許沙良一酢器三十許

とある。沙良は皿に相当し、酢器は四種物を入れる小型の器であろう。春日は明確には不明だが小型の杯形のものとして推測される。そうすると、この様物は上掲の『類聚雜要抄』と同様の実体を指すのであろうか。

もう1例として、『執政所抄』に深草様器という記述がみられる。ただこれについては先述の通り異本での記載があるために、本来から様器であったかは問題であるが、一応様器とすればどう考えるべきかを記しておきたい。まず、これが深草で生産された白色土器である可能性については、現状の考古資料からすれば不明と言わざるを得ない。ただ、深草はいわゆる白土器の出現後の段階でも赤土器の生産地として著名であることから、白色土器の生産を行っていたことはやや考えにくいところであろう。もしそうだとすれば、どう考えるべきだろうか。深草は土器の産地の代名詞でもあり、土器という意味で用いられることも少なくない。深草様器に続いて乳琬酒坏とあることも考え合わせると、深草つまり土器という材質の「様器」、つまりある器形あるいは用途を示す「様器」という使用例と考えたほうが納得がいく。そうすると、様器は酒盞以外であり、後に追物菓子の内容が細注として列挙されるので、菓子などを置く食器とみるのが妥当と思われる。

これ以外には、『兵範記』仁安2年11月26日条ほかにおいて、様器に饗を盛り、合子に飯菜を入れるという表現がよく認められる。合子は一般に朱漆であるため、この様器も材質を示すものである可能性もあるが、合子が蓋物とすると、この場合の様器は器形あるいは用途を示すもので、饗つまり生物や干物を盛るような蓋を持たない器形という意味で用いられていた可能性がある。もちろん、様器に蓋を持つものはあるのだが、「蓋撃子」があることを特に注記するのは、逆に様器一般からすると特殊な状況だからかもしれない。実際、出土例としても白色土器は蓋の出土が少なく、それと対応させることが可能である。

以上のように見れば、様器が白色土器という材質による呼称以外の意味で使用されていた可能性があるものでは、いずれも盃以外の食器、特に酒肴や菓子の類を盛る無蓋の食器と推測されるのである。様器は先に見たように土器と対になるように記述されることが多く、また土器が一般に盃として認識されていたことが知られるので、それ以外の食膳具に対して様器と呼ばれることがあったとすれば、上記の諸例は理解しやすい。また、合子と対比しうる様器についても、朱漆の合子に対して白色土器の様器とすれば、土器と様器でみたのと同様の認識を導き出すことができよう。

また逆に考古資料の白色土器から見れば、もともと緑釉陶器の形態であるため、瓷器系と呼ばれるような椀・皿の系譜を引く形態を採っている。それは、同時期の土師器とは明らかに異なる形態である。したがって、より具体的には、そのような瓷器系の椀・皿形態に対して「様器」と呼ばれることがあったのではないかと推測される。また、瓷器系の椀・皿に蓋が少ないのは先述の通りである。ただ、様器が上記のような食膳具を示す場合にしても、別素材であるのは確認できるところで銀器と土器のみであるから、様器と呼ばれるには白っぽい色の供膳具であることが必要条件であった可能性は考えておく必要がある。

そこで触れておきたいのは、管見に及ぶ限り1例ながら、「様器」と墨書された土器が出土している点である。その資料は、静岡県島田市の居倉遺跡第3次調査出土品である〔島田市教委1987年、第14図263〕。墨書された文字のうち「様」は、木偏の4画目が書かれておらず、旁の下半の部分が「次」となる。「様」の下の字については、「口」が2つ横並びになり、その下に横棒が延びている。その下半は欠失のため不明ながら、「器」とみてよからう。「様」の右横にはもう1字分の墨痕が確認でき、あるいは木偏であるのかもしれない。この「様器」と墨書された製品は、口縁部の小破片である。色調は灰白色で、やや黄みを帯びつつも白い焼き上がりを示す。断面は黄褐色気味の色調を示す。形態としては、口縁端部はまるくおさめるもので、平安時代以降の施釉陶器にみられる碗・皿類の形態と推測される。器表面の調整はナデのみである。口径は、小破片であるためかなり誤差を含む復元であるが、15cm前後のようである。

この資料については、一般的な用法での「ためし（様）」、つまり手本の器であって、これまで取り上げたような「様器」と別物の可能性もある⁽⁶³⁾。確かに、その出土遺跡は旗指窯に近接しており、そこからの製品の出荷地であった可能性が指摘されていることから、「ためし」と関わることも想定できる。しかし、生産工房や窯からの出土ではなく、各種の墨書土器が多量に出土する消費遺跡からの出土であることからすると、「ためし」の器という考えでは必ずしも整合するものではないだろう。墨書方法についても、体部の外面に縦方向に墨書されており、同じ遺跡から出土した「財」などの墨書土器と変わるところがない。この点からすると、本稿でこれまで取り上げてきた様器である可能性も捨て難い。時期的には、居倉遺跡第Ⅱ期（旗指古窯第Ⅰ期）のもので、灰釉陶器編年ではほぼ猿投折戸53号窯式、10世紀前半頃に押さえられそうであり〔澁谷1994〕⁽⁶⁴⁾、文献例と時期的にも矛盾するものではない。この資料は栗栖野産の白色土器、つまり「栗栖野様器」ではなく、旗指古窯跡群の製品とされるものである。ただ、白色に近い焼き上がりを示す無釉の焼物で⁽⁶⁵⁾、しかも壺器系の形態とみられる。つまり、少なくとも先に示した広義の様器の語義の範疇で捉えられる可能性があり、栗栖野産白色土器以外の様器の実体を示すものと判断されるのではなかろうか。

それでは、この問題の最後に、先の『源氏物語』例についてももう少し付け加えておきたい。その当該箇所では、銀の様器とともに瑠璃の盃が列挙されている。同様に『宇津保物語』藏開中では「銀の様器、黄金の土器」がみえる⁽⁶⁶⁾。物語ではなくて実際の饗宴の場合、瑠璃の盃の使用例はきわめて少なく、黄金の土器は寡聞にして知らない。おそらく、物語としての華やかさを演出するために、瑠璃の盃や黄金の土器が登場させられたのであろう。管見ながら実例としてほとんど確認できない⁽⁶⁷⁾銀の様器も、同様の趣旨のもとに舞台演出として登場させられた可能性が高いであろう。とすれば、銀の様器なるものを一般化して考えるのは妥当でない。『源氏物語』があまりにも有名であったがためにかえってそれに引きずられ、その特殊例が様器の典型例かのような誤解を生み、それが一層様器の実体追究を混乱させる一因になったように推測されるのである。

(d) 残された問題点

次に、様器には絵があり、したがって焼物と違う素材によるものだという説を取り上げたい。

その根拠とされたのは、『執政所抄』撰関家節会の「北政所料」の注として「栗栖野様器。居様

図在端。」とみられる点である。これはいかに読むべきであろうか。『長秋記』保延2年正月5日条に着目すると、「土高杯」の注に「居様事」と記す例があることから、先の用例も「居様、図在端」と読むべきである。つまり様器の上に「様」を置（居）いたのであり、様器そのものに図があっても見えないことになるわけだから、図はその「様」の端にあったものと判断するのが自然であろう。とするならば、この資料をもとに様器そのものに絵があったとするわけにはいかない。他には、様器に絵があるものとして記載された例は確認しておらず、先に記したように「白」と認識されることから窺われるように、基本的に絵を持たないとみるべきであろう。こう考えれば、様器に白色土器を比定することとはまったく矛盾しないものと言える。

さて、上記の資料により、様器には「様」なるものを置くことがあったことがわかった。それでは、この「様」は何であるかだが、『類聚雜要抄』の「仁和寺殿競馬行幸御膳并御遊酒肴事」に

上達部 酒肴四種^{中居交菓子}
已上様器^{小春日}酒器例器也。^{已上以薄様爲皆敷。}

とある。このように、薄様、つまり鳥の子紙の薄いものを皆敷としていたことがわかる。時期的には下るものながら、桂宮家本と呼ばれている東京国立博物館蔵『類聚雜要抄』6巻本では、薄様を敷いた状況が図化されており、より明確にその使用方法を窺い知ることができる⁽⁶⁸⁾。他にも『永昌記』大治元年2月2日条に「土高杯」の注に「上紙薄様如例」とあり、やはり紙の薄様が置かれている。そうすると、先の「様」も薄様・厚様などの鳥の子紙のことを指していたとみて良いだろう。

そこで、当然想起されるのがこの「様」、鳥の子紙が様器の語の由来になっていた可能性である。「様」も法量などの規定であれば「ためし」と呼ぶのが普通であろうが、様器はあくまで「やうき」と呼ばれており、薄様（うすよう）に由来するとすれば、読みの上でも矛盾しない。様器の語の由来に関する既往の説は先に述べたように充分には納得し難いものであるため、1つの仮説として「様を敷く器」が語源になった可能性を提示しておきたい。

ここで注目したいのは、様器の初出例と見られる『西宮記』における様器の用途である。

右大臣家饗 用机様器 (巻1 臣家大饗，天曆2年(948)正月5日条)

詣大相府饗所 皆用蔬菜無鳥魚 盛用様器^{云々}
(巻1 臣家大饗，天慶6年(943)正月10日条)

依次座定三机備饗 参議已上用黒柿 引象机簀薦 辨少納言由支佐木机無簀^{以上用様器}
(巻2 大臣召，承平6年(936)8月19日条)

享飲^肴 用机^{土器} 湯^漬 用様器^{穩座}
(巻2 賭弓，承平7年(937)正月19日条)。

以机様器備肴 (巻9 祭使事，承平4年(934)4月16日条)

大盤供 唐菓子 木菓子 餅 干物 各八種盛様器 花盤
(巻11 裏書，天曆4年(950)8月5日条)

供進御肴 沈香折敷六枚 銀土器様器辨備之 (巻11 裏書，天曆4年(950)10月4日条)

即備膳 大臣用折敷十二枚地敷等 垣下親王 一世源氏及理髮者用半机二前^{已上用様器}
(巻11 裏書，承平4年(934)12月27日条)

このように、様器の初現例ではいずれも酒坏としての使用例ではないようであり、特に菓子や生

物・干物などいわゆる饗や中角物を盛る器が多い。この状況は先に見た材質以外で規定される可能性のある様器の特徴と一致する。そして、「様を敷く器」を思い起こせば、それに盛られるにふさわしい食品が菓子や肴の類であることに気付かされよう。酒杯や飯・汁では様を敷くなど考えられるはずはなかろう。とするならば、様器は様を敷く器の本義から、その様が敷かれることが多かった酒肴や菓子類などを盛る饗膳の器の意味で使われ、さらにそのような用途の際に一般に使われていた白い器、筆者の想定では白色土器を様器と呼ぶようになったのではないだろうか。そして、材質としての様器に意味が変化することにより、その用途も拡大して、土器や漆器がその主体であったとみられる酒杯や飯・汁碗までも特定の儀式などでは使用されるようになったものと推測される。出土資料である白色土器としても皿・盤の類が圧倒的に多いことも、様器の本来の用途に起因するところが大きかったとすれば、整合的に理解できよう。

以上、様器の語の由来とその語義の広がりについて検討を及ぼしてきた。本章の最後に、様器＝白色土器と類似した用語として「白土器」があるので、その点について見通しも含めて少し触れておくことにしたい。白土器は、赤土器と対となる表現で、管見による初出例は『大饗次第』（1236年）である。この白土器の実体としては、手づくねによる土師器で白色に焼き上がったものが相当するものと判断され、それは13世紀頃に出現することからもその比定で齟齬はない。ここで問題になるのは、白色土器との関係である。この白土器の出現の経緯については、厳密な論証は必要だが、京郊で生産された土師器の内在的技術革新のみで成立したとみるよりも、同じ焼き上がりの様器、白色土器が以前から生産されてきているのであるから、そこからの技術導入と考えたほうが理解しやすいのではなかろうか。時期的に見ても、白色土器は13世紀中頃あるいは末頃まで生産されており、白色土器の最終生産段階と白土器の成立期は重なっている⁽⁶⁹⁾。

また、初出例と見られる『大饗次第』の「白土器」は「削水」の容器として用いられている。『宇津保物語』國讓中では、「氷召せば、小さく割りて蓮の葉に包みて様器に据えて、近江守持て参りたり。」という記述がある。物語という特殊な用例ながら、削水の容器として従来から様器が使われていた可能性はあるだろう。鋤柄俊夫氏は白土器の用途を「寺院または宮廷内における伝統的色彩の中に位置付けられる」としているが〔鋤柄1988〕、白土器が性格としても様器で担っていた機能を継承する側面をもっていた可能性を推測できよう⁽⁷⁰⁾。

もし上記のように白土器の成立を白色土器からの技術移入と考えてよいのならば、白色土器技術はそれまで実に長期にわたり栗栖野において閉鎖的に保持されてきたのだから、白色土器生産の変質を意味するであろうし、その衰退をも暗示させる。そして、おそらくこの動きには、栗栖野でともに操業されていた瓦生産の推移と関連する動きであることは想像に難くない。例えば栗栖野の瓦生産でも、その系譜の生産は14世紀まで継続するが、13世紀頃には衰退化傾向を辿るようである。おそらく、栗栖野の白色土器、すなわち様器の生産も瓦生産と命運を共にし、新たな白色土器生産にその座を譲っていくのではなかろうか⁽⁷¹⁾。

白色土器終焉期の問題は、本稿では仮説の提示のみにとどめ、これ以上の細かい追究を行なわないことにする。ただ、これまでの検討で様器が一般的には白色土器にほぼ相当することが導かれたので、このことを基礎に「様器」と「白土器」との関係が中世食器を考える重要な課題として浮かび上がってきたことだけは間違いなかろう。

⑤……………おわりに

これまで3章にわたって、平安時代頃の文献にみえるいくつかの食器名について、誠に迂遠ながら器名考証的な検討を重ねてきた。整理の意味を込めて検討の結果を改めてまとめれば、以下のようになる。

まず第1章に取り上げたのは、「瓷器」「青瓷」「茶碗」という用語である。前二者に関しては、10世紀後半頃までの資料では「瓷器」と記される場合が多く、それ以降はほとんどが「青瓷」「白瓷」という表現になる。10世紀後半以前で単に「瓷器」とのみ記す例について今回改めて検討した結果、いずれも「青瓷」を指していることが明らかとなった。「瓷器」は従来「青瓷」「白瓷」の総称とみなされ、それに疑念が挟まれることもなかったが、10世紀後半以前では「瓷器」と言えば一般には「青瓷」であることが当時了解されていたものと判断される。したがって、これまで『日本後紀』や『延喜民部省式』などにみられる「瓷器」の実体については議論が分かれてきたが、それについてもやはり「青瓷」であるとみるのがふさわしいことになるだろう。

次に、それら瓷器・青瓷・白瓷について、その実体が何であったかを時期的な変遷を視野にいれて検討した。その結果、まず「青瓷」には輸入陶磁器が含まれるとみる見解もあったが、基本的には国産の緑釉陶器であるとみるのが妥当と判断された。しかし、緑釉陶器生産が衰退する11世紀中頃以降については、新たに青瓷瓶子などが多用されていることを文献に確認でき、その実体としては輸入陶磁器を含んでいる可能性のあることが指摘できる。したがって、それをもとに「瓷器」「青瓷」の実体をまとめると、「瓷器」は本来施釉陶磁器類を指すものだが、輸入陶磁器には「唐」などを冠することで識別し、それ以外の「瓷器」は一般に、国産の鉛釉陶器であった。「青瓷」については基本的に国産の緑釉陶器を指す用語であるが、緑釉陶器生産がほぼ終焉を迎える11世紀中頃以降の青瓷瓶子などの例に関しては輸入陶磁器を考慮しておく必要があると言えよう。

残された「白瓷」については、やはり「唐」などを冠して輸入陶磁であることを示すもの以外は、基本的には国産の灰釉陶器と判断される。ただし、11世紀後半頃に灰釉陶器生産が終焉を迎え、無釉の陶器生産に移行すると、それら灰釉陶器系譜の焼物を白瓷と呼ぶようになり、さらにごく一部ではあるが、輸入陶磁器の白磁を白瓷と呼ぶことも出てくるようになるのである。

次に茶碗については、唐代において茶を飲むのに愛用されたのが陶磁器であり、そこから陶磁器一般についても茶碗と呼ばれていたものと推察できる。日本にも喫茶の文化の流入とほぼ同じころに輸入陶磁器碗類の流入が始まり、以降その流入量は増加の途を辿る。おそらく、このような経緯のために、輸入陶磁器一般も「茶碗」と呼ばれることになったものと見られ、亀井明德氏の指摘のように遅くとも10世紀中頃にはその用語法でほぼ固定化することになる。

一方、10世紀に成立した『延喜民部省式』の瓷器の規定にも「茶碗」があり、亀井氏の指摘と抵触しそうだが、この規定は9世紀、特に前半のものともみられるため、茶碗の用語としての定着以前の段階の用例として矛盾するものではない。この『延喜式』の規定で茶碗は小碗より小さい法量を持つが、それは5寸という輸入陶磁器碗類にまさに標準的な法量である。つまり、これまでの日本の碗の概念では小碗が碗のうちの最小のものに当たっていたが、新たに輸入陶磁器の茶碗が流入し

てきたのに伴い、その法量を写したのも茶碗と呼ばれるようになったのである。さらに興味深いのは、9世紀前半頃の東海産施釉陶器で5寸程度の碗を求めると、越州窯系青磁Ⅰ-1類碗模倣形態のものを見出すことができる。となれば、その規定の茶碗は法量だけでなく器形としても中国陶磁模倣であったがために「茶碗」なる器種名を設定されたことが想定されるであろう。

第2章では、「葉碗」「葉皿」を取り上げた。この用語については、国産の施釉陶器、なかでも葉の文様が陰刻されたような緑釉陶器などを指すものという見解が出されており、その見解を踏襲して議論を進める論文も見られた。しかし、本稿で改めて検討を行なったところ、従来の説は根拠としては乏しいものと言わざるを得ず、史料の「葉碗」の注に確認できるように柏などの葉で作られた食器類であったと考えるのがふさわしい。国産施釉陶器、なかでも緑釉陶器は祭祀具としての性格を考える見解がいまだ根強く、『和名類聚抄』の祭祀具の項に「葉碗」「葉手(皿)」がみられることをもとに、「葉碗」=緑釉(施釉)陶器説の立場から、緑釉陶器はやはり祭祀具が基本であるという立論も導きだされかねない。しかし、本稿の検討のように葉碗と施釉陶器は別物であり、したがって施釉陶器の用途も祭祀具であったと見る必要はなくなる。逆に、施釉(緑釉)陶器を示す「瓷」が『和名類聚抄』の祭祀具ではなく器皿部に分類されていることから、むしろそれには食器としての性格をより基本に据えて考える必要があることになろう。

第3章では「様器」という用語を俎上に載せた。この用語については、『源氏物語』『枕草子』を初めとする古典にも登場することから故実書や注釈書でもよく取り上げられ、実に江戸時代やそれ以前より注目されてはいた。しかし、現在にいたってもなお解釈は諸説に分かれ、語義未詳というのが現状であった。筆者はそれら諸説を整理した上で、用途・形態、ならびに材質の側面から検討を及ぼした。その結果、前者の側面では、食物を盛る器の総称あるいは儀式用の食器の総称ではないこと、食器を載せる台ではなく食物を盛る器であること、特定の用途に限定されず、さまざまな形態と法量をもつこと、後者の側面では、材質を示す用語との対比で用いられることが多いこと、様器と言えれば一般に土器・朱漆器・黒漆器・白木・銀器・陶器・茶碗・瓷器などと異なる材質であること、食器のランク付けとしては、銀器や朱漆器より下位に土器よりは上位に位置づけられるものであること、等を指摘した。その上でさらに、栗栖野で生産されること、土器・陶器に類する材質であること、白色で土器よりも綺麗なものと認識されていること、などといった様器の構成要素を指摘し、様器が基本的に考古資料でいうところの白色土器であるという結論を導いた。さらに、様器の用語としての特徴と白色土器の考古学的知見を対比的に検討し、両者が内容的に実に整合するものであることを確認した。

ただし、『源氏物語』の「銀の様器」については、当然白色土器ではありえず、様器には別の語義をも併せ持っていたことがわかる。この場合は、肴や菓子(この場合粉熟)を盛るような盤・坏・碗など、特に盃以外の器としての「様器」の用法であったものと判断した。そして、白色土器という考古資料から見ると、いわゆる瓷器系の形態を持つもので、おそらく白色土器という材質以外での用法の場合も白色に近い器にのみ適用される用語であった可能性があると推察した。なお、この『源氏物語』例は従来からしばしば取り上げられてきたが、様器の用例としてはむしろ特殊例であることも指摘した。

様器の語の由来については、従来の諸説は必ずしも納得できるものではなく、筆者は1つの仮説

として、本来「様」、つまり薄様などの紙を載せて使う器、あるいはそのような使用が主に行われる肴や菓子を盛る器の意味で用いられ、さらにそれにしばしば用いられていた白色土器が様器を示す実体として固定化することになったのではないかという過程を想定した。『源氏物語』の用法もこの過程の中で理解できる。

そして、最後に白土器と様器との関係に触れ、白土器が白色土器の技術を導入した可能性があり、しかも様器の機能を継承する側面を持っていたことが想定されるとした。細かな論証は後考に待つべきだが、今後の中世土器を考える上で重要な検討課題になりうる点が指摘できるであろう。

それでは最後に、平安時代の食膳具様式について、本稿の検討の中で気付かされる点をまとめておくことにしたい。平安時代、なかでも9・10世紀の食膳具は、従来考古学の立場から中国陶磁器を頂点とする食器の階層構造を持つものと想定されている〔宇野1985ほか〕。しかし、例えば天皇の食器は銀器を中心にしており、本稿の検討の中でも序列を明らかにしたように、銀器が頂点となっていたと見るべきである。また、藤原氏の長者が用いる朱器臺盤の存在などを含めても、やはり金銀朱漆が食器の階層構造の最上位を形作っていたと考えるのがふさわしい。さらに、瓷器・青瓷についても本稿の検討からやはり当該期において緑釉陶器を指すものであり、輸入陶磁器とみることはできない。

もちろん、緑釉陶器には輸入陶磁模倣の製品があり、唐代金銀器を初めとする金属器を含めて、中国製器物を模倣対象にしていたものと判断される。金銀朱漆などの器形についても、おそらく輸入陶磁を初めとする中国文物の影響があった可能性は高く、筆者はそれまでも否定するものではない。しかし、そのことによって中国陶磁を食器の最高級品に位置付けることと直接結び付けるべきではない。中国指向の強さがあくまでデザインとして中国陶磁の形などを求めたのであって、材質に基づく階層構造とは別問題と考えるべきであろう。

それでは、天皇の食器などに確認される「金銀朱漆瓷」の器を最上位とする食器の階層性はいつ成立したのか。瓷器の食膳具化はやはり9世紀初め、平安初期であるとみるべきであろうし〔高橋1994b・1995a〕、朱漆の器もほぼ同じ9世紀前半頃が出現期のようなものである〔金子裕之1995〕。とすれば、まさに平安時代に入って、そのような食器の体制が確立したと見てよいだろう。興味深いのは、上記以外のより下位を構成する食器についても同様の状況を見出しうることである。つまり、灰釉陶器に黒色土器・白色土器なども出現し、既存の土師器・須恵器に黒漆器・輸入陶磁器類なども加わってさまざまな色彩と材質の食器が平安時代以降に出揃ってくるのである。このような多様な食器構成は、奈良時代以前とは異質のものであり、おそらくここには中国指向が現れているものと判断されるだろう〔高橋1994b・1996ほか〕。

しかし、このような「金銀朱漆瓷」を頂点とする食器体制も崩壊することになる。瓷器、すなわち緑釉陶器は11世紀中頃には食膳具生産がほぼ終焉を迎える。また、既に触れてきたように、文献史料からも12世紀には使用が途絶えていくことが確認できる。灰釉陶器も11世紀後半には無釉化してしまい、須恵器も既に多くの地域で供膳具から撤退している。そして、永仁3年(1295)が年記の最新年とされる『厨事類記』には「云金銀器者、盛御膳器也。近代無金器用銀器也。朱漆瓷雑器者、盛御業料器也。近代用土器。」とある。この記載に従えば、13世紀末前後にはもう既に瓷器だけでなく朱漆器も含めて土器に取って代わられており、旧来的な御膳の食器体系が完全に崩壊して

いたことがわかる。一方、出土資料からみてもその頃の漆器は以前と比べて普及度を増していたようであり、おそらく従来の食器の価値大系からはズレを生んでいたものと判断される。つまり、「金銀朱漆器」を頂点とする食器体制は、10世紀段階でも変質を来しつつあるが、11世紀中頃に明らかな崩壊の一步を見せ、12～13世紀へと徐々に瓦壊への歩みを辿っていくのである。色彩と材質の豊富な食器類とそれによる階層構造は、まさに平安時代あるいは古代後期の典型的な食器様式であったと言ってよいであろう。

それと対比するうえで、中世の食器様式の中での土師器の存在についても触れておくと、最近の中世考古学を初めとする研究では、中世の食器の中で土師器が特殊な位置を占めるものと判断し、一過性のハレの器としての土師器の機能を重視するものが多いようである〔藤原1988ほか〕。土師器が儀式専用器かどうかはそれ自体改めて検討すべきだと考えるが、とりあえずここではその点に深入りせず、そのような儀器的用途が中世により重視されていたとすると、今回の古代の食膳具様式の検討の立場からも指摘できる点がある。確かに、土器（土師器）は様々な儀式あるいは饗宴の中で使用されている。しかし、例えば四献以降の酒器として用いるものであったり、「大臣大饗」の穩座で用いられているものであったりすることからも知られるように、より日常に近い場面で用いられるのである。出土資料からみても、9～11世紀の平安京では、ほぼどの地点をとっても出土土製食器の9割を越える大多数を占めるのが土師器なのである。もちろん、土師器は神膳に用いられることなどもあるが、その場合は一過性のハレの器としての大量消費と直接結び付くものではないだろう。少なくとも平安時代の都の状況に限れば、儀式容器として土師器の食器が重視されているとは言い難い⁽⁷²⁾。したがって、中世の土師器は古代より継続する伝統的な焼物であるが、儀式で土師器を重視するのは単に古代から導きだされるものではないのである。

天皇の御膳がようやく13世紀末頃に土器を取り入れ、旧来的な食器構成をそれまで墨守しようとしてきたことから窺われるように、中世的な土師器の性格は、おそらく天皇などを頂点とする伝統的な価値観とは別のところから生まれた思想ではなからうか。つまり、中世における土師器の機能重視の動きには、古代からの伝統に起因する価値観の敷衍化という側面では割り切れず、かなり大胆ながら、土師器への新たな意義付けが中世（あるいは古代末）に生まれ、むしろそのなかに天皇を初めとする伝統的秩序さえも飲み込まれていったものといえないだろうか。土師器を重要視する背景には、先の『厨事類記』において朱漆器が土器に取って代わられるように、色彩も乏しく簡素とも言えるものを是とする新たな価値観の動きを見いだすべきかもしれない。そこにはまた、鎌倉で「京土器」をわざわざ調達しようとしている例〔神奈川県1973〕⁽⁷³⁾などから推し量れば、京都指向の文化としての新たな付加的価値を認める動向と捉えることもできるだろう。この点の細かな検討は、本稿のこれまでの言及内容を越える重要な問題であるので、ここでは平安期の食器様式との差異と、その実証的なレベルでの研究の必要性のみを記すにとどめたい。

本稿は、限られた食器の器名考証だけに終始したが、この器名の比定に基づき食器の用途や社会的意味など文献史料と考古資料とを相互吟味しながら検討していくことが必要であるのは言うまでもなからう。今後は、今回の検討結果を足掛かりに、食文化史あるいは食からみた社会史とでもいべき大きなテーマについても追究していきたいと考えている。

(国立歴史民俗博物館考古研究部)

註

(1)——石毛直道氏は、相互に関係を持つとしながらも、環境→食品加工→食事行動→生理という4段階に分け、環境と生理は主に科学のレベルの問題で、食品加工と食事行動が文化のレベルの問題であるとした。また、従来の食文化の研究が食品加工の側面に偏っていた点などの指摘もある〔石毛1973〕。

(2)——吉岡康暢氏は「自然科学的方法の積極的な援用と、文献・絵画史料などを考古資料に即して解釈する作業が要請されよう」と記している〔吉岡1994〕。

(3)——いわゆる「弘仁瓷器」の問題については、以下の注に掲げる以外にも多くの論考があるが、その点は〔高橋1994b〕で論じたので参照願いたい。

(4)——『江家次第』巻第一「供御樂」では、大根一杯、苺串刺二杯、押鮎一杯、煮鹽鮎一杯、猪完一杯、鹿完一杯となっており、『延喜式』の記載と一致する。なお、『西宮記』では「焼鳥」とあるが、同じく『江家次第』では猪完・鹿完をそれぞれ雉と田鳥（鴨）で代用するとされている。

(5)——前田家卷子本「巻八 臨時乙 所々事」（『尊経閣善本影印集成』3，八木書店）。なお、当該部分は建武の補写と同筆の追記があるとされる。

(6)——国立歴史民俗博物館蔵品「田中讓氏旧蔵典籍古文書」に含まれる。マイクロ紙焼本で確認した。

(7)——大永本「第五 臨時 所々事」（『尊経閣善本影印集成』6，八木書店）。

(8)——前田家卷子本と田中旧蔵本の「進物所」部のみを抽出すれば、以下のようになる。

(前田家卷子本)

進物所 在月華門外南腋外候在右兵衛陣
北近衛次將為別當有頭執事膳部

有熟食請内膳所渡之御采供朝夕御

部有熟用銀器御精進日用瓷器

不足例供員之時觸藏人有

年官月奏

(田中旧蔵本)

進物所 在月華門外南腋外候在右兵衛陣北以公
卿近衛次將為別當有頭以奉膳為預奉膳

執事膳部有熟食請内膳所渡之御采

供朝夕御膳用銀器御精進日用瓷器不足例
供員之時觸藏人有年官月奏

字句の異同については、前者では後者にみられる「以公卿」「以奉膳為預奉膳」の字句がみられず、逆に前者では「供朝夕御膳」に続いて後者にない「部有熟」が加わっている。特に興味深いのは、後者である。前田家巻

子本では「部有熟」の次に、「食」字の上半を書きかけながら途中で止め、その字を消すようにして「用」の字を重ね書きしている。これは明らかに誤写である。「供朝夕御膳」と書いたところで、書写すべき原本ではおそらく前行に位置したであろう「執事膳」の部分に作者の目が行ったために、続く「部有熟」を写してしまい、「食」を書きかけたところで誤りに気づいて、「用」以下の字句を書写したのでであろう。「部有熟」の右脇には記号が付されているのも、誤写箇所であることを明示するためとみられる。また、この部分の「部有熟」では文意も通じないであろう。したがって、『故実叢書』本にみられる「部有熟」の字句は本来削除すべきものである。なお、「用」以下の字句は、前田家卷子本では本文として書き込まれているが、田中旧蔵本・大永本では細注となっており、あるいは本来細注であったのが、誤字を隠すように重ね書きした際に「用」を誤って大きく書いたためにそのような結果となってしまったのかもしれない。

(9)——『侍中群要』と矛盾する史料も存在しているので、その点を付記しておく。『厨事類記』の裏書には、「或記云。御精進之時、十種御菜、御汁物二坏也。〔白瓷。自餘如恒。〕」と記載されているのである。また、『厨事類記』の「或記」と出拠を同じくするものだろうが、『世俗立要集』にも「御精進ノ時、御菜十種シル物二坏也。白瓷自餘ツネノ如也。」とある。ただし、『厨事類記』をみると「延喜内膳式」を引いて「今案（ずるに）」として「朱漆漆雜器者、盛御菜料器也。近代用土器。」とあり、延喜式にみられる形での「瓷器」の使用が既に途絶えた段階の史料であることは注意しておかねばならない。両文献の成立時期は不明ながら、『厨事類記』は永仁3年（1295）以降、『世俗立要集』は承久年間（1219～22）以後で鎌倉中期頃の成立とされており（『群書解題』第3巻）、後述するように12世紀以降に瓷器の実体に変質を来たしている可能性も高いことから、10世紀後半～11世紀前半の成立とされる『侍中群要』をより重視すべきなのは当然であろう。さらに、『厨事類記』は御厨子所の紀氏の記録とされており、『西宮記』の瓷器の記載が「御厨子所」ではなく「進物所」に含まれるものであるから、内容的にも『侍中群要』に明記されている「進物所御膳用青瓷」の記載がやはり実体を示すものと判断すべきである。「白瓷器」の記載を採る現存の『西宮記』の壬生家本は、大部分が鎌倉時代から室町時代初期にかけて書写されたものと推測されており〔橋本・菊池1995〕、『厨事類記』などの成立段階に既に存在し

ていた可能性が十分にあり、その壬生家本のような『西宮記』の記載を採用した史料が『厨事類記』などに引用されたことも考えておく必要がある。また、成立年代は未詳ながら、室町時代前期の分類有職辞典とされる『名目抄』の記述にも注目したい。『名目抄』の雑物篇には、「青瓷」にルビとして「アラジ」と振り、「多盛天子御食器也」とするのである。『厨事類記』からすると、先の『名目抄』の記載はその成立段階の実態ではなからうが、伝統的に天皇の食を盛る容器として「青瓷」が認識されていたことを示すものと見ることは許されよう。それは、『侍中群要』の記載内容と一致するものである。その一方、『名目抄』では「白瓷」については項目として取り上げていない。このような点からすると、『厨事類記』や『世俗立要集』の記載をそのまま受け入れることはできないだろう。

(10)——これまでの研究において『西宮記』として引用するものに「青瓷」が含まれるが〔小林1964, 亀井1975, 井上1992〕, 筆者が確認した史料には見当たらなかった。小林行雄氏ほかの引用例はいずれも『江家次第』とまったく同一の記載内容であることから、明らかに本来の『西宮記』に含まれるものではないだろう。

(11)——酒坏としての使用例は『江家次第』乞巧羹にもあり、そこでは尾張青瓷とされている。

(12)——他に10世紀後半以前で「瓷器」と記す例としては、『和名類聚抄』器皿部が残されているだけである。これについては一種の辞書としての記述であるから、青瓷か白瓷かの判別はつかないし、総称としての「瓷器」の可能性もある。なお、青瓷・白瓷の用語の定着後には、『小右記』萬寿2年9月22日条に「瓷器」のみ記す例がある。これは、この直前の9月17日条に白瓷器と記していることから、明記せずとも白瓷であることがわかるために瓷器と略していたものと思われる。他に、『朝野群載』巻第20に輸入陶磁器を指すものとして「甕」の記載があるが、異体字であって、しかも長治2年(1105)というように12世紀にまで下る例であることから、用字の変化が生まれていたことを考える必要がある。

(13)——『延喜式』では、内匠寮の規定で銀器や漆器など天皇の使用する器類の製作の材料などが明記されている。つまり、いわゆる供御雑器のうち銀器や朱漆器が国内、それも内匠寮の管轄下で生産され、そこから供給されていたことになる。このように銀器や朱漆器が官営工房での生産であるわけだから、供御雑器を構成する瓷器も輸入陶磁器より国産の緑釉陶器の方がふさわしいであろう。そして、『延喜式』に瓷器の調達方法が明記され

るとすれば『延喜式』年料雑器しか見当たらないし、少なくとも『延喜式』という律令格式の建前上では中国陶磁に依存するシステムを想定できないのではなからうか。

(14)——亀井明德氏は、10世紀前半か中頃に国産陶器と輸入陶磁器を明確に区別するようになった要因として、10世紀以降の輸入陶磁器の需要層拡大と国産施釉陶器の生産量の増大を想定した〔亀井1975〕。ただし、国産施釉陶器の生産量増大の時期に関しては、現在の知見ではむしろ9世紀後半代頃とすべきである。輸入陶磁器の流入量の増加についても同様に少し遅らせるべきであろう。瓷器と茶碗の用語としての峻別は、亀井氏が掲げた上記の点が遠因になっていたことは筆者も同意見であるが、各種施釉陶磁器類が増加した後、1世紀ほどの年月を経てようやくその用語の固定化に至ったとするのが妥当ではなからうか。施釉陶磁器類の増加を直接的に示すのは、むしろ寺院の資財帳などに「青瓷」「白瓷」「大唐瓷」などが登場すること自体に見出すべきであろう。

(15)——亀井明德氏は基本的に「茶碗」を「白茶碗」と別の実体とみなし、景德鎮窯系青白磁と褐釉陶器および青磁に当てているようだが〔亀井1975〕, 必ずしもこれは適切ではない。「茶碗」が輸入陶磁器の総称として扱われることはあろうが、多くの場合「白茶碗」を意味していたと考えるべきであろう。

(16)——熊野本宮出土経筒外容器(保安2年(1121)銘, 「白瓷箱」の記載あり), 伊勢市小町経塚出土光背(承安4年(1174)銘, 「白瓷瓦」の記載あり)。『平安遺文』446・449, 〔奈良国立博物館1977〕ほか。

(17)——『類聚雑要抄』の「白子器二口」は「外銀十五兩。各々七兩二分。單功十五疋。」と説明されている。單功は製作に要する費用であり、銀は材料を示すものであろう。ただ「外銀」とあるので銀製品ではなく、白瓷器、おそらく白磁の外面を銀で覆うような処理を行っていたのであろうか。問題の残る記述である。

(18)——永久年間以前に関しては、〔高橋1994〕表1参照。

(19)——『玉葉』仁安2年(1167)正月16日条には、踏歌宴会(節会)の様子が記されているが、そこには「次供三節, 〔先持參銀器, 余云, 何供銀器哉, 陪膳云, 可持參青盆也, 即改供也〕」とされている。三節御酒を供するのに青盆, おそらく緑釉陶器の盃がこの段階で用いられていたことがわかり、12世紀代の瓶子も緑釉陶器ではないとまでは言えない。ただ、この玉葉の場合でも三節御酒の盃として青瓷を用いることが常識であったのに、

それが忘れられて銀器を持参していることから、青瓷の使用が途絶えつつあったことを反映しているのであろう。

(20)——『新修日本絵巻物全集』第24巻(角川書店, 1978年), 『日本絵巻大成』第8巻(中央公論社, 1977年)の2書を参照した。

(21)——『鳥獣人物戯画』甲第8・9紙(12世紀中葉), 『粉河寺縁起絵』第3～5段(12世紀後半), 『北野天神縁起』(承久本)第8巻第5段(13世紀初め)など。

(22)——9世紀前半頃の灰釉陶器は緑色と表現できるものもあるが、施釉部位の差などから緑釉陶器とは識別できる。また、9世紀の文献でも「青瓷」と「白瓷」の区別を記すことから、別の実体を考えるべきである。

(23)——器名墨書土器から、坏・碗の法量を窺い知ることができる〔津野1988・1991〕。津野仁氏からは直接的にも種々ご教示を受けた。記して感謝の意を表したい。

(24)——インドネシア語で碗のことを茶碗とも呼ばれているらしく、それは中国から入ってきた名称とされている〔石毛1993〕。それがいつの流入であるのか定かでないが、おそらく中国唐代においても既に陶磁器を「茶碗」と呼ぶことがあったのであろう。ただ、日本では、中国陶磁の流入が盛んになる9世紀代ではいまだ中国陶磁を「茶碗」と呼ぶ用法が固定化されていないので、10世紀以降の日本において「茶碗」と「輸入陶磁器」が排他的な結合を強めるのであろう。『延喜民部省式』の年料雑器の規定も、9世紀代のもものと見られるので、その点でも矛盾するものではない。なお、インドネシアの事例に関しては、内山敏行氏よりご教示を受けた。記して深謝の意を表す。

(25)——堀内明博氏が既に輸入陶磁器の法量分布図を作成しており、栗栖野産の軟質の緑釉陶器に関してながら、器形ばかりでなく法量においても貿易陶磁を模倣したものとしている〔堀内1994〕。

(26)——撃子については、他の文献で碗などに付属して「撃子」があることを記す例が多い。『江次第鈔』には「尻居也」としており、『江家次第秘抄』にも「今云茶碗ノ臺ノ如シ」とあることから、下皿あるいは托状のものであることが推測される。檜崎彰一氏も推測しているように〔檜崎1976, 52頁〕、現在の名称で言う段皿と考えるのが穏当である。不明なものとして花形鹽杯が残されるが、これについては小型の杯を考えるのが自然であろう。ただ、3寸と非常に小さいものは、この9世紀段階の製品では現状ながらほとんど見つけることができない。そのため、別の解釈として、いわゆる耳皿がこれに

当たる可能性もあるかもしれない。径の示し方については、後世の例ながら『兼葭堂雜録』に、耳を折り曲げた側の幅、いわば短径を長径と共に示す例があることから、耳皿の短径が3寸とすれば辻褃が合うことになる。盤の次という『延喜式』での記載順序も矛盾はない。花形というのも耳部のひだを表現したものになろう。もちろん、鹽杯という表現からすれば、やはり皿形態を考えるのは強引に過ぎるのも事実である。この点は、今後の検討課題としておきたい。

(27)——長門國瓷器、つまり防長産緑釉陶器については、現状では越州窯系青磁の模倣形態の碗が確認されていない。今後出土する可能性もあるが、あるいは旧稿で碗B-2類としたようなものが白磁の模倣形態であって、それを茶碗と呼んでいた可能性も考えておく必要があるかもしれない。今後の資料増加に待ちたい〔高橋1993〕。

(28)——伊野近富氏の前掲論文の冒頭では、葉碗・葉皿が葉に似た色合い、つまり緑色の容器の可能性があり、平安時代の緑釉陶器がその第1候補ではないかと指摘し、そこから論証に入っているのだが、あるいはその点を推測の根拠にしているのかもしれない〔伊野1982〕。

(29)——時代は下るが、1136～1149年頃に成立したとみられる『執政所抄』に「黒器」がみえ、「下知楠葉御牧」とあることから、従来からも指摘のあるように、この「黒器」は楠葉型瓦器碗である可能性が高い。黒色土器を指す明瞭な用語は見当たらないが、瓦器が黒色土器の系譜を引いて11世紀中頃に出現した黒色の焼物であるから、黒色土器も黒器と呼ばれていた可能性があるだろう。

(30)——例えば『延喜大膳式』には新嘗祭の雑器としては、「親王已下三位已上朱漆、四位已下五位已上烏漆并土器」となっており、単純に植物質容器と焼物という対関係だけで捉えるべきではないだろう。

(31)——葉碗は大嘗祭で用いられるような特殊な食器と考えられることから、簡単に容器の格付けを決定することはできない。

(32)——木村兼葭堂(孔恭)著、晚鐘成編『兼葭堂実録』。他にも、例えば貞享4年(1687)の東山天皇大嘗祭における調度舗設神饌などを図示した「大嘗會之圖」などに描かれている〔田中1975, 188頁〕。なお、神饌については、〔安江1989〕などを参照。

(33)——唐代のものとして、例えば『一切経音義』不空羼索經第12巻などに「瓷」が見えるので、中国の辞書などの内容が分類にも多少反映していた可能性はある。ただ、日本での読みなども記されていることから、本文に記したような結論で大過はなからう。

(34)——葉碗・葉皿の問題に関しては、土曜考古学研究会において発表を行なっている。その際、出席の利根川章彦氏ほかよりご教示など指摘を受けた。謝意を表する次第である。

(35)——確認した辞書類を参考までに列挙しておく。『広辞林』（第6版、三省堂、1983年）、『大辞林』（松村明編著、三省堂、1988年）【様器・楊器】、『大辞泉』（松村明監修、小学館、1995年）【様器・楊器】、『角川国語中辞典』（時枝誠記・吉田精一編、角川書店、1973年）、『新潮国語辞典』（改訂版、新潮社、1965年）【様器・楊器】、『新選古語辞典』（中田祝夫編、小学館、1974年）、『新大字典』（上田万年ほか、講談社、1993年）。

(36)——文中にある古注釈書については、いずれも源氏物語の注釈書。「細流抄」は三条西実隆著、永正7年（1510）から10年の間に成立したとされる。「孟津抄」は九条種通（たねみち）著、天正3年（1575）成立。「湖月抄」は北村季吟著、延宝元年（1673）成立か。なお、同じ伊勢貞丈の手になる『安斎随筆』にも巻之十三に「様器楊器」、巻之十九に「やうき」として同種の内容の記載が見られる。

(37)——文中の「源氏の新釈」は、賀茂真淵著の『源氏物語新釈』で宝暦8年（1757）の成立。「河海抄」は、四辻善成がまとめた源氏物語の注釈書で、14世紀後半の成立。「美隆」は、岩崎美隆による枕草子の補註本。

(38)——参考までに、『枕草子』第182段（段数は各書により異なる）「村上（前帝の）御時に」に含まれる「様器」について、主な各種刊本に見られる語釈の一部を引用すると以下ようになる。

『日本古典全書』（田中重太郎校注、朝日新聞社、1947年、『日本古典選』1977年として新装）【楊器】

白い釉薬を加へた陶器。後には金属でもつくつた。

『日本古典文学大系』（池田龜鑑ほか校注、岩波書店、1958年）

諸説あり未詳。集註に白い釉薬を加えた陶器、後には金属でも作るかと注している。

『日本古典文学全集』（松尾聡・永井和子校注、小学館、1974年）

食器。（中略）金属製と陶製のものがあつたかといわれる。

『枕草子全注釈』（田中重太郎、角川書店、1978年）【楊器】

「様器」とも書く。酒をつぎ入れるのに盃の代りに使用した道具かという。白い釉薬を加えた陶器だというのが、（中略）銀製のもあつたようである。

(39)——これは宇佐晋一氏より御教示を得たものだが、京都市左京区岩倉の自動車教習所造成時に出土している。現在では出土資料の所在は不明である。宇佐氏によれば、白色の土器類が集中して出土し、高杯は接合部が瘤状に膨れるものであつたとのことである。高杯の形状から明らかに白色土器であり、色調からも白色土器であると判断して間違いないものである。

(40)——本論には直接関係しないが、堀内明博氏が同じ論文〔堀内1994a〕の中で、宇野隆夫氏の著書に対する筆者の書評〔高橋1989〕について批判を受けているので、この場を借りてその点に少し触れておきたい。堀内氏は、土器生産などにみられる8世紀後半の変化を生産コスト低減の動きとして筆者が捉えているとし、その点が妥当でない旨の批判をしているが、そのような動きとして理解しているのは筆者ではなく宇野隆夫氏なのである。私の立場は、生産コスト削減という側面も確かに一部で考えるべきであろうが、それだけですべての現象を捉えることはできないのではないか、という点にあつたのであり、その点では堀内氏の意見と大きく変わるものではない。

(41)——以下の検討では、〔野場1987・1988・1989〕に掲載された各種の集成を大いに参照した。

(42)——他に、語釈として明確に示されたものではないが、『岩波古語辞典』などでは様器の用例として『色葉字類抄』の「行器（ようき）」を引いている。行器は一般に「ほかい（外居）」と呼び、食物などを盛って運ぶ三足で筒形の容器である。後述するように様器の文献の用例からは、この「行器（ほかい）」のような容器を導きだせないようであるから、一応別種のものとして判断したい。なお、様器は『色葉字類抄』では「覺語」として挙げられている。様器にも三足のものが存在した可能性はあり、なんらかの混同などが生じたのかもしれない。

(43)——『厨事類記』の佛名御膳には「但折敷面様器之高坏箸七等、内藏寮所進也。」とあり、様器には高坏という食器の台があつたというように読み取ることができる。高坏には後述するように栗栖野土高坏と呼ばれる製品があり、私見ではそれが様器供膳具と同種の材質のものであつたと推測しているため、高坏が様器に含まれるとしても矛盾するものではない。ただ、同じ『厨事類記』の様器具として「土高坏」「折敷」「打敷」が挙げられている点は問題になる。管見ながら「折敷」「打敷」が様器に含まれるという例を他に確認できないからである。それらが様器を供えるための道具であつて様器に含まれないか、あるいは『厨事類記』が1295年以降の成立

であって、時期的にも下る用例であることから、用語の指示内容に変質が生じていたか、のいずれかの状況を考えざるを得ないのではなからうか。少なくとも『厨事類記』の記述から、様器の本来的な実体を考えるのは適切ではなからう。先に挙げた様器之高坏もそのような点を考慮に入れておく必要がある。

(44)——この場面の「様器」については、山岸徳平氏は、「銀の台に、瑠璃の御盃と、瓶子（德利）を載せてある」としている〔山岸1963〕。また、先に引用したように、『貞丈雑記』でもこの部分を例示して、盃を載せる台とみている。ただし、石田穰二・清水好子氏は、「粉熟を入れた食器。坏か盤であらう。」という注釈を入れている〔石田・清水1983〕。これ以外に食器の台としての語釈が出た要因としては、上掲の『厨事類記』の他に、『貞丈雑記』などの記述も注意すべきであらう。そこでは、後で挙げるような食物を直接載せる「盤」としての記述が、食器を据える「大盤」や「中盤」と混同され、ひいてはよりわかりやすく折敷として語釈に取り上げられるようになった、という過程が推測されるのである。

(45)——『延喜内膳司式』に造粉熟料の記載があり、原材料などを知ることができる。

(46)——『源氏物語』宿木には、「浅香の折敷、高坏どもにて、粉熟まるらせ給へり」というような記述もあるが、それもその上に本来盛るための食器は当然存在するものとして省略しているのであらう。

(47)——例えば、『長秋記』天承元年（1131）正月19日条（関白忠通大饗）では、「三献（中略）為調備所無様器、仍以土器盛飯重耳器云々」とある。この耳器の材質は明記されていないが、様器か土器の耳皿であらう。このように、備えているべき様器がなかったために土器で代用し、それを耳器に重ねて使用することがあったということになる。なお、上記の用例は、耳皿が箸台だけでなく托的な用途を持つ場合があったことを示す点でも非常に興味深い史料である。耳皿が箸台として使われていたことを示す史料についても付け加えておくと、『貞丈雑記』を初め近世などには例が多いが、古く遡る例としては必ずしも耳皿であることの明瞭なものが多いので、1例を引用しておきたい。〔箸臺〔口径五寸。二方折立端。〕已上深草土器用之。〕〔類聚雑要抄〕。

(48)——この他にも、様器の法量規定は後掲の『江家次第』巻第17「東宮御元服」などにみえる。

(49)——野場喜子氏は、大饗や列見での三献までの酒杯を朱漆の蓋としている〔野場1988〕が、明らかに間違いであらう。

(50)——黒器は『執政所抄』正月六日被問臨時御修法日時事などにみえる。なお、瓦器を表す用語としては他に、大橋康二氏が「村雲」を挙げているので、少しその点に触れておくことにする。大橋氏は、瓦器の線状に磨いた文様の景色を「村雲」にたとえて名付けたのではないかとしている〔大橋1979〕。村雲が記される文献史料としては、元徳2年（1330）に金沢貞顕が在京の息子に宛てた書状がある。上記史料は、白土器と村雲を調達し、来月中に送るように貞顕が命じたのに対し、白土器は入手できたが、村雲は得難きもので入手できなかったことを記す〔神奈川県1973, 2816・2844・2845・2849〕。瓦器は中世京都では使われることがあまり多くないが、まったく出土しないわけではなく、また乙訓など平安京外では多量に出土しており高価なものとは言い難い。確かに、大橋氏の指摘のように、14世紀になると、瓦器も衰退期に入っているため入手が難しかった可能性はあるが、最末期の粗雑な瓦器碗が得難くとも京で求めようとするほどの対象であったのかは素朴ながら疑問にならざるをえない。ここで、村雲がどのような場面で使われているかを確認すると、3月の御所の句のために必要な品として求めているのである。京都での黒器の使用例を見れば、句を初めとした饗宴の席で用いられることはほとんどないといってよいようである。土器と黒器を対にしたような使い方も管見では知らない。そこで、注目したいのは、あまり適当な事例ではないが、既に引用してきた『源氏物語』宿木の一説である。そこには、盃と共に「村濃（むらご）の打敷」が登場する。そして、時期は下るが『貞丈雑記』巻之三「小袖類の部」をみれば、村濃の説明に「村濃と云うは、地をば薄くして所々に村雲のごとく何色にても色を濃く染むるなり。」とあり、村濃は村雲とも表現しうるデザインであったことがわかる。筆者の推測は、上記の村雲が村濃の別称であった可能性はないかというものである。盃であるかわらけと打敷のセットとすれば、上記の史料も実に納得がいく。そして、村濃とすれば高級染織品であらうし、京内でもなかなか入手できなかったとしても容易にその事情が理解されよう。一仮説として提示しておきたい。

(51)——栗栖野はおそらく本来は岩倉より西方の西賀茂の地域であり、岩倉までも栗栖野郷内に属していたのかは不明である。西賀茂の瓦屋の系譜を引く窯が岩倉に作られたために、その瓦屋も「栗栖野」と称されることになった可能性もあるだろうが、論旨にも直接影響しないので、その点はこれ以上問わないことにする。

(52)——乳琿の実体が何かということについては、これ

までほとんど検討されてこなかったようであるから、現状では不明と言わざるを得ない。ただ、『執政所抄』の撰関家仁和寺理趣三昧事などから明らかなように、「乳」を入れるという機能を示す碗の名称ではない。『春記』長暦3年正月五日条は供立春水を盛る食器として「乳碗」が記されているが、『江家次第』で同じ場面の容器を確認すると、「大土器盛立春水」とされている。乳碗は様器より格が上に位置づけられていたようであるから、そこにみえる乳碗と大土器は同一のものとはみなし難いだろう。ただ、時に「大土器」に代えて用いられていることからすれば、乳碗が大土器の陶製の食器であることは予想されよう。また、その「乳」の文字から推測すれば、白磁や灰釉陶器などが思い浮かばれるところである。先述の『春記』によれば、乳碗に立春水を盛るのだが、その水は土瓶に入れられている。茶瓶子（白茶碗瓶子）が用いられていないので、用具としての取り合わせから考えると、灰釉陶器（あるいはその系譜の陶器類）を想定の方がおそらく自然であろう。また、御佛名など仏教行事での使用が確認できるが、白瓷も文献上では少ないながら仏器的な使用が多いようであり、使用形態の性格としても乳碗を灰釉陶器に比定しても大きな矛盾はないものと思われる。そうすると、白瓷との関係が当然問題になる。あくまで憶測による仮説ながら、白瓷のうち大型の碗（白瓷碗）については、白茶碗（現在で言う白磁）との区別が付きにくいために乳碗という別称で呼ばれていたのが、次第に灰釉陶器全般の名称にも転化した、というような過程を想定できるかもしれない。なお付け加えれば、乳碗や白瓷の記載例が少ないので積極的な説明にはならないが、乳碗の記載がある『春記』『江家次第』『執政所抄』では、白瓷の語は使われていないようである。乳碗の実体については、今後検討を要するところであろう。

(53)——白色土器の変遷などは、〔平尾1994〕が詳しい。また、白色土器のカラー写真については、〔京都市埋文研1986〕図版19などに掲載されているので、参照されたい。

(54)——『執政所抄』の正月元日御節供事、正月二日臨時客、正月七日御干飯并七種御菜事、正月十五日粥節供事、六月晦日御祓事、などにみえる。

(55)——ただ、なぜ高杯では一般に様器高杯と呼ばず、土高杯と呼んだのかは問題として残る。製作技術の側面からみると、白色土器は脚部に縦方向の面取りを施しており、緑釉陶器に見られる高杯（須恵器高杯と基本的に同じ）とは明らかに異なり、むしろ土師器と同一の技術

である。また一方で、平安時代の当初は土師器の高杯が一般的だが、次第に土師器高杯が消滅していき、そのほとんどがこの白色土器の高杯になっていく。土師器の技術・形態を持つ高杯であって、食器組成の上でも土師器が白色土器に取って代わられることを加味して考えれば、生産者と需要者の双方から土師器の系譜を引く製品として認識されていても、不思議はないだろうし、そこに「土」を冠した理由も想定できるかもしれない。また、様器はあくまでも食器を据える膳などの道具としては認識されていなかったため、その本来の語義からも土高杯が様器と別扱いされた可能性はあるだろう。

(56)——浅香氏は栗栖野の製品が深草などの土師器より上質品であり、官営瓦屋で維持された高度な水準の窯業技術との関連が検討されねばならないとしている〔浅香1971〕が、緑釉陶器を含めた官営工場の系譜を考えると、白色土器はその点にも合致する存在である。

(57)——例えば、萩谷朴氏も「土器を主とする材質」と判断している〔萩谷1977〕。本章第1節参照。

(58)——従来の見解についてここで付け加えておくと、木製であるとする見解は多分に「楊器」からの類推が含まれていたものと想像される。一方の銀（金属）製品とみる見解は、やはり源氏物語の記述が影響しているものと思われる。

(59)——本論と直接には関連しないが、物語のこの箇所を彷彿させるように、平安宮左兵衛府跡から内面に和歌を墨書した土師器（10世紀前半頃）が出土している〔京都市埋文研1980〕。

(60)——『西宮記』巻9祭使事（承平4年（934）4月16日条）、同巻11裏書〈加冠〉（承平4年（934）12月27日条）、同巻2大臣召（承平6年（936）8月19日条）、同巻2賭弓（承平7年（937）正月19日条）。

(61)——『延喜主計寮式』には播磨国調として「様筥坏」、備前国調に「様足短坏」が挙げられている。この『延喜主計寮式』の内容は奈良時代の実態を示すものである可能性があるが、ここにみえるのは「様器」そのものではない。調にみえる上記の器名の実態は不明ながら、「筥坏」「脚短坏」にそれぞれ「様」を冠することで意味をなすものであり、やはり「様器」とは異質のものであろう。

(62)——中院通茂卿七十賀記（元禄13年（1700））に様器がみられるなど近世頃の例もあるようだが、諸解釈にあるように、銀製品や白木の製品（あるいはそれに胡粉や白土などを塗ったもの）で代用されていくことなど、意味内容の変質も考えておくべきだろう。

(63)——「中世食文化の基礎的研究」研究会において、宇野隆夫氏より「ためし」の可能性はないかとの指摘を受けた。

(64)——当該資料に関しては、島田市博物館の澁谷昌彦氏ならびに国立歴史民俗博物館の平川南氏より種々ご教示を受けた。記して謝意を表します。

(65)——小破片であり灰釉陶器の可能性も残されているが、確認した範囲では施釉されていないようであるから、意図的な無釉の製品の可能性があるものと判断しておきたい。

(66)——日本古典文学大系では当該部の「やうき」に「容器」の字を当てているが、やはり「様器」とすべきであろう。

(67)——『玉葉』承安4年(1174)12月21日には、「皆用様器〔様器一作私銀器〕」とある。文意が不明確であるが、様器が銀器で作られる場合があったことを示すものであろうか。また、関根正直氏によれば、時代が下る例だが、旧摂家で様器と呼ばれていた食器に銀鍍金かと思われる金属製のものが存在した点を報告している〔関根正直1977〕。このように、銀製の様器がまったく存在しなかったわけではないようである。

(68)——『類聚雜要抄』6巻本は、元禄15年(1702)に写されたものとされており、『群書類従』本の平面図を立体図化している〔助古代学協会・古代学研究所1994〕。

(69)——白色土器・白土器を巡る出土資料の現状については、小森俊寛氏・平尾政幸氏よりご教示を受けた。記して御礼申し上げたい。

(70)——『大饗次第』の段階ではおそらく様器生産も継

続しており、三献以前の酒杯としては様器の使用が従来通り継続している。

(71)——上原真人氏は栗栖野において瓦生産が衰退後も土師器生産が命脈を保つとみているが、これは検討を要するところであろう〔上原1978〕。なお、上原氏は13世紀以降の中央官衙系の系譜を引く瓦生産の実体についても最近論考をまとめており〔上原1995〕、改めて白色土器生産との関連が追究されねばならない。

(72)——吉岡康暢氏は『西宮記』などで酒器が銀器・漆器から土師器に代えられていることに着目し、そこに儀式での土師器の普及を確認できるものとみなし、ハレの器としての一回限りの使用の結果である土師器食器類の大量廃棄が10世紀以降にみられることと対応する動きだと指摘している〔吉岡1994〕。しかし、根拠に挙げられる宮廷の旬日などの史料は、野場喜子氏も指摘しているように〔野場1988〕、従来の儀式作法に則っていなかったことから土師器に取り替えられたものである。また、『台記』康治2年(1143)11月14日条にみられる袴着の儀については「昨日、以信範申着袴雑事於宇治、此中、先例兎前物用銀器、今度可用土器之由所存也、所以然、先臣素好儉約」とあるように、儉約を好むという個人の嗜好に由来するものであって、むしろ世間一般の動きとは反するために特記された事項である。したがって、指摘の10世紀段階の史料から、儀式などで土師器を多用化していく当該期の全般的な動きがあるとみなすべきではないだろう。

(73)——この史料に関しては、前掲註50のなかで触れた。

引用文献

- 赤沢威・南川雅男 1989 「炭素・窒素同位体に基づく古代人の食生活の復原」『新しい研究法は考古学に何をもたらしたか』クバプロ
- 浅香年木 1971 「平安期の窯業生産をめぐる諸問題」『日本古代手工業史の研究』法政大学出版会
- 石毛直道 1973 「食事文化研究の視野」『世界の食事文化』ドメス出版
1976 『食卓の文化史』文藝春秋(後に1993岩波同時代ライブラリー、岩波書店)
- 石田稔二・清水好子 1983 「源氏物語」七〔新潮日本古典集成』62)新潮社
- 伊野近富 1982 「「葉椀」「葉皿」考」『京都府埋蔵文化財情報』第5号
1987 「「かわらけ」考」『京都府埋蔵文化財論集』第1集
1989 「原型・模倣型による平安京以後の土器様相」『中近世土器の基礎研究』V
- 井上喜久男 1992 「尾張磁器考」『愛知県陶磁資料館研究紀要』11
- 上原真人 1978 「中央官衙系瓦屋の製品にみる施記号について」『京都大学埋蔵文化財調査報告』第1冊
1995 「京都における鎌倉時代の造瓦体制」奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会『文化財論叢』Ⅱ 同朋舎出版
- 宇野隆夫 1985 「古代的食器の変化と特質」『日本史研究』第280号、(後に1989 「考古資料にみる古代と中世の歴史と社会」真陽社に所収)
1988 「越中の国府・荘家・村落」『高井悌三郎先生喜寿記念論集 歴史学と考古学』(後に1989 「考古資料にみる古代と中世の歴史と社会」真陽社に所収)

- 大田区立郷土博物館 1996 『考古学トイレ考』企画展図録
- 大場磐雄 1955 「灰釉陶器について」平出遺跡調査會「平出 長野縣宗賀村古代集落遺跡の總合研究」
- 大橋康二 1979 「中世における赤土器・白土器雑考」『白水』No. 7
- 岡田 譲 1967 「『類聚雜要抄』とその調度」『東京国立博物館紀要』第2号
- 笠井新也 1916a 「播磨国津萬井村末谷に於ける古代製陶所の遺跡及びその遺物(付)瓷器に就いて」『考古学雑誌』第6巻第6号
1916b 「延喜式の瓷器に就いて樋畑雪湖君に答ふ」『考古学雑誌』第6巻第10号
- 加藤土師萌・山崎一雄 1971 「正倉院彩釉陶の技術的ならびに科学的考察」『正倉院の陶器』日本經濟新聞社
- 神奈川県(企画調査部県史編集室) 1973 『神奈川県史』資料編2 古代・中世(2)
- 金子裕之 1995 「8・9世紀の漆器-身分表示の食器-」奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会『文化財論叢』II 同朋舎出版
- 金子正臣 1924 『枕草子評釋』明治書院
1929 『枕草子通解』明治書院
- 亀井明德 1975 「平安期輸入陶磁器の名称と実体」『考古学雑誌』第61巻第1号(後に史料の補充ならびに補記を追加の上、
1986 「初期輸入陶磁器の名称と実体」として『日本貿易陶磁史の研究』同朋社出版所収)
1996 「唐代秘色瓷の実像」『東洋陶磁学会会報』第28号
- 木村捷三郎 1930 「山城幡枝発見の瓦窯址-延喜式に見えたる栗栖野瓦屋-」『史林』第15巻第4号
- 京都市埋蔵文化財研究所 1980 『平安京跡発掘資料選』
1986 『平安京跡発掘資料選』(二)
- 高 正龍 1994 「南ノ庄田瓦窯跡」京都市埋蔵文化財研究所『平成元年度京都市埋蔵文化財調査概要』
- 小林公治 1991 「古代集落の食生活と生業-草山遺跡と三ツ俣遺跡の検討を通じて-」『古代』92
- 小林正治 1983 「やうき」中田祝夫編監修『古語大辞典』小学館
- 小林行雄 1964 「鉛釉灰釉」『続古代の技術』塙書房
- 小山富士夫 1943 「我國の遺蹟出土の越州窯」『支那青磁史稿』文中堂
- 坂井秀弥 1988 「古代のごはんは蒸した「飯」であった-古代の米調理法復原メモ-」『新潟考古学談話会会報』第2号
- 澁谷昌彦 1994 「旗指古窯跡群と居倉遺跡の関係について-「尺」などの文字資料を中心として-」『向坂綱二先生遷曆記念論集 地域と考古学』
- 島田市教育委員会 1987 『居倉遺跡発掘調査報告書』
- 鋤柄俊夫 1988 「畿内における古代末から中世の土器-横俣系土器生産の展開-」『中近世土器の基礎研究』IV
- 関根真隆 1969 『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館
- 関根正直 1931 『枕草子集註』六合館(1977補訂復刻版、思文閣出版)
- 関根正直・加藤貞次郎 1976 『改訂有職故實辞典』改訂三版、稀書刊行会
- 続群書類従完成会 1960 『群書類目』第5巻
- 高橋照彦 1989 「書評 宇野隆夫著『考古資料にみる古代と中世の歴史と社会』」『史林』第72巻第6号
1992 「山背における古代窯業生産」京都大学考古学研究会『岩倉古窯跡群』
1993 「防長産緑釉陶器の基礎的研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集
1994a 「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館研究報告』第57集
1994b 「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」『史林』第77巻第6号
1995a 「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」補論『中世土器研究』第76号
1995b 「緑釉陶器」中世土器研究会『概説 中世の土器・陶磁器』, 真陽社
1996 「土器様相からみた桓武朝」『考古学ジャーナル』399
- 巽淳一郎 1991 「日本における茶法の開始」『新版古代の日本』第6巻<近畿II>, 角川書店
1995 「奈良時代の「藤・理・止・由加」-大型貯蔵用須恵器の器名考証-」奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会『文化財論叢』II 同朋舎出版
- 田中初夫編 1975 『踐祚大嘗祭 資料篇』木耳社
- 津野 仁 1988 「古代日本の土器器名考」『古代文化』40-11
1991 「土器に書かれた文字」『考古学ジャーナル』No. 328
- 中井敦史 1994 「畿内土器様相の中世的特質」『中近世土器の基礎研究』X
- 中尾萬三 1932・1933 「仁和寺御室御物目録の陶瓷」『大乘』11巻8・10・11・12号, 12巻4・5・6・8号
- 中ノ堂一信 1984 「京郊の土器村」『京都窯芸史』淡交社(1979「京焼の歴史」『京の伝統と文様』9<京焼I 永楽>, 美乃美をもとに一部加筆)
- 中山平次郎 1915 「瓷器について」『考古学雑誌』第5巻第11号
- 奈良国立博物館 1977 『経塚遺寶』東京美術
- 楢崎彰一 1967 「彩釉陶器製作技法の伝播」『名古屋大学文学部研究論集 史学44』
1973 「三彩・緑釉・灰釉」(『陶磁大系』5)
1976 『白瓷』(『日本陶磁全集』第6巻)中央公論社

- 西 弘海 1979 「奈良時代の食器類の器名とその用途」奈良国立文化財研究所『研究論集』V（後に1986 『土器様式の成立とその背景』真陽社に所収）
- 布目潮風編 1987 『中国茶書全集』汲古書院
- 布目潮風・中村喬 1976 『中国の茶書』東洋文庫289, 平凡社
- 野場喜子 1987 「平安時代陶磁器の使用例について」『名古屋市博物館研究紀要』第10巻<昭和61年度>
1988 「『兵範記』にみる食器」『名古屋市博物館研究紀要』第11巻<昭和62年度>
1989 「合子について」『名古屋市博物館研究紀要』第12巻<昭和63年度>
- 萩谷朴校注 1977 『枕草子』（『新潮日本古典集成』12）新潮社
- 橋本義彦・菊池伸一 1995 「尊経閣文庫所蔵『西宮記』解説」『尊経閣善本影印集成』6 八木書店
- 長谷部楽爾 1972 「請来陶磁への渴仰（平安時代）」『原色日本の美術30 請来美術陶芸』小学館
- 肥後和男 1929 「大津京址の研究」滋賀縣保勝會『滋賀縣史蹟調査報告』第2冊
- 樋畑雪湖 1916 「延喜の瓷器に就て」『考古学雑誌』第6巻第8号
- 平尾政幸 1990 「平安時代前期の土器」京都市埋蔵文化財研究所『平安京右京三条三坊』
1994 「緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器」古代学協会・古代学研究所『平安京提要』角川書店
- 福山敏男 1943 「奈良時代における興福寺西金堂の造営」『日本建築史の研究』
- 藤原良章 1988 「中世の食器・考—くかわらけ>ノート—」『列島の文化史』5
- 堀内明博 1994a 「白瓷」古代学協会・古代学研究所『平安時代史辞典』角川書店
1994b 「平安京の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』<古代学研究所研究報告>第4輯
- 埋蔵文化財研究会 1996 『古代の木製食器—弥生期から平安期にかけての木製食器—』<第39回埋蔵文化財研究集会>
- 松本建速 1996 「絵巻物に見る器とその解釈」『物質文化』60
- 三宅米吉 1913 「陶器概説」『考古学雑誌』第3巻第11号
- 百瀬正恒 1995 「各地の土器様相7 近畿(2)京都」中世土器研究会『概説 中世の土器・陶磁器』真陽社
- 百瀬正恒・橋本久和 1988 「中世平安京の土器様相と各地への展開」『考古学ジャーナル』299
- 安江和宣 1989 「大嘗祭に於ける神饌御供進の御儀—『建保大祀神饌記』の成立をとおして—」『続大嘗祭の研究』
- 安田龍太郎 1982 「絵巻物にみえる器類と考古資料との比較研究序論」奈良国立文化財研究所『文化財論叢』
- 山岸徳平校注 1963 『源氏物語』五（『日本古典文学大系』18）岩波書店
- 横田洋三 1988 「中世土師器皿と生産地」『滋賀県文化財保護協会紀要』第1号
- 吉岡康暢 1994 「食の文化」『岩波講座 日本通史』第8巻<中世2>岩波書店
- 吉田恵二 1982 「古代宮部における食器の系譜」『國学院大學紀要』第20巻
- 吉村正親 1993 「栗栖野瓦窯跡の調査（その2）」京都市埋蔵文化財研究所『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報』平成4年度
- 渡辺実校注 1991 『枕草子』（『新日本古典文学大系』25）岩波書店

【図版出典一覧】

実測図はいずれも、筆者が再トレースを行なっている。その際、図の統一などのために一部改変を行なっている。

図1 法量分布図は筆者が作成。

- 1・2 平安京左京二条二坊（冷然院跡），（財京都市埋蔵文化財研究所『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概要』（1983年）
- 3 平安京右京三条三坊，（財京都市埋蔵文化財研究所『平安京右京三条三坊』（1990年）
- 4 北野麿寺，筆者実測，京都大学文学部『京都大学文学部博物館考古学資料目録』2（1968年）
- 5 平城京跡東三坊大路西側溝，奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』VI，1975年）
- 6 西寺跡，（財京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘資料選』（1980年）
- 7・8 西寺跡，寺島孝一・堀内明博・百瀬正恒「唐代邢窯の発見と日本出土の白磁」（『古代文化』第34巻第11号，1982年）
- 9 平安京右京四条二坊，（財京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘資料選』（1980年）

図2 『蒹葭堂雑録』（日本随筆大成）

図3

- 1・5 平安宮内裏，（財京都市埋蔵文化財研究所『平成2年度京都市内遺跡試掘立会調査概報』（1990年）
- 2・6・7 平安宮内裏，（財京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘調査概報』昭和63年度（1989年）
- 3 平安京左京四条三坊，（財京都市埋蔵文化財研究所『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概要』（1983年）
- 4 平安宮内裏，（財京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘調査概報』昭和62年度（1988年）
- 8 鳥羽離宮，（財京都市埋蔵文化財研究所『昭和58年度京都市埋蔵文化財調査概要』（1985年）
- 9 平安京左京四条一坊，平安京調査会『平安京跡発掘調査報告—左京四条一坊—』（1975年）
- 10 平安京左京六条三坊，京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報』II（1981年）
- 11 南ノ庄田瓦窯，（財京都市埋蔵文化財研究所『平成元年度京都市埋蔵文化財調査概要』（1994年）
- 12 平安京左京八条三坊，（財京都市埋蔵文化財研究所『平安京左京八条三坊』（1982年）

【史料出典一覧】

引用した史料のうち特に注記しないものは、下記の文献に拠った。

- 「造仏所作物帳」 - 大日本古文書
「安祥寺伽藍縁起資財帳」 - 平安遺文
『日本後紀』『延喜式』『朝野群載』 - 国史大系
『西宮記』『北山抄』『江家次第』『江家次第秘抄』『貞丈雑記』『安斎随筆』 - 故実叢書
『永昌記』『小右記』『江記』『長秋記』『兵範記』『台記』『台記別記』『左経記』『平知信朝臣記』『春記』『中右記』 - 史料大成
『土右記』 - 続史料大成
『殿暦』 - 大日本古記録
『名目抄』『類聚雑要抄』『大饗雑事』『大饗次第』『厨事類記』『世俗立要集』『薫集類抄』 - 群書類従
『執政所抄』『永久五年祈雨日記』 - 続群書類従
『侍中群要』『江次第鈔』『仁和寺御室御物実録』 - 続々群書類従
『玉葉』 - 『玉葉』(国書刊行会)
『宇津保物語』『源氏物語』『枕草子』 - 日本古典文学大系
『覚禅抄』 - 大日本仏教全書
『蒹葭堂雑録』 - 日本随筆大成

Considerations of the Terms for Food Vessels in Heian Period Japan: What Were *Shiki*, *Chawan*, *Kubote*, and *Yōki*?

TAKAHASHI, Teruhiko

The purpose of this paper is to identify archaeological types of ancient and medieval pottery as the names of various food vessels mentioned in written sources. This will be an important contribution to understanding food-eating culture of ancient and medieval Japan as this enables cooperation between historians and archaeologists.

Before the late tenth century, the term *shiki* 瓷器 [literally, porcelains] meant *aoshi* 青瓷 [lit. blue porcelain], which was probably a lead-glazed wares produced in Japan. A *shirashi* 白瓷 [lit. white porcelain], on the other hand, should indicate ash-glazed wares produced in Japan. After the domestic production of the ash-glazed wares ended, however, I would consider that the term came to mean unglazed wares originated from the ash-glazed wares and, in rare cases, Chinese white porcelain.

Imported porcelains came to be called *chawan* 茶碗 [lit. tea cups] probably because people in Tang China commonly used porcelain cups to drink tea. Moreover, the term *chawan* was listed in the *Engi-Mimbusho Shiki* [Rules and Codes of the Ministry of Internal Affairs] as an adaptation of Chinese porcelains.

I argue that a *kubote* 葉碗 [lit. leaf bowl] and *hirate* 葉皿 [lit. leaf dish] probably meant vessels made of leaves of oak or other trees, although some archaeologists considered them as porcelains. It is important to distinguish the *kubote* and *hirate* from *shiki* because the *kubote* and *hirate* were strictly used for ritual and ceremonial purposes, while the *shiki* were used daily.

As to the term *yōki* [impossible to translate] whose nature has been a subject of conjecture, I would consider it the same as what archaeologists call "white pottery." The term *yo* may have originated from a practice that thin *usuyō* paper was placed on *yōki* to serve foods. It is probably that, at first, the term *yōki* only meant vessels on which snacks and cakes were placed for serving. As time passed, however, the white pottery that was mainly used for this purpose came to be called *yōki*.
